

本山町地域防災計画

本山町防災会議

目次

第1編 一般対策編

第1章 総則

第1節	計画の趣旨	1-1
第2節	本山町特性	1-4
第3節	本山町防災会議	1-7
第4節	防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1-8
第5節	住民及び事業者の責務	1-19

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強いまちづくり	1-20
第2節	土砂災害予防対策	1-22
第3節	風水害予防対策	1-26
第4節	火災予防対策	1-27
第5節	危険物等災害予防対策	1-28
第6節	孤立防止対策	1-29
第7節	ライフライン等の対策	1-30
第8節	防災知識の日常化	1-32
第9節	自主的な防災活動への支援	1-35
第10節	要配慮者対策	1-38
第11節	消防団を中心とした地域の防災体制	1-42
第12節	自発的な支援を受け入れるための環境整備	1-43
第13節	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	1-45
第14節	災害に備える体制の確立	1-54
第15節	情報の収集・伝達体制	1-56
第16節	実践的な防災訓練の実施	1-59
第17節	防災関係機関相互の連携体制の整備	1-61
第18節	消火・救助・救急対策	1-63
第19節	災害時医療対策	1-64
第20節	緊急輸送活動対策	1-66
第21節	緊急物資確保対策	1-68

第 22 節 消毒・保健衛生体制の整備	1-70
---------------------	------

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立	1-71
第 2 節 気象警報等の伝達	1-84
第 3 節 情報の収集・伝達	1-88
第 4 節 通信連絡	1-94
第 5 節 応援要請	1-97
第 6 節 広報活動	1-99
第 7 節 警戒活動	1-101
第 8 節 避難活動等	1-105
第 9 節 災害拡大防止活動	1-115
第 10 節 緊急輸送活動	1-117
第 11 節 交通確保対策	1-119
第 12 節 飲料水の確保・調達	1-122
第 13 節 食料の確保・調達	1-124
第 14 節 生活必需品の確保・調達	1-126
第 15 節 医療・助産	1-128
第 16 節 消毒・保健衛生	1-129
第 17 節 災害廃棄物処理	1-130
第 18 節 遺体の検案等	1-132
第 19 節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	1-133
第 20 節 応急仮設住宅の建設等	1-134
第 21 節 ライフライン等施設の応急対策	1-137
第 22 節 教育対策	1-139
第 23 節 労務の提供	1-141
第 24 節 要配慮者への支援	1-142
第 25 節 二次災害の防止	1-143
第 26 節 自発的支援の受け入れ	1-144
第 27 節 自衛隊の災害派遣要請	1-146

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 計画の主旨	1-149
第 2 節 迅速な原状復旧の進め方	1-150
第 3 節 復興計画の進め方	1-151
第 4 節 被災者等の生活再建等の支援	1-153
第 5 節 被災中小企業等の復興その他経済復興の支援	1-157

第2編 地震災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的等	2-1
第2節	地震被害想定	2-3
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2-9
第4節	住民及び事業者の責務	2-10

第2章 地震災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり	2-11
第2節	防災知識を深めるための取り組み	2-12
第3節	実践的な防災訓練の実施	2-13
第4節	自主的な防災活動への支援	2-14
第5節	自発的な支援を受け入れるための環境整備	2-15
第6節	情報の収集・伝達体制	2-16
第7節	火災予防対策	2-17
第8節	危険物等災害予防対策	2-18
第9節	建築物等災害予防計画	2-19
第10節	地盤災害等予防対策	2-21
第11節	ライフライン等の対策	2-22
第12節	緊急輸送活動対策	2-23
第13節	避難対策	2-24
第14節	防災活動体制の整備	2-26
第15節	地域への救援対策	2-27
第16節	要配慮者への対策等	2-30
第17節	各種データの整備保存	2-33
第18節	住民等の自主防災力の向上	2-34
第19節	町の防災力の向上	2-36

第3章 地震災害対応計画（応急対策／復旧・復興対策）

第1節	地震災害時における組織体制の確立	2-38
第2節	地震発生後おおむね30分以内の活動（最初期活動）	2-49
第3節	地震発生後おおむね24時間以内に開始する活動	2-52
第4節	地震発生後おおむね24時間以降に開始する活動	2-58
第5節	自衛隊の災害派遣	2-61

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	2-62
第2節	災害対策本部等の設置等	2-64
第3節	関係者との連携協力の確保	2-65
第4節	地震発生時の応急対策等	2-67
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	2-70
第6節	防災訓練計画	2-71
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	2-72
第8節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	2-74

第3編 火災及び事故災害対策編

第1節	大規模な火事災害対策	3-1
第2節	林野火災対策	3-4
第3節	重大事故発生時の防災関係機関の措置	3-6
第4節	道路災害対策	3-7
第5節	航空災害対策	3-9
第6節	陸上における流出油災害対策	3-10
第7節	危険物等災害対策	3-12
第8節	その他の災害対策	3-15

第4編 資 料 編

1 防災関係機関・規程等に関する資料

1-1	防災関係機関連絡先	4-1
1-2	本山町防災基本条例	4-3
1-3	本山町防災会議条例	4-7
1-4	本山町災害対策本部条例	4-9
1-5	高知県内市町村災害時相互応援協定	4-10
1-6	高知県内市町村災害時相互応援協定実施細則	4-12
1-7	高知県消防防災ヘリコプター支援協定	4-14

2 通信に関する資料

2-1	本山町地域情報通信基盤施設	4-16
-----	---------------	------

3 消防に関する資料

3-1	消防団の団員数及び保有車両	4-17
-----	---------------	------

3-2	消防団分団担当区域	4-17
3-3	火災時の出動分団区分	4-18
3-4	消防団保有無線	4-19
4	避難に関する資料	
4-1	指定緊急避難場所及び指定避難所	4-20
4-2	福祉避難所	4-21
5	輸送・交通に関する資料	
5-1	町内の重要道路	4-22
5-2	災害対策用ヘリコプター発着場及び物資輸送拠点	4-22
5-3	異常気象時主要交通規制箇所	4-23
6	医療救護に関する資料	
6-1	本山町災害時医療救護計画	4-24
6-2	医療機関	4-32
7	災害救助に関する資料	
7-1	災害救助法による災害救助基準	4-33
7-2	危険区域における要配慮者関連施設	4-37
7-3	建設業協会加盟業者等の保有資機材及び車両	4-38
7-4	し尿の収集・処理関係業者	4-38
7-5	廃棄物の収集・処理関係業者	4-39
7-6	遺体の処理及び埋火葬関係施設及び業者	4-40
7-7	災害救助用備蓄物資	4-40
8	危険物施設等に関する資料	
8-1	危険物施設	4-41
9	災害危険箇所に関する資料	
9-1	地すべり防止区域	4-42
9-2	地すべり危険箇所（国土交通省所管）	4-43
9-3	地すべり危険地区（林野庁所管）	4-43
9-4	地すべり危険地区（農村振興局所管）	4-44
9-5	急傾斜地崩壊危険区域	4-44
9-6	土砂災害（特別）警戒区域	4-45
9-7	土石流危険溪流	4-50
9-8	砂防指定地	4-52
9-9	山腹崩壊危険地区（林野庁所管）	4-54
9-10	崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）	4-56
9-11	道路危険箇所（県管理）	4-57
9-12	河川危険区域（国土交通省所管）	4-63
9-13	ため池危険地区（農村振興局所管）	4-63

10 気象観測に関する資料

10－1	雨量観測所	4-64
10－2	水位観測所	4-64
10－3	地震計	4-64
10－4	気象庁震度階級関連解説表	4-65

第1編 一般対策編

第1章 総則

第1節 計画の趣旨

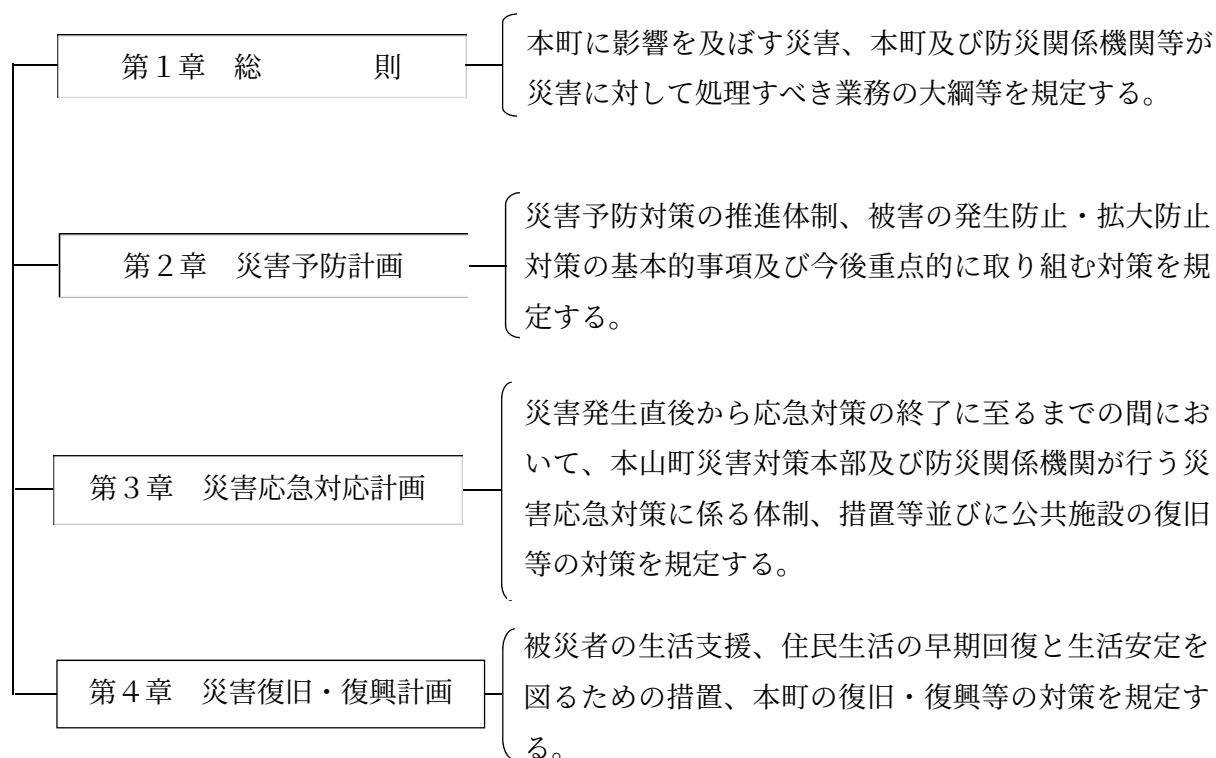
1 計画の目的

本山町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定及び本山町防災基本条例に基づき、本山町（以下「本町」「町」という。）の地域が被る各種の災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、本町において防災上必要な諸施策の基本を、町、高知県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災上重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本町の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

2 計画の構成

- (1) 本計画は、一般対策編、地震災害対策編、火災及び事故災害対策編及び資料編で構成する。
- (2) 一般対策編は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、本計画における基本的な計画とする。また、各編においては、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を具体的に記述している。

「一般対策編」の構成は、次のとおりである。



3 被害を最小化するために重点を置くべき事項

- (1) 本町においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。
- (2) 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、本山町防災会議の委員の任命等、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。
- (3) 自らの命、安全、財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強いまちづくりを進める。
- (4) 新興・再興感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進める。
- (5) 南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定される。本町は内陸部にあり、津波災害を受けることがなく、これら被災した市町村を支援することが可能である。本町は、県や他市町村からの要請があれば、協議し、支援を行う。

4 計画の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

5 細部計画の策定

本計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、本町の各対策部及び各課室並びに防災関係機関において定めるものとする。

6 国・県の防災計画との関係

本計画は、国の定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画及び高知県地域防災計画（以下「県計画」という。）との整合性・関連性を有するものとする。

7 計画の習熟

本町各対策部、各課室及び防災関係機関は、本計画の遂行にあたってそれぞれの責務が充分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、本計画及び本計画に関連する細部計画の習熟に努めるものとする。

また、住民への周知を図るため、広報・啓発活動に努めるものとする。

[注 記] 本計画における用語について

- 住民・・・本町に住所を有する者をいう。
- 住民等・・・上記に加え、他市町村から町に通学、通勤する者及び災害時に町域に滞在する者等も含める。
- 要配慮者・・・高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者を

要配慮者とし、その範囲は、本町に居住し、次のいずれかに該当する者とする。ただし、家族等の支援により避難に支障がない者はこの限りでない。

- (1) 独居（ひとり暮らし）高齢者（70歳以上）、高齢者世帯（80歳以上）
- (2) 身体障害者手帳所持者
- (3) 知的障害者で養育手帳所持者
- (4) 未就学の乳幼児から小学生
- (5) 上記以外で町長等が支援の必要があると認めた者

○避難行動要支援者・・・本町において在宅生活をする者のうち、災害時に自力での避難に不安があり、地域で避難支援等の支援を必要とする者であって、下記のいずれかの項目に該当する者をいう。ただし、家族等の支援により避難に支障がない者はこの限りでない。

- (1) 介護保険法による要介護状態区分において、要介護認定3以上である者
- (2) 身体障害者手帳所持者で、その等級が1級～2級である者（心臓・じん臓機能障がいのみは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) 町の福祉サービスを受けている難病患者
- (6) 上記以外で町長等が支援の必要があると認めた者

○防災関係機関・・・・国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

○関係機関・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。

○高知県（以下「県」という。）・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいう。

○警察・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいう。

○町・・・・町の課室、議会、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいう。

○消防機関・・・・消防組織法で定められた組織で、消防本部、消防局、消防署、消防団の総称をいう。

○自衛隊・・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいう。

○ライフライン・・・・電力、ガス、簡易水道、工業用水道及び通信の事業をいう。

○避難場所・・・・地震などの災害から一時的に避難する場所をいう。町が指定した場所については「指定緊急避難場所」という。

○避難所・・・・住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へもどれなくなった住民等が一時的に滞在する施設をいう。町が指定した場所については「指定避難所」という。

第2節 本山町の特性

1 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本町は、北緯 33 度 45 分、東経 133 度 35 分、高知市の北方約 20 km にあり、四国山脈の中央部に位置している。北は愛媛県と境し、南は南国市、香美市に連なり、西は土佐町、東は大豊町と接する。

東流して徳島県に注ぐ吉野川兩岸のわずかな沖積地のほか、町域の約 9 割が山林であり、急峻な山々は、吉野川に合流する多くの支流を生む複雑な地形を呈する峡谷を形成している。また、集落は、標高 250～740m の間に点在している。

(2) 気 候

本町の年平均気温は 14.2℃、年間平均降水量は 2,892.3 mm で、冬期は北西風が強く、寒気も厳しく、1～2 月の頃には、ときに積雪もある。夏期は比較的涼しくしのぎやすい気候である。

2 社会的条件

(1) 人口及び世帯

国勢調査によると、人口は、昭和 40 年には 7,343 人を数えていたが、平成 12 年には 4,657 人、平成 27 年には 3,579 人、令和 2 年には 3,261 人と減少が続けている。また、高齢化率は、平成 12 年では 34.2%、平成 27 年では 42.8%、令和 2 年では 47.9% であり、少子高齢化が本町にとっての重要な課題となっている。

世帯数については、昭和 40 年に 2,022 世帯であったのが、平成 12 年で 1,910 世帯、平成 27 年には 1,698 世帯、令和 2 年には 1,504 世帯となっており、減少傾向にある。その理由としては、人口減少が続いているため、今後もこの傾向は続くものと推定される。

(2) 集 落

本町には 24 の集落があり、町の中心部を西から東に流れる一級河川吉野川流域と、北岸の汗見川、行川、栗の木川や南岸の檜の川、木能津川等大小の支流沿いに集落、人家が点在している。

集落を大きく区分すれば、汗見川地区、寺家・吉野地区、市街地地区、南部地区、東部地区、北山地区に分かれる。市街地地区には、町役場、教育施設、文化教養施設、商店等があり、集落の拠点をなしている。また、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知東警察署本山警察庁舎、高知県立嶺北高等学校、嶺北森林管理署、国土交通省四国山地砂防工事事務所吉野川砂防出張所、高知新聞社嶺北支局等の主要機関がある。

(3) 交 通

主要道路網は、一般国道 439 号を中心に県道 4 路線及び町道が連結し、また、農道、林道が開設され、各集落の中心部までの道路はほぼ整備、舗装されているが、交通量の増加や通行車両の大型化に対応するため、既設道路の改良、新規道路開設の必要性が最重要課題となっている。

る。

3 災害の特性

(1) 土砂災害

吉野川流域は、御荷鉾構造線が走り、地すべり性崩壊が多い地域で、本町でも砂防指定地、地すべり防止区域の指定を受け、防災工事を実施しているが、なお危険箇所が数多くあり、台風等異常天候時には住民が自主的に避難をしている現状である。近年台風の勢力が大きくなる傾向があり、集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）の発生回数が増加し、記録的な降水量を経験する機会が増えることが予想される。

(2) 水害（ダム対策）

吉野川総合開発計画の要として昭和 48 年に完成した早明浦ダムは、水道・工業・農業・発電用水として四国全土に豊かな恵みをもたらすとともに、治水ダムとして、洪水調節により、吉野川沿岸の水害防止を図っている。しかし、ダム直下の本町では、昭和 50 年、51 年と度重なる計画最大放流量 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ を大きく上回る大放流で甚大な被害が発生し、住民に計り知れない恐怖と不信感を植えつけるとともに、その後繰り返される濁水の放流に悩まされ続けてきた。

汗見川取水ダムは、地域住民が守り育ててきた清流に大きな影響を与えている。さらに、「緑のダム」と言われる山林が、林業の低迷に伴う整備不足で河川環境の悪化に拍車をかけている。

また、平成 23 年の紀伊半島大水害等では、河川を山腹崩壊で発生した土砂が堰止め、流れが変わって人家や道路を流出させた事例も見られる等、新たな水害の形態の考慮が必要である。

(3) 林野火災

森林率が高い本町は、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地での水源の確保が困難なため、大規模な火災に発展することがある。

(4) 突風災害予防

近年、突風による被害が全国で発生している。突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず住宅、交通機関等へ局地的に甚大な被害をもたらす場合がある。

(5) 過去の災害履歴

発生時期	発生要因	災 害 の 概 要
昭和43年	台風10号	集中豪雨のため、農業用施設等に甚大な被害が発生
昭和45年	台風10号	家屋、農林、商工、公共施設等広範囲にわたり被害が発生、被害総額は約7億1,400万円
昭和51年	台風17号	町内全域で山崩れが発生 ・全壊家屋 1棟 ・半壊家屋 7棟 ・床上床下浸水 21棟 ・避難世帯 178世帯 ・避難者 480人
	台風17号によるダムの放流	早明浦ダムでの調節後の最大流量が計画最大流量2,000m ³ /sを大きく上回り、毎秒3,500m ³ /sとなって、大又地区で大災害が起こり、下流部においても増水被害が発生。被害総額は約5億7,500万円
平成26年	台風11号,12号	台風12号の後に台風11号が襲来し、8月1日の午後から5日までの間に1,500mmの豪雨をもたらした。避難勧告を町内全域に、避難指示を町内一部に発令した。一部地区で孤立が生じた。
平成30年	平成30年7月豪雨	梅雨前線が西日本に停滞し、6月28日～7月8日に1,694.0mmの大雨となった。7月7日には24時間降水量602.0mmが観測され、大雨特別警報が発表された。 がけ崩れ等の土砂災害が発生し、町内では、半壊3戸などの被害があった。

第3節 本山町防災会議

1 設置及び所掌事務

- (1) 災害対策基本法第16条の規定に基づき、本山町防災会議を設置し、その所掌事務を定める。
- (2) 所掌事務は次のとおりである。
 - ア 本山町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
 - イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
 - ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
 - エ 前各号に掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 組織及び運営

本山町防災会議の組織及び運営に関しては、本山町防災会議条例の定めるところによる。

また、男女の視点やニーズの違いを把握して、防災対策に反映していくため防災会議への女性の参画に努める。

第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、町域における防災業務の実施に関して次の責務を負う。

(1) 町

町は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その町域にかかる防災計画を作成して防災活動を実施する。

また、本計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、本計画に、地区防災計画を定める。

(2) 県

県は、法令等の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織（高知県南海トラフ地震対策推進本部）を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図る。

また、豪雨をはじめ暴風や高波などの対策を通年を通じて実施するため、全庁を挙げた常設の（高知県豪雨災害対策推進本部）を設置し、平時からハード・ソフト両面での豪雨対策などを部局横断的に検討、実施する。

被災により本町が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を本町に代わって行う。また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、町域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

(4) 自衛隊

自衛隊は、災害派遣を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るととも

に、災害時には応急措置を実施する。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
本山町	(1) 防災会議に係る事務 (2) 本山町災害対策本部等防災対策組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災に係る教育、訓練 (5) 県及び防災関係機関との連絡調整 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄 (7) 生活必需品、食料等の備蓄 (8) 給水体制の整備 (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導 (10) 災害危険箇所の把握 (11) 各種災害予防事業の推進 (12) 防災教育の推進、防災知識の普及、人材育成 (13) 水防、消防等応急対策 (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設 (16) 災害時における応急教育、保健衛生 (17) 災害広報 (18) 被災者の救難、救助その他の保護、被災者の広域搬送 (19) 復旧資機材の確保 (20) 災害対策要員の確保・動員 (21) 災害時における道路啓開、交通、緊急輸送の確保 (22) 災害復旧・復興の実施 (23) 防災関係機関が実施する災害対策の調整 (24) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等 (25) 被災者生活再建支援制度に係る事務 (26) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置 (27) 義援金品の受領、配分
嶺北中央病院	(1) 医療体制の整備 (2) 救護に係る予防体制の整備 (3) 医療品確保 (4) 入院患者の安全対策 (5) 被害情報収集体制整備 (6) 避難訓練 (7) 入院患者の避難及び治療 (8) 医療救護所の設置 (9) 被災者の治療 (10) 医療品の調達

(2) 消 防

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
嶺北消防本部嶺北消防署 (以下「消防本部」又は「消防署」という。)	(1) 消防力の維持・向上 (2) 町と共同での地域防災力の向上 (3) 災害情報の収集・伝達 (4) 消防活動 (5) 救助・救急活動 (6) 避難活動 (7) 行方不明者の搜索 (8) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
本山町消防団	(1) 団員の能力の維持・向上 (2) 町及び消防本部が行う防災対策への協力 (3) 消防活動 (4) 救助救急活動 (5) 避難活動 (6) 行方不明者の搜索 (7) 町及び消防本部が行う防災対策への協力

(3) 県

機関名	処理すべき事務又は業務
高知県	(1) 地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 市町村が実施すべき避難の指示及び避難場所の開設の代行 (9) 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他災害の発生への防御又は拡大防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施

機関名	処理すべき事務又は業務
高知東警察署 (以下「警察署」という。)	(1) 災害警備計画 (2) 災害装備資機材の整備 (3) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言 (4) 防災知識の普及 (5) 災害情報の収集及び伝達 (6) 被災者の救出及び負傷者等の救護 (7) 行方不明者の調査 (8) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 (9) 不法事案等の予防及び取締り (10) 被災地、避難場所、重要施設の警戒 (11) 避難路及び緊急交通路の確保 (12) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保 (13) 広報活動 (14) 遺体の見分・検視
高知県中央東土木事務所 本山事務所 (以下「土木事務所」という。)	(1) 国道、県道の整備及び点検 (2) 河川、砂防えん堤、急傾斜地対策の整備及び点検 (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (4) 水防その他応急措置 (5) 道路啓開、緊急輸送の確保 (6) 災害復旧及び復興の実施

(4) 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	(1) 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (4) 警察通信の確保及び統制 (5) 管区内各県警察への気象警報等の伝達

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国財務局高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ①預貯金の払戻及び中途解約 ②手形交換、休日営業等の配慮 ③応急資金にかかる融資相談 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付け (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	(1) 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局（高知農政事務所）	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 (5) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 (7) 応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局（嶺北森林管理署）	(1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	(1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局高知運輸支局	(1) 災害時における自動車による輸送のあっせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あっせん

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高知地方気象台	(1) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 (5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置 (9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国地方整備局	(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 (7) 港湾、海岸、空港の災害応急対策 (8) 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び排出油の防除 (9) 災害関連情報の伝達及び提供 (10) 防災知識の普及、啓発活動及び防災訓練の実施 (11) 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援 (12) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
四国地方整備局 （四国山地砂防 工事事務所吉野 川砂防出張所）	(1) 直轄河川、砂防、ダム等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (3) 直轄ダムの放流等通知
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方環境事務所	(1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 (3) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院四国 地方測量部	(1) 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 (3) 地理情報システム活用の支援・協力 (4) 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 (5) 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 (6) 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

(5) 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第50普通科連隊	(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力 (3) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、給食炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

(6) 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株)(高知支店)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
(株)NTTドコモ四国 KDDI(株)(高松テクニカルセンター) ソフトバンクモバイル(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本郵政(株)(本山郵便局)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (高知県支部)	(1) 災害時における医療救護及び助産 (2) こころのケア (3) 死体の処理 (4) 血液製剤の確保及び供給の為の措置 (5) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (6) 被災者に対する救援物資の配布 (7) 義援金の募集受け付け (8) 防災ボランティア活動体制の整備
日本放送協会	(1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
(独)水資源機構(池田総合管 理所早明浦ダ ム・高知分水管 理所)	(1) ダム放水訓練等の実施及び指導 (2) 災害時における施設の被害状況の調査 (3) 放水情報の発表及び伝票
電源開発(株)(高知 電力所早明浦事 務所)	(1) 発電施設の保全、保安 (2) 災害時における施設の被害状況の調査
四国電力(株)(田 井お客さまセン ター) 四国電力送配電 (株)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給

(7) 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)高知県エ ルピーガス協会	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテ レビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 住民に対する防災知識の普及 (4) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供
(株)高知新聞社	(1) 住民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 災害時における生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県ト ラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医 師会	(1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡 市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医 療情報センターと協力による救急医療活動
(一社)高知県 歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づき 各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報セン ターと協力した医療救護活動
(公社)高知県 薬剤師会	(1) 災害時における薬剤師の派遣 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づき 各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情報セ ンターと協力した医療救護活動
(公社)高知県 看護協会	(1) 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づき 各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報セ ンターと協力した医療救護活動
(一社)高知県建 設業協会	(1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策 業務への協力
(公財)高知県消 防協会	(1) 防災・防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養・訓練及び育成 (3) 要配慮者等の避難支援への協力
(社福)高知県社 会福祉協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 (2) 災害時における福祉施設の人材確保の協力 (3) 災害時におけるボランティア活動 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 (5) 高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局の運営

(8) その他公共的団体

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
J A 高知県れい ほく支所	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 農作物の震災応急対策の指導 (3) 共同利用施設の震災応急対策及び復旧 (4) 食料物資、救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (5) 被害状況調査及び応急対策への協力
本山町森林組合	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 被害状況調査及び応急対策への協力 (3) 風倒木、被害木、漂流木の処理
本山町商工会	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (3) 被災会員の被害状況調査についての協力
高知県建設業協 会嶺北支部	(1) 道路、橋梁の震災復旧体制検討への協力 (2) 救出活動等における重機、車両の協力 (3) 道路、橋梁等の震災復旧への協力 (4) 応急仮設住宅の建設等への協力
本山町社会福祉 協議会	(1) 在宅要援護者対策 (2) 町が行う震災対策への協力 (3) 町災害ボランティアセンターの設置・運営 (4) 在宅要援護者の応急対策 (5) 被災者の保護及び救援物資の支給 (6) その他町が行う避難及び応急対策への協力 (7) 被災生活困窮者に対する生活福祉基金の融資
町立保育所、小 学校、中学校	(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における児童・生徒の保護及び誘導 (3) 町が実施する震災応急対策への協力 (4) 避難所の管理・運営、炊き出し等への協力
要配慮者関連施 設	(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導 (3) 町が実施する震災応急対策への協力 (4) 在宅要配慮者の緊急入所、炊き出し等への協力

第5節 住民及び事業者の責務

1 住 民

- (1) 自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。
- (2) 被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力等、防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとする。
- (3) 自主防災組織の活動に自主的に参加する。

2 事業者

事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 事業の継続
- (4) 地域への貢献及び地域との共生

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

実施担当

関係各課

災害に強いまちづくりを進めるための基本的な方向を示す。

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

まちの形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などを推進し、被害の拡大防止を常に考慮する。

(2) 風水害を予防する施設整備

治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。

(3) 建築物の安全確保等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震化を計画的に実施する。

民間住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進する。

地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発を図る。また、ブロック塀等の耐震対策の支援やガラスの飛散防止などに関する普及啓発を図る。

(4) ライフライン施設等の機能確保

電気、LPガス、簡易水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震時に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

また、町は、県、電気事業者及び電気通信事業者が倒木等により電気供給網、通信網に支障が生じることへの対策として事前伐採等を実施する場合には、協力することに努める。

(5) 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取り扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

(6) 液状化への取り組み

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、液状化対策の推進を図り、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

また、マンホールの浮上防止対策実施など排水施設の防災対策を実施する。

(7) 他事例情報の収集

災害に強いまちづくりを進めている他事例を収集し、本町のまちづくりに活かす。

(8) 地籍調査の推進

被災後の復旧・復興を迅速に行うため、地籍調査を推進する。

2 災害に強いまちづくりを担う次世代リーダーとなるべき人材の育成

自主防災組織の組織率は100%（22組織）に達し独自の活動を行うとともに、自主防災組織連絡協議会にて年1回の防災訓練の実施等により、助け合いの心を育む活動を行っている。しかし、高齢化が進行しているため、災害に強いまちづくりを担う次世代のリーダーとなるべき人材の育成が急務である。自主防災組織等と連携して人材の育成に取り組む。

- (1) 防災教育の推進
- (2) 防災士等の資格取得支援
- (3) その他必要な事項への支援

3 公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地、緑道等は災害時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備を促進する。

4 市街地浸水防除施設対策

不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害等に対する施設の安全性の確保に配慮する。

5 土地利用に関する規制、誘導

安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

6 移転の促進

制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

第2節 土砂災害予防対策

実施担当

総務課、建設課、まちづくり推進課

風水害等により、災害の発生が予想される土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所について、防災施設の整備等、土砂災害対策事業を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 土砂災害の危険区域の調査・把握

- (1) 県から土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所に係る資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査の上、危険区域及び土砂災害（特別）警戒区域の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努める。
- (2) 町内における指定された危険区域及び指定区域外の危険な箇所（資料9参照）については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

2 土石流対策

(1) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

関係機関の協力を得て、日ごろから過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば土石流の発生のおそれがあるかを把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、防災パトロール実施者による緊急情報の伝達方法についても整備する。

(2) 土石流危険渓流の周知

土石流危険渓流を把握するとともに、住民に危険箇所を周知する。

(3) 避難体制等の整備

住民が安全な避難を行えるよう、土石流危険渓流を把握し、住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(4) 砂防事業の実施

国、県の協力を得て、現在荒廃している渓流又は将来荒廃のおそれのある渓流について、土石流の発生が予想される渓流を重点的に、砂防ダム、床固工、護岸工等を実施して、土石流による災害防止と荒廃渓流の整備を進める。

3 地すべり対策

(1) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

関係機関の協力を得て、日ごろから過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば地すべりの発生のおそれがあるかを把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

住民に対する気象警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、防災パトロール実施者による緊急情報の伝達方法についても整備する。

(2) 地すべり危険箇所の周知

地すべり危険箇所を把握するとともに、住民に危険箇所を周知する。

(3) 避難体制等の整備

住民が安全な避難を行えるよう、地すべり危険箇所を把握し、住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(4) 地すべり防止工事の実施

地すべり対策事業が必要な場合には、国及び県へ要望する。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 情報の収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

関係機関の協力を得て、日ごろから、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

急傾斜地崩壊危険区域に対する気象警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、防災パトロール実施者による緊急情報の伝達方法について定めておく。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

急傾斜地崩壊危険箇所を把握するとともに、住民に危険箇所を周知する。

(3) 避難体制等の整備

住民が安全な避難を行えるよう、急傾斜地崩壊危険箇所を把握し、住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

県と連携して、危険箇所の崩壊による被害の軽減を図るため、梅雨期、台風期等豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施する。また、平常時より当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂、湧水・地表水、危険雨量等について把握しておく。また、警察等との情報共有化を行う。

(5) 急傾斜地崩壊防止工事

急傾斜地崩壊防止工事が必要な場合には、県へ要望する。

5 山地災害対策

- (1) 森林法及び地すべり等防止法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。
- (2) 集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講ずるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を強化するほか、警戒避難体制を確立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努める。
- (3) 山地治山事業等を推進するとともに、必要に応じて、保安林指定の拡大を図る。
 - ア 山地治山事業
 - イ 防災林整備事業
 - ウ 水源地域整備事業
 - エ 地すべり防止事業

6 農地災害対策

- (1) 規模が大きい地すべり、湛水、ため池整備の農地防災事業を推進する。
- (2) 農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業を推進する。

7 警戒避難体制の整備等

- (1) 土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報発令及び伝達
住民等に確実に情報が伝わるよう、IP告知放送及び緊急速報メール等多様な手段を用いて行うとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。
 - イ 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路
指定緊急避難場所については、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外で指定緊急避難場所を選定することとする。避難路及び避難経路についても、土砂災害の危険性がある等により、避難路及び避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向を示す等、地域の実情に応じて適切に対応する。
 - ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施
土砂災害に関する避難訓練は、毎年1回以上実施する。
避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する等、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。
 - エ 土砂災害警戒区域内に、防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合における、これらの施設の名称及び所在地

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。

これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めものとし、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

オ 当該区域における避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を予防するために必要な警戒避難体制に関すること

- (2) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合は、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (3) 町域における警戒区域についての土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な処置を講ずる。

第3節 風水害予防対策

実施担当

総務課、建設課、政策企画課

危険箇所の早期発見など、災害の発生を未然に防ぐ活動体制を確立する。

1 河川等の維持・管理

(1) 河川の巡視等

ア 町内の河川を定期的に点検し、危険箇所の早期発見に努める。

イ 浸水、決壊等により重大な災害の発生が予想される箇所を把握し、県の協力を得て、必要な修復を実施する。また、危険箇所については、住民に対し、周知徹底を図る。

(2) 堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

必要な事項を土木事務所、警察署及び関係機関に通知するとともに、住民に対し、その旨を広報すると共に、長期浸水を短時間で解消するための対策について早明浦ダム・高知分水管理所と連携し水防予防対策を取る。

住民は、危険箇所を発見したときは町に通報する。また、町は、管轄する河川管理者に通報する。

(3) 早明浦ダム対策

早明浦ダムからのダム放流警報の伝達並びに住民への広報体制については、遺漏のないよう万全を期する。

住民は、危険箇所を発見したときは町に通報する。また、町は、管轄する河川管理者に通報する。

2 突風災害の予防

突風による被害及び避難行動について、住民への啓発に努める。

3 保安林の整備

森林の維持造成を通じ、山地に起因する災害を防止するため、指定保安林の保全に努める。

4 農業用施設の災害の防止

洪水、土砂災害、浸水等に対して、農業用施設等を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の点検・補強等について、総合的に防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

施設管理者は出水時の貯水制限等の措置を定める。

町は施設の維持管理に必要な事項を予め施設管理者に通知するとともに、住民の避難対策の確立について施設管理者に協力する。

第4節 火災予防対策

実施担当

総務課、消防本部

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。
また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図る。
さらに、風水害発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図る。

1 地域や職場における消火・避難訓練

家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図る。

2 民間防火組織の育成

自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図る。

3 建築物の不燃化の促進

建築物の不燃化を促進する。

第5節 危険物等災害予防対策

実施担当	総務課、消防本部
------	----------

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など洪水発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取り扱いの安全性の向上を図る。

1 防災訓練の実施

施設管理者、市町村、消防本部等が連携し、防災訓練を実施する。

第6節 孤立防止対策

実施担当

総務課、建設課

本町においては、町内全域で孤立化する事態が想定されるため、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路啓開方法の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

現在、I P告知放送及び緊急速報メールによって町内へ情報伝達することが可能となっている。ただし、停電すればI P告知放送が使えなくなるため、バッテリーを有し随時メンテナンスが行われている防災行政無線（同報系）の外部スピーカーにより連絡することが可能となっている。

今後は、孤立の危険性の度合いを考慮し、住民から役場等への情報伝達・提供手段について検討していく。

2 災害に強い道路網の整備

町内には狭隘な道路も少なくなく、土砂崩れ等により交通が遮断される危険性のあるところがある。しかし、地形上の制約、用地の問題等のため、道路拡幅等の改良工事の実施が困難であるところも多い。

今後、県等関係機関の協力を得て、被災後の道路啓開方法について検討する。

3 ヘリコプター離発着場の維持管理

ヘリコプター離発着場の維持管理を続ける。

4 指定避難所等の確保

孤立予想地区には、地区内又は近隣に指定緊急避難場所及び指定避難所を確保しておく。災害発生のおそれがある場合には、自助、共助により事前に指定緊急避難場所及び指定避難所へ避難することとする。

5 備 蓄

孤立時には備蓄物資の供給ができない事態も考えられるため、住民に対し、それぞれの家庭において3日分の食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。

また、飲料水の確保のため、浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。

第7節 ライフライン等の対策

実施担当

総務課、建設課

簡易水道、電力、ガス等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の予防対策を実施するものとする。

1 簡易水道施設

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 簡易水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の市町村と災害時相互応援協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (6) 管路の耐震化を推進するとともに多重化等によりバックアップ体制を構築する。
- (7) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (8) 災害時に必要な応急給水に使用する給水タンク、その他資機材等の整備を図る。
- (9) 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

2 電力（四国電力㈱・四国電力送配電㈱）

- (1) 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講ずる。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- (4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。
- (5) 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

3 ガス（（一社）高知県エルピーガス協会）

- (1) L Pガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。
- (2) 事業所の耐震化、浸水対策、L Pガス容器の流出防止対策に努める。
- (3) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

4 電気通信（西日本電信電話㈱・㈱NTTドコモ四国・KDDI㈱・ソフトバンクモバイル㈱）

- (1) 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。

- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- (4) 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

第8節 防災知識の日常化

実施担当

総務課、教育委員会

各所属職員をはじめ、住民等に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

1 職員に対する教育

職員として、的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 本計画及び町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 自主防災組織の育成強化対策
- (8) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、課室において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、課室は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2 教職員等及び児童・生徒に対する教育

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を進めることにより、住民全体の防災力の向上を図る。

- (1) 教育委員会は、児童・生徒が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、年齢に応じたの思考力・判断力を高め、意思決定し、適切な行動が取れるよう安全教育等の徹底を指導する。

ア 各教科、学級活動、ホームルーム活動、保育・学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所・避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

イ 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行う。

- (2) 学校、家庭、地域が一体となった多様な主体の中で防災への取り組みを推進するとともに、学校現場での取り組みを家庭、地域へと広げ、町全体の防災力の向上を図る。

3 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (3) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民及び自主防災組織が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとし、住民及び自主防災組織は、自ら災害教訓の伝承に努める。

4 防災に関する広報の実施

- (1) 自らが実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとする。
- (2) 広報内容の例

知 識	○各機関の実施する防災対策 ○災害の基礎知識 ○地域の災害特性・危険場所
災害への備え	○指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等の避難場所や指定避難所及び避難経路の確認 ○家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加 ○3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄 ○非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ○自動車へのこまめな満タン給油 ○警報等発表時や高齢者等避難、避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認 ○災害時の家族内の連絡体制の確認
災害時の行動	○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 ○要配慮者への支援 ○情報の収集方法 ○生活再建のための被災状況の記録

5 職員に対する防災研修

- (1) 研修の内容
 - ア 本計画、各機関の防災業務計画等
 - イ 非常参集の方法
 - ウ 気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識
 - エ 過去の災害の事例
 - オ その他必要な事項

(2) 実施方法

研修会の実施等

6 危険物施設等における防災研修の実施

危険物を有する施設、病院、旅館、大規模小売店舗、スーパー等の管理者等に対し、安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

7 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

第9節 自主的な防災活動への支援

実施担当

総務課

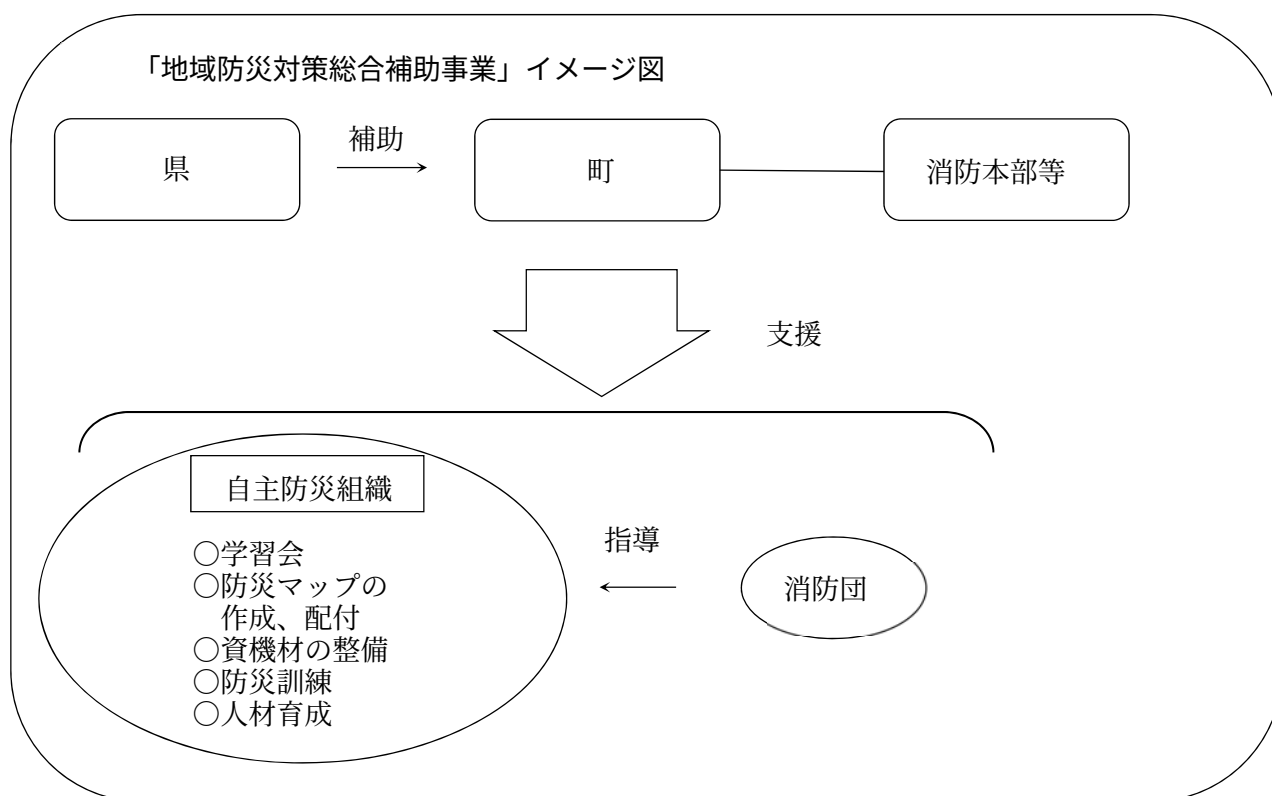
土砂災害等から命を守るためには、住民が自ら身を守る行動をしていくことが重要となる。このため、地域での自主的な防災活動への支援を行う。

1 自主防災組織の育成

本町では全地域で自主防災組織が組織化されており、今後はさらに自主防災組織の必要性等について、積極的、計画的な広報等啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに、防災活動が能率的に処理されるよう、充分な理解と協力を求める。この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

2 自主防災組織の育成手法

- (1) 地域ごとの自主防災組織の研修及び訓練等に対する支援
- (2) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (3) 自主防災組織の活動の必要性についての広報
- (4) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (5) 啓発資料の作成
- (6) 活動拠点施設の整備支援



3 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施する。

4 自主防災組織の役割と活動内容

(1) 自主防災組織の役割（重要で欠かせない役割）

- ア 地域で起きる災害について正しい知識を広める取り組み
- イ 災害発生時に安全に避難する取り組み
- ウ 高齢者など要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

ア 活動内容は、自主防災組織で話し合って、どの活動を行うのか決める。

イ 平常時の活動

- (ア) 災害に関する知識の普及
- (イ) 地域における危険箇所の把握と周知
- (ウ) 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 高齢者、障がい者等の要配慮者の把握
- (カ) 家庭における防災点検の実施
- (キ) 情報収集・伝達体制の確認
- (ク) 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

ウ 災害時の活動

- (ア) 集団避難、要配慮者の避難誘導
- (イ) 地域住民の安否確認
- (ウ) 救出・救護の実施
- (エ) 初期消火活動
- (オ) 情報の収集・伝達
- (カ) 給食・給水の実施及び協力
- (キ) 指定避難所の運営に対する協力

5 自主防災組織と消防団・防犯活動団体・その他民生委員等の避難支援等関係者との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体や福祉関係者との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

6 事業所による自衛消防体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成・強化等に努める。

(1) 災害時に事業所が果たす役割

ア 従業員、利用者等の安全確保

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

ウ 事業の継続

エ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

(2) 事業所の自衛防災組織の防災活動

ア 平常時の自衛防災組織の活動

(7) 防災訓練の実施

(4) 施設及び設備等の整備

(7) 従業員等の防災に関する教育の実施

(エ) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成

(オ) 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

イ 災害時の自衛防災組織の活動

(7) 情報の収集伝達

(4) 避難誘導

(7) 救出救護

(エ) 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

(3) 町の支援

事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

第10節 要配慮者対策

実施担当

健康福祉課、嶺北中央病院

災害が発生した時には、要配慮者への特別な配慮が必要である。要配慮者の安全を確保するため、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を進めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成する。個別計画の策定にあたっては、避難行動要支援者の特性に合わせ、プライバシーの保護や個人のニーズの違いに配慮して取り組む。また、支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討する。

1 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各地区自主防災組織、町消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

2 「避難行動要支援者名簿」の作成・運用

避難行動要支援者に該当する者を的確に把握するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時情報の更新に努める。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するにあたっては、避難行動要支援者に該当する者及び下記の個人情報を入手する必要がある。このため、町で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、民生委員・児童委員等の福祉関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の組織・団体と連携して広く必要な情報を収集するほか、町で把握していない難病患者に係る情報等は、中央東福祉保健所より収集する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の更新

要配慮者の状況は、日々変化していくことから、社会福祉協議会や地域包括支援センター、消防署、自主防災組織等との連携を強化しながら、要配慮者の状況把握に努め、定期的に避難行動要支援者を把握する調査を実施し、名簿情報の修正（住所変更、自力避難の可否、避難支

援等関係者の有無等）及び名簿対象者の新規追加・削除（本人の死亡、転出入、新たな要介護認定や障害認定、社会福祉施設等への長期間入所等）を行い、常に新しい情報に更新し管理しておくものとする。

3 「避難行動要支援者個別計画」の作成

避難行動要支援者名簿の登録のうち、特に避難時に支援が必要な者を対象として、民生委員や自主防災組織等の地域住民の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりの情報伝達、救助・避難誘導の方法を具体的に記した「避難行動要支援者個別計画」を作成し、災害時の円滑な支援に備えるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

なお、当該個別計画は、原則として本人及び家族の希望又は同意により作成される計画とする。

4 避難行動要支援者名簿の情報提供

避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿情報を提供しておくものとする。ただし、町の条例に特別の定めのある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。なお、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、町は、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることの十分な説明を行うとともに、必要以上の情報を提供しない等、避難行動要支援者の個人情報が無用に共有、利用されないよう適切な措置を講ずる。

6 個別避難計画を作成していない避難行動要支援者への配慮

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

7 地区防災計画との整合の確保

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

8 要配慮者が円滑に避難するための立ち退きを行うための通知又は警告の配慮

要配慮者が円滑に避難するため、又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達にあたっては、以下の事項を配慮する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにする。

- (2) 障がいのある状況に応じて情報伝達の方法が異なることに留意する。

9 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体的安全確保を最優先に、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導等の避難支援が困難となるおそれがあることを避難行動要支援者に説明し理解を得ておくものとする。

10 平常時の活用

同意のある避難行動要支援者名簿情報は、発災時の避難行動支援だけでなく、日頃の見守り活動、地域の避難訓練及び防災訓練等への呼びかけ等にも活用する。

11 社会福祉施設等における防災対策

(1) 施設・設備の安全確保対策

要配慮者への支援につなげるため、関係福祉施設に対し、以下の内容に関する協力や指導を行う。

- ア 設備等の転倒や飛散防止
- イ 物資の備蓄
- ウ 非常電源の確保
- エ 防災資機材の整備
- オ 新興・再興感染症等の発生に備えたマスク等の衛生用品の備蓄

(2) 施設入所（通所）者の避難対策

町及び社会福祉施設管理者は、避難対策の確立のため、以下の内容に協力して取り組む。

ア 地域の災害特性の把握

社会福祉施設管理者は、施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

イ 施設入所者の避難計画の作成

(7) 社会福祉施設管理者は、夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。

(4) 社会福祉施設管理者は、夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施する。

(9) 社会福祉施設管理者は、災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施する。

(5) 社会福祉施設管理者は、消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

ウ 長期的な避難と広域避難

(7) 社会福祉施設管理者は、入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。

- (4) 社会福祉施設管理者は、広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。

エ 長期的な避難と広域避難

- (7) 社会福祉施設管理者は、避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。
- (4) 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

オ 緊急連絡体制の整備

カ 防災教育、防災訓練の充実化

(3) 実態把握と継続的な防災対策

- ア 社会福祉施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。
- イ 社会福祉施設管理者は関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組む。
- ウ 社会福祉施設管理者は実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
- エ 社会福祉施設管理者は職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した訓練の実施等の防災対策に継続的に取り組む。

12 訪日外国人旅行者等の安全確保

旅館等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第11節 消防団を中心とした地域の防災体制

実施担当

総務課

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

1 体制整備

- (1) 消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、重要な役割を果たしている。地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団員の員数確保、地域社会における消防団への協力体制の確保等を図る。
- (2) 青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により、消防団員の確保を図る。

2 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発及び訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

3 環境整備

消防団の施設及び消防車、資機材等の整備を行い、活動環境の充実に努める。

被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解及び協力が得られるように努める。

4 住民に対する消防団活動の周知

町広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図る。

5 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

第12節 自発的な支援を受け入れるための環境整備

実施担当**健康福祉課**

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方及びボランティア等の自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を推進する。

1 関係機関等との連携強化

平時より県、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と協議し、災害発生時の役割分担、協力体制等について確認しておく。

2 自発的な支援を担う人材の育成

県及び社会福祉協議会と連携して、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等自発的な支援を担う人材の育成を行う。

3 ボランティア受入体制の整備

社会福祉協議会と連携し、災害発生時にボランティアの受け入れ、調整等を行う「災害ボランティアセンター」について、体制の整備を図る。

〈災害ボランティアセンターの役割〉

(1) 状況把握及び報告

被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、被災地内外に情報を提供する。

(2) ボランティアの受け入れ

ボランティアの申し出を受け付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、ボランティア受付名簿を作成する。

(3) ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からボランティア依頼を受け付け、また相談に応じる。

(4) ボランティアコーディネート

ボランティアの申し出と依頼をコーディネートし、的確なボランティア活動を促進する。

(5) ボランティア団体・行政との連絡調整

地元ボランティア団体、被災地に入ったボランティア団体及び行政との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(6) ボランティアの健康管理

ボランティアの健康管理に関して、福祉保健所等関係機関と連携をとり、安全な活動のための指導を行う。必要に応じて医療救護班の巡回等を調整する。

4 活動環境の整備

災害時に町外からのボランティアを受け入れるため、次の施設をボランティア活動の拠点施設として活用することができるよう、必要な体制の整備に努める。また、災害時に備え次の計画を作る。

- (1) ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供
- (2) 必要な資機材の貸し出し

ボランティアセンター設置場所

名 称	所 在 地	施設管理者	連 絡 先
本山町社会福祉会館 (本山町社会福祉協議会)	本山1041	町長	0887-76-2312

第13節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

実施担当

総務課

町は、防災施設（ため池等農業用施設、河川堤防等、道路）を管理するが、町防災施設管理者（町長）及び住民の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示す。

1 防災施設の限界点

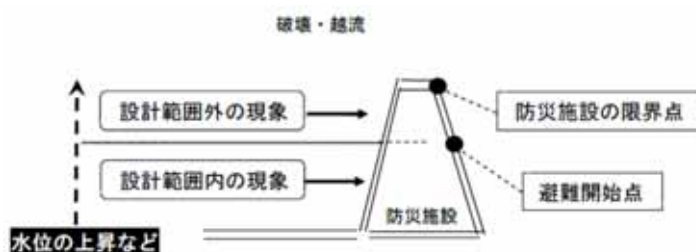
防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するよう努める。

防災施設の限界点の考え方

自然現象が、施設の防御能力を越えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位など）について、日常から防災施設の管理者や町は、消防団及び地域住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難ができるようにする。

○防災施設の限界点：防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定する。

○避難開始点：防災施設の限界点に達する手前の段階で設定する。



2 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

3 避難開始の時期

災害による被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

(1) 被害の及ぶ範囲

県及び防災関係機関と連携し、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

(2) 避難開始の基準

ア 県及び防災関係機関と連携し、避難開始点を設定するよう努める。

防災施設	避難開始の基準
ため池等農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
河川堤防等	避難判断の基準となる水位の設定
道 路	交通規制開始雨量の設定

- イ 県及び防災関係機関と連携し、雨量や水位等を使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

4 危険性の通知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

(1) 事前の周知

- ア 避難の限界点と避難開始点等の危険性に関する情報を県等関係機関に報告する。
- イ ハザードマップ等を作成し、危険性に関する情報について、対象となる地域の住民に周知する。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 緊急時の情報提供

- ア 災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測されるときは、県等関係機関に通知する。
- イ 県及び防災関係機関と連携し、自動的に、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備等の整備に努める。

5 避難を可能にするサインの整備

日常時と緊急時に避難開始時期等を知らせるサインの整備に努める。

(1) 日常から危険性を知らせるサイン

- ア サインの種類（例示）
- 標識
 - 避難開始時期を記した水位表示板等の標識
 - ハザードマップ等の啓発用資料
- イ サインに含めるべき内容（例示）
- 危険性があることの警告
 - 災害に関する知識
 - 避難開始の時期
 - 被害の及ぶ範囲

(2) 指定緊急避難場所を知らせるサイン

日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。なお、従前に使用していた記号は、日本産業規格の記号に統一するよう努める。

ア サインの種類（例示）

- 指定緊急避難場所を示す標識
- 避難誘導標識
- 夜間に発光する誘導灯や表示板

イ サインに含めるべき内容（例示）

- 指定緊急避難場所の所在地・名称
- 避難経路

(3) 避難の開始を知らせるサイン

ア サインの種類（例示）

- 防災行政無線や可変道路表示板等、町が状況を判断してから通知するための施設
- 水位と連動したサイレン等、避難開始を自動的に知らせる設備
- 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板等の標識

イ サインに含めるべき内容（例示）

- 避難開始時期の到来
- 安全な避難の実施に必要な事項

6 自主的な避難

- (1) 住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくり及び避難方法の検討に取り組む。

ア 避難方法についての話し合い

- (7) 住民は、自主防災組織の取り組み等を通じ、次のような取り組みを進める。

- a 地域の災害についての正しい知識の取得
- b 地域の危険箇所の調査
- c 指定緊急避難場所の検討
- d 避難経路の検討
- e 要配慮者と一緒に避難する計画づくり

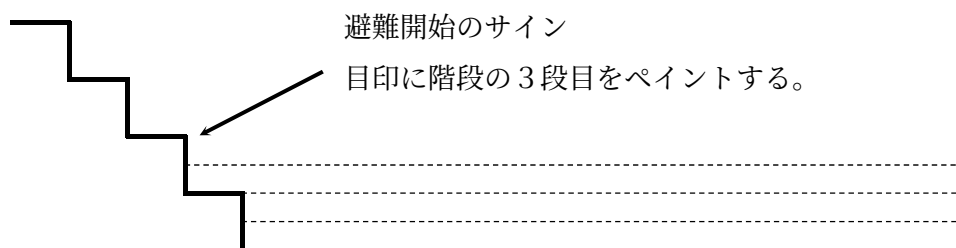
- (4) 住民は、町の避難誘導計画づくりに参画する。

イ 避難開始のサインづくり

避難開始のサインとは

- 現在の科学技術では、土砂災害の発生等を予測することは困難である。行政が科学的に避難開始時期を示すケースは少ないので、住民はいつ避難を始めたか間に合うのかわからない。
- 行政は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができる。
- 住民が自らの経験等から決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取り組みを進めようとするものである。

(例) 避難開始のサイン「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



(2) 住民は、自主防災組織の取り組み等を通じ、避難開始のサインづくりに努める。

ア 過去に実際に起きた災害の体験等から住民同士で話し合っ避難開始のサインをつくる。

災害の体験等

- ◇過去の洪水の浸水位、雨量
- ◇土砂災害が起きたときの雨量
- ◇災害の前兆現象（沢の濁りや落石等）
- ◇防災関係機関の助言
 - ・河川等施設管理者の助言
 - ・防災関係機関の調査
 - ・気象警報
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・ハザードマップ等の広報資料

イ 避難開始のサインは、地域に周知する。

ウ 災害時に確認するための「サイン」を、水路等に取り付ける。

(3) 町及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援する。

ア 避難開始のサインの設定に対する助言

イ 「サイン」取り付けへの協力

7 避難計画

避難計画を予め策定する。

(1) 住民との話し合い

ア 地域の危険性の周知

洪水、浸水予測、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等について、防災マップ等を活用し、住民に災害の特性を説明する。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

住民の意見を反映して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等を行う。

(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(イ) 避難経路

(ウ) 住民等への連絡方法

(エ) その他必要な事項

(2) 避難計画の作成

ア 避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所等、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ定める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

イ 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

防災情報協力員を設ける等により、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

ウ 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。また、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

エ 避難指示等の判断基準

(ア) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(イ) 避難指示等の発令基準については、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」を参考にして、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。

(ウ) 土砂災害については、土砂災害警戒情報等が発表された場合に避難指示等を発令することを基本とした具体的な基準を設定する。

(エ) 洪水予報河川以外の中小河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

(オ) 避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(カ) 避難指示等の判断基準の設定に対し、防災施設の管理者から助言を受けることができる。

オ 消防団による避難誘導の計画

消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導計画を作成するよう努める。

カ 国土交通大臣が浸水想定区域を指定済及び指定する河川並びに高知県知事が浸水想定区域を指定する河川がある場合

浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に記載するとともに、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付等により周知する。

また、浸水想定区域内に地下街等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告する。

キ 土砂災害警戒区域の対応

土砂災害警戒区域ごとに、以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、町地域防災計画に記載するとともに、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保する上で警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。

(7) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告する。

ク 町は、ウ～キを避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

(3) 消防本部・警察署との連携

ア 消防本部等

町の避難計画作成を支援するとともに、町の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画する。

イ 警察署

町の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

(4) 避難訓練の実施

消防本部と連携し、住民と消防団による避難訓練を実施する。

(5) 避難についての広報

広報紙等により避難計画を周知する。

8 避難体制の整備

緊急的な避難や長期間の避難に対応できる指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等を推進する。避難場所が不足する地区については、避難ビルの新規指定を行うなど、避難空間の整備を推進する。また、災害の種別に応じた避難所等のハード整備を推進する。

(1) 一時的な避難

ア 災害対策基本法に基づき、災害の種別ごとに、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定緊急避難場所を指定する。(資料4-1参照)

指定緊急避難場所選定の基準

○避難者一人当たりの面積は、グラウンド等ではおおむね1㎡以上であること、施設ではおおむね2㎡以上であること ○昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を収容できること。 ○危険な地域を避けること。 ◇土砂災害、浸水等が予測される地域 ◇危険物等が備蓄されている施設の近く。 ◇耐震性が確保されていない建物の近く等 ◇その他
(火災に対する避難場所) ○大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m、耐火建築物からは50m以上離れていること。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所へ通じる避難路を選定する。

避難路の選定基準

○危険のないところ ◇土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと。 ◇延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと。 ◇地下に危険な埋設物がないこと。 ◇耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと。 ○自動車の交通量になるべく少ないこと。 ○避難場所まで複数の道路を確保すること。 ○避難路は相互に交差しないこと。
--

ウ 地域住民の参加

指定緊急避難場所を含む避難場所や避難路の選定は、地域住民の参加を得て行う。

エ 広域避難

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

オ 避難誘導や指定緊急避難場所のサインの設置を推進する。

(7) 指定避難所（指定緊急避難場所）を示すサイン、案内板の設置

(4) 指定緊急避難場所へ誘導するサインの設置

(7) 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

(2) 長期的な避難

ア 災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を避難所として指定する。

長期的な指定避難所の選定基準

◇耐震構造を有する等安全な建物であること。

◇避難者一人当たりの面積が、おおむね3㎡以上であること。

◇水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

イ 一般の避難所では生活することが困難な障がい者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 指定避難所の運営方法についてあらかじめ定めておく。

(7) 指定避難所の管理運営に関すること

(4) 指定避難住民への支援に関すること

エ 指定避難所に必要な資機材等の整備を図る。必要に応じて電力容量の拡大に努める。なお、町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し器具、LPガス等

オ 新興・再興感染症の感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から県と連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。また、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

カ 要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等多様な指定避難所の確保に努める。

キ マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配

慮するよう努める。

(3) 応急仮設住宅供給体制の整備

- ア 建設可能な用地を把握しておく。
- イ 建設に要する資機材について調達計画を作成する。
- ウ 関係団体と連携し、供給可能量等を把握する。

(4) 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期す。

ア 学校

- (7) 避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法等について、地域の特性等を考慮する。
- (4) 避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法等、義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

イ 教育行政機関

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法等、義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

ウ 病院

収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。

エ スーパー、小売店、飲食店、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画を作成する。

第14節 災害に備える体制の確立

実施担当

総務課

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

1 職員の動員・配備体制の強化

気象情報により災害が発生するおそれがある場合又は災害発生後、職員が速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第3章第1節「活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達及び各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、宿直による24時間体制で対応する。
- (3) 配備基準に該当する災害が発生したときは、勤務時間内では庁内放送、勤務時間外では宿直を経由した総務課（防災担当）からの電話及びメールによる連絡により職員を招集する。
- (4) 各職員は、甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合、所属課長等に連絡する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第3章第1節「活動体制の確立」参照）

- (1) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料及び毛布等の備蓄を推進する。
- (3) 職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
 - ア 動員配備・参集方法
 - イ 本部の設営方法
 - ウ 各種通信機器等の操作方法等

3 業務継続性の確保

災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画を策定する等、業務継続性の確保を図る。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。その際、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する等、新興・再興感染症等の感染症対策を講じる。

第15節 情報の収集・伝達体制

実施担当

総務課

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。また、住民への情報提供を行う。

1 情報の収集・伝達体制の整備

次の情報収集・伝達体制を整備する。

- (1) 庁内の連絡体制
 - ア 職員の指示・報告系統
 - イ 部署間の連絡体制
 - ウ 災害時の各地区・各施設の情報収集担当者の指定 等
- (2) 各地区（区長）との連絡体制
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 収集した情報を一元管理できるマップ作成

2 多様な通信手段の整備

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 県防災行政無線システム及び高知県総合防災情報システム
県庁及び本町を管轄する県の各出先機関、消防本部並びにその他の防災関係機関との間に、県防災行政無線システムによる通信網が構成されている。また、県庁及び本町の間には高知県総合防災情報システムによる通信網が構成されている。
- (2) 消防・救急無線施設
無線設備については、消防本部及び各署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。
- (3) IP告知放送、緊急速報メール、及び防災行政無線外部スピーカー（停電時使用）
住民との連絡手段として、IP告知放送システム（IP告知端末及び外部スピーカー）が整備されており、住民が所有するIP告知端末及び外部スピーカーにて情報伝達することとしている。また、町より緊急速報メール（メール配信を希望する者に限る）で状況を連絡する手段を構築している。なお、停電時にはIP告知放送が使用できないため、既に整備している同報

系の防災行政無線（バッテリー付きで随時メンテナンスを実施中）を使用して町民等へ情報を伝達する。

(4) 防災行政無線（移動系）及び簡易デジタル無線

防災行政無線（移動系）を公用車に備え付け、職員用の無線も所有している。また、自主防災組織代表者へは町との連絡用に簡易デジタル無線を貸与している。

(5) アマチュア無線

町内のアマチュア無線局開局者の協力を得て、災害時の通信手段としての活用が期待できる。

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

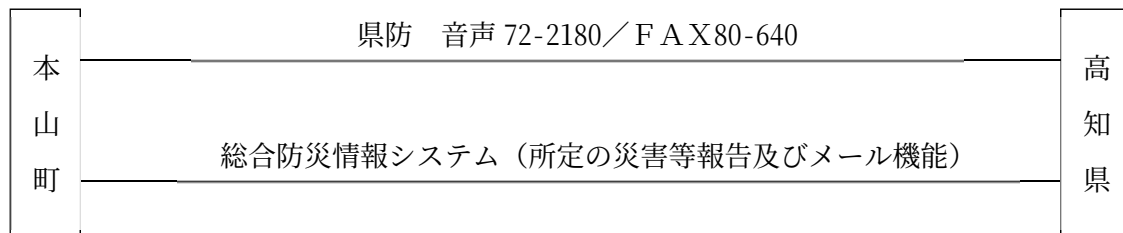
全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備充実を図る。

3 本山町非常通信計画

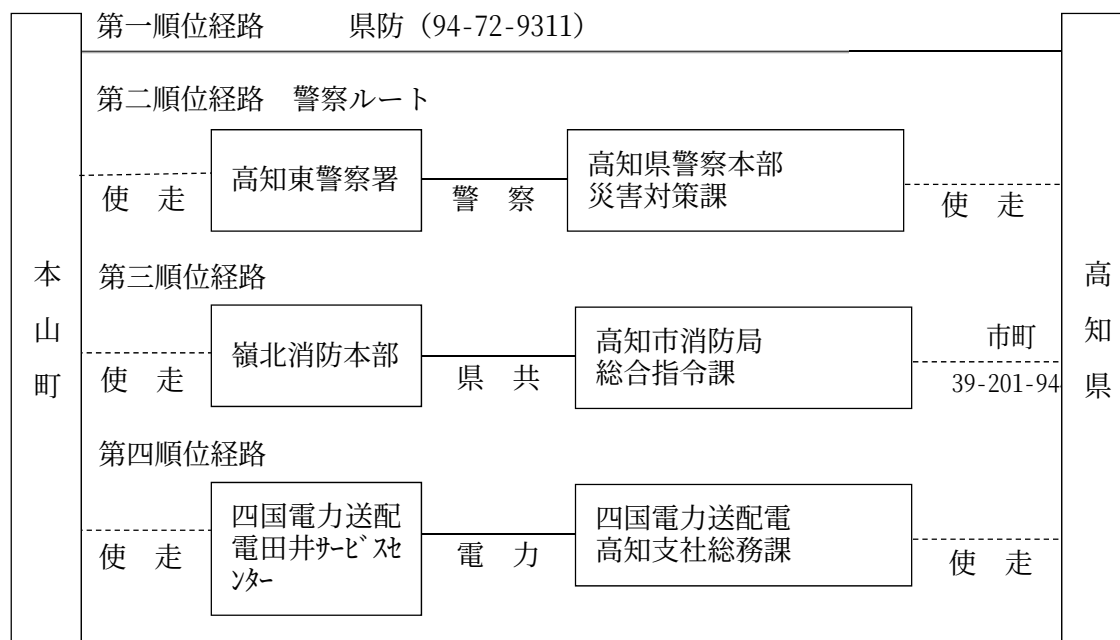
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の保有する通信設備を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である場合、無線設備を保有する防災関係機関に対し、通信を依頼することができる。

円滑な通信の運用を図るため本山町非常通信計画を以下のとおり策定する。

(1) 通常通信確保されているルート



(2) 非常通信ルート



(3) 関係機関の窓口

機 関 名	電 話 番 号
本山町総務課	0887-76-2223（優先）
高知東警察署	088-866-0110
高知県危機管理部危機管理・防災課危機管理・防災担当	088-823-9320
高知県警察本部災害対策課	088-826-0110（内線5762）
嶺北消防本部	0887-76-2806
高知市消防局総合指令課	088-871-7503
四国電力送配電田井サービスセンター	0887-82-0460
四国電力送配電高知支社総務課	088-821-2097

(4) 住民への情報提供

ア インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図る。また、ＩＰ告知放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやスマートフォン向けアプリケーション及び町防災行政無線（同報系、停電時使用）等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

イ 放送事業者による被災者等への情報伝達として、災害時における放送要請について体制を整備する。また、放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理する。

ウ 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備する。

(5) 被災者への情報提供

ア 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、情報伝達できるよう必要な体制の整備を検討する。

イ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を検討する。

第16節 実践的な防災訓練の実施

実施担当**総務課**

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため、各種の防災訓練を実施する。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害が想定される現地で実施する等、実状に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練等を支援する。

1 現場訓練実施にあたっての留意事項

- (1) 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。
- (2) 可能な限り、被害が想定される現地において実施し、町業務継続計画の実行性や各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものであるか検証する。

2 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

県や自衛隊をはじめとする防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して、総合防災訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに、必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

(3) 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

(4) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施する。

(5) 図上訓練

ア 組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、専門家の指導による図上訓練を行う。

イ 応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

(6) 自主防災組織等の住民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する避難等の訓練を支援する。

(7) 職員を対象とした防災訓練

ア 訓練の内容

- (7) 応急対策を立案するための図上訓練
- (4) 救急救命等必要な実技訓練
- (7) その他必要な事項

イ 実施方法

講習会、演習等

(8) 初動体制の確立訓練

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

(9) 現地訓練

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現地訓練を実施

(10) 広域訓練

他県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施する。

(11) 要配慮者等へ配慮した訓練

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障がい者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、個人のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努める。

3 訓練の評価

訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努め、次回の訓練や本計画修正に役立てる。

第17節 防災関係機関相互の連携体制の整備

実施担当**総務課**

他の防災関係機関等と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう応援協定を締結するなど広域的な応援体制を確保するとともに、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図る。

また、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 相互応援協定の締結等

防災関係機関との応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当部局の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

(3) 現在締結済の協定

町では現在、資料1-5～1-7のとおり協定を締結しているが、今後さらに関係の強化を図る。

2 町、県と自衛隊の連携

町、県及び自衛隊は、各々の計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど連携体制の強化を図る。

- (1) 適切な役割分担
- (2) 相互の情報連絡体制の充実
- (3) 共同の防災訓練の実施

3 民間事業者との連携

民間事業者等と協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、協定締結などの連携強化にあたっては、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留

意する。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ、協定締結先及び民間事業者等との平常時における訓練及び情報交換を行う。

第18節 消火・救助・救急対策

実施担当

総務課

町及び消防本部は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成17年6月13日消防庁告示第9号）に基づき、消火・救助・救急活動体制を強化するため、ポンプ車、小型動力ポンプ、屯所等を計画的に整備・更新し、機動力の拡充強化を図り、消防力の高度化に努める。

2 消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽、街頭消火器の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

3 活動体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。
- (2) 消防団員の防災に関する知識の普及及び技能の向上を図る教育訓練を実施する。
- (3) 消防団の活性化を図る。

第19節 災害時医療対策

実施担当 健康福祉課、嶺北中央病院

大災害時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ、即応体制が要求されることとなり、「本山町災害時医療救護計画」を実効あるものにするため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画を定めておくものとする。

災害医療救護体制とは

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき医療の途を失った負傷者に、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするものである。

○市町村

- ◇直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。
- ◇医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。
- ◇救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

○県

- ◇市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行う。
- ◇医療救護活動を円滑に実施するため、県内の保健・医療の調整等を行う高知県保健医療調整本部及び高知県保健医療調整支部を設置する。
- ◇災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配を行う。
- ◇医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、市町村の医療救護活動の支援を行う。

1 初期医療体制の整備

(1) 本山町災害時医療救護計画の策定

- ア 医療救護活動及び医療救護所等の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定し、関係者に周知する。
- イ 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
- ウ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。

(2) 医療救護所設置場所の指定と周知

医療救護所設置場所は、嶺北中央病院とする。住民への周知を図る。

(3) 自主救護体制の確立

医療救護班の編成、出動について、あらかじめ医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を地区ごとに定める。

(4) 応急手当等の家庭看護の普及

町職員及び住民は、消防署等が開催する救命講習に積極的に参加し、応急手当に関する知識・技術の習得に努める。また、応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(5) 本山町災害時公衆衛生活動マニュアル

保健師は、災害時の医療において、「本山町災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づいて行動する。

2 後方医療体制等の整備

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、平素から県及び近隣の医療機関との連絡体制や緊急輸送体制の強化を図る。

本町の医療機関は、資料6－2のとおりである。

3 医薬品等の確保

医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めるとともに、災害時における医薬品等確保について、町内の薬局等と協定を締結し、協力体制を構築する。

4 情報通信システム等の整備

通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努めるとともに、医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう、県と連携して衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。

第20節 緊急輸送活動対策

実施担当

総務課、まちづくり推進課、建設課

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。また、重要な防災拠点を指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画について、多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進する。

1 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点の選定

役場庁舎、消防署、警察署、医療施設等、防災上重要な施設を拠点施設として選定する。

(2) 緊急輸送道路の選定

県が定める緊急輸送道路とのアクセス等を考慮しつつ、町域の緊急輸送道路を選定する。なお、県では、緊急輸送道路の選定にあたり、次の区分を設けている。

第1次緊急輸送道路	・広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路 ・県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路とする。 ・市町村役場 ・警察、消防、自衛隊等の救援拠点 ・病院等の医療拠点 ・物資の集積拠点地
第3次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路次の施設を結ぶ道路とする。 ・市町村が地域防災計画で定める防災拠点

(3) 緊急輸送道路の周知

平時より防災関係機関及び住民に対し、指定した緊急輸送道路の周知に努める。

2 輸送拠点の確保

(1) 臨時ヘリポート候補地の選定

災害時の臨時ヘリポート候補地を選定し、整備に努める（資料5－2参照）。

(2) 物資輸送拠点の選定

救援物資の集配拠点となる施設を物資輸送拠点として選定する（資料5－2参照）。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送手段の確保

ア 町有車両のうち、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うものとする。

イ 災害時において運送事業者等の保有する車両を有効活用できるよう、平時よりこれらの事業者と協議するなど、協力体制の確保に努める。

(2) 人員の確保

緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について、あらかじめ計画を作成する。

4 交通機能の確保

町道及び農道において、災害発生時における交通機能の確保を図るための体制整備に努める。また、緊急輸送道路沿いのブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、建築物の耐震化を促進する。さらに、信号の非常用電源付加装置の確保推進、老朽機器の更新、交通情報関連機器の整備・更新を図る。

第21節 緊急物資確保対策

実施担当

総務課

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

1 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資やマスク、体温計等の個人備蓄を推進する。一人当たり必要量の目安としては、飲料水3日分・9リットル、食料3日分とされているので、住民に3日分の備蓄を啓発する。

2 給水体制の整備

(1) 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする。）

- ア 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策等。）
- イ 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保
- ウ パック水の備蓄

(2) 供給体制の整備

給水用資機材の備蓄

3 食料・生活必需品の確保

(1) 流通備蓄の把握

流通在庫を調査する。

(2) 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶ等調達の体制を整備する。

(3) 備蓄品目・量の決定

- ア 備蓄場所を保健福祉センター1階とし、備蓄品目・量を決定後備蓄に努める。
- イ 地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努める。

〔重要物資の例〕

- (ア) アルファ化米、乾パンなどの食料、飲料水
- (イ) 高齢者用食、粉ミルク又は液体ミルク、哺乳瓶
- (ウ) 毛布
- (エ) 衛生用品（おむつ、生理用品）
- (オ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー

4 備蓄・調達・輸送体制の整備

(1) 備蓄計画の策定

指定避難所及びその周辺で地域完結型備蓄施設の確保を目指し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。また、備蓄計画と配布計画を作成する。

(2) 市町村の相互応援

必要に応じて、給水等の相互応援等について検討する。

(3) 燃料の確保

町内のガソリンスタンドと燃料確保についての協定締結を推進する。

(4) 町と県の連携

県と連携して備蓄目標を設定するとともに、供給計画を県に報告する。

第22節 消毒・保健衛生体制の整備

実施担当 健康福祉課、住民生活課

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

1 消毒、保健衛生体制の整備

(1) 平時から災害時における消毒及び保健衛生体制の確立を図る。

- ア 消毒体制
- イ 消毒方法
- ウ 患者の搬送体制
- エ 薬剤及び資機材の整備

(2) 消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達方法について計画する。

2 ごみ処理体制の整備

嶺北広域行政事務組合は、「ごみ処理計画」を作成する。

- (1) 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
- (2) 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画
- (3) 災害ボランティアとの連携

3 し尿処理体制の整備

嶺北広域行政事務組合は、「し尿処理計画」を作成する。

- (1) 処理量の推計
- (2) 仮設トイレ等の配置計画
- (3) 回収用車両の調達など

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

実施担当

全 部

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

第1 動員配備体制

1 配備体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じて次の体制をとる。

区分	配備体制	配備基準	配備内容	動員 ①責任者 ②配備の指示者 ③動員規模
災害対策本部設置前	第1配備 (準備体制) ※状況により水防本部設置	①大雨、暴風雨その他の注意報、若しくは警報が発令され、災害の発生が予想される事態の発生までに時間的余裕のある場合 ②高知県水防警報1号又は2号が発表されたとき ③吉野川又は町内河川の増水が予想されるとき	気象情報等により災害の発生が予想されるが、事態の発生までには多少の時間的余裕があるときの配備体制で、情勢の変化に応じてさらに高度の体制に移行できる体制とする。 (状況により、水防本部を設置する。) (警戒レベル1～3相当)	①総務課(防災担当) ②町長 ③関係する部の職員数名を動員する。

区分	配備体制	配備基準	配備内容	動員 ①責任者 ②配備の指示者 ③動員規模
災害対策本部の設置	第2 配備 (警戒体制)	①大雨、暴風雨その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合 ②高知県水防警報3号又は4号が発表されたとき ③河川の水位が警戒水位を超えたとき及び濁流のおそれがあるとき	相当規模の災害発生が予想されるとき、又は局地的若しくは比較的軽微な規模の災害が発生したときの配備体制で、状況によっては支障なく第3 配備に移行できる体制とする。 (警戒レベル3相当)	①本部長 ②本部長 ③すべての部・班において、それぞれ数名の職員を動員する。
災害対策本部の設置	第3 配備 (非常体制)	①現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき ②高知県水防警報4号又は5号が発表されたとき ③濁流のおそれがあるとき	大規模災害の発生が免れないと予想されるとき、又は県下全域若しくは局地的であっても甚大な被害が発生したときの配備体制とする。 (警戒レベル3相当)	①本部長 ②本部長 ③第2 配備の動員に加え、現地情報連絡班の職員を動員する。
	第4 配備 (緊急非常体制)	①町全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 ②高知県水防警報5号が発表されたとき ③濁流のおそれがあるとき ④地震が発生し、本山町で震度5弱以上を観測したとき	大規模災害が発生し、第3 配備では処理できないと認められるときの体制で、所属の全職員を配備する体制とする。 (警戒レベル5相当)	①本部長 ②本部長 ③すべての職員を動員する。

○第1・第2・第3 配備体制

配備	部		班
第1 配備 (災害対策本部開設 前の準備体制)	本部事務局		庶務班、情報連絡班
	救助部		生活支援班、生活支援班(住民生活課)、保健衛生班(健康福祉課)
	建設部		建設班
	経済部		経済班
	病院部		病院班
第2 配備 (災害対策本部設 置・警戒体制)	本部事務局		庶務班、情報連絡班
	救助部		生活支援班、生活支援班(住民生活課)、保健衛生班(健康福祉課)
	建設部		建設班、水道班
	経済部		経済班
	教育部		教育班
	病院部		病院班
	出先機関部		福祉センター班
第3 配備 (非常体制)	東部	1	下関、上関
		2	木能津(権代、桁を除く)、助藤、山崎
		3	古田、権代、桁
	南部	1	大石
		2	吉延、三寄(高角)
	中央	1	1区から5区、三寄(井窪、下津野) 災害対策本部待機
		2	北山東、三寄(渡津)
		3	北山西
	西部		寺家、吉野
	北部		立野、坂本、屋所、沢ヶ内、瓜生野、七戸

*別紙1「本部組織図」及び別紙2「本部各部・班の事務分掌」を参照

2 動員の要領

(1) 動員命令

動員は、予想され又は発生した災害の種類、規模等を勘案し、災害対策本部開設前にあっては町長の、開設後にあっては本部長の命令によって行うものとする。

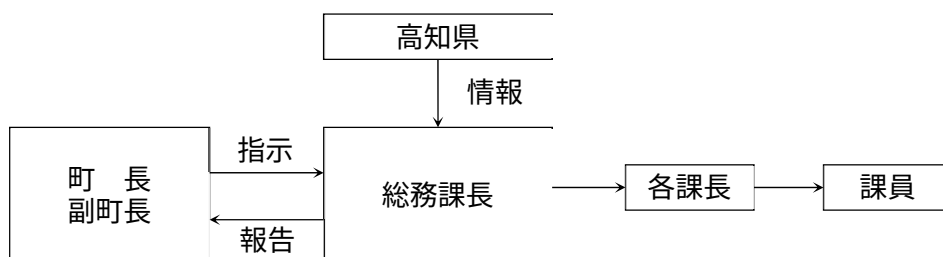
(2) 待機すべき職員の指示

- ア 動員が指令された場合においては、総務課長は上司の指示を受け、関係課長等と協議し待機職員の範囲人員等について必要な調整を行うものとする。
- イ 関係職員の待機は原則として執務時間を限度とするが、情勢によりその必要があると認められる場合は、執務時間外においても待機させることがあるものとする。（本庁内待機）
- ウ 配備職員は、執務時間以後自宅等において待機する場合においても、災害対策本部からの指示に直ちに応ずることができるように、連絡先等を事前に知らせておく等、常に自己の所在を明らかにするよう心掛けなければならない。（自宅待機）

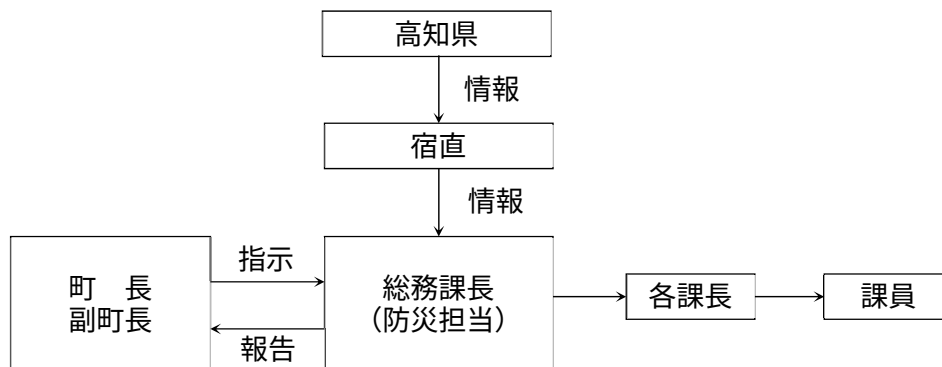
(3) 非常招集

- ア 夜間、休日等執務時間外において配備を速やかに行うため、関係職員を登庁させる必要があると認められる場合においては、総務課長は上司の指示を受け関係職員の招集の措置をとるものとする。
- イ 非常招集は、原則として本庁近辺に居住し、登庁の便宜を有する者を中心に行い、順次遠距離在住者に及ぶものとする。

動員命令の伝達系統図（勤務時間内）



動員命令の伝達系統図（勤務時間外）



3 職員の参集等

(1) 勤務時間外における緊急配備体制

- ア 勤務時間外においては、職員の自動参集とする。職員は動員配備基準に基づいて直ちに

参集する。

イ 勤務時間外において、道路の寸断等のため所属に参集できない場合は、最寄りの指定避難所に参集する。

(2) 参集時の留意事項

職員は、参集にあたり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属課長等に報告する。

- ・幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

エ 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、総務課に報告する。

(3) 参集に対する職員の心構え

ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に把握しておくこと。

イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、町への照会、テレビ又はラジオの視聴等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、警報の発令、配備命令等を知るように努めること。

ウ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは、動員命令がない場合であっても、状況によっては所属課長等と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努め、また自らの判断で速やかに課室等に参集し、防災活動に従事すること。

第2 災害対策本部の設置

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に依じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条の2及び本山町災害対策本部条例（資料1－4参照）に基づき、本山町災害対策本部（以下「本部」という。）を

設置するものとする。

1 本部の設置

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	① 大雨、暴風雨その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とするとき。 ② 町域に大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生し、その必要を認めるとき。 ③ 高知県下に気象業務法に基づく風雨、大雨、洪水注意報が発令され、その必要があると認めるとき。 ④ その災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるとき。
廃止基準	① 本部長（町長）が、町域について、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合 ② 応急措置をおおむね完了したと認めた場合

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示又は撤去する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
住民	総務課長	I P 告知放送、防災行政無線（同報系、停電時使用） 【参考】一般情報の提供では緊急速報メールも使用
県知事	総務課長	高知県総合防災情報システム、県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
警察署長	総務課長	ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
隣接市町長	総務課長	県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
その他防災関係機関	総務課長	ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	政策企画課長	電話、口頭、文書、高知県総合防災情報システム（Lアラート経由で情報提供）

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長	3	総務課長
--------	---	-----	---	-----	---	------

(4) 本部の設置場所

本部を設置する場合、次のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄の公共施設等に設置する。関係資機材の設置は本部事務局を中心に職員が協力して行う。

なお、IP告知放送及び防災無線の放送室は本山町役場2階にあるため、災害時における放送室の機能確保を実施する必要がある。

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
本部会議室	本山町役場3階議場 *代替施設 本山町プラチナセンター	・本部会議及び被害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	本山町役場2階総務課 *代替施設 本山町プラチナセンター	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・通報受付専用電話 ・県防災行政無線 ・衛星電話 ・災害時優先電話（発信専用）	必ず確保
プレスルーム	本山町役場3階町民ホール 又は本山町プラチナセンター	・記者発表を行うためのスペース	状況に応じて確保
応援機関事務室	本山町役場1階もとやまホール 又は本山町プラチナセンター	・自衛隊等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保
災害ボランティアセンター	本山町社会福祉会館（本山町社会福祉協議会）	・ボランティアの受け入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

2 本部の組織（別紙1を参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（課長職の職員・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに代えることができる。

また、重大な災害が発生した場合、本部に防災・減災アドバイザーを加え、専門的な意見を聞くことができる。

ア 本部会議の構成員

本部長、副本部長、本部員

イ 事務分掌（協議事項）

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員及び配備体制に関すること。
- (ウ) 各部間調整事項に関すること。
- (エ) 避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。
- (オ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (カ) 他市町村への応援要請に関すること。
- (キ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 災害救助法の適用に関すること。
- (ケ) 現地災害対策本部に関すること。
- (コ) その他災害応急対策の重要事項に関すること。

(5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、別紙2に定めるところによる。

(6) 現地情報連絡班

ア 本部を設置した場合、あらかじめ別に定める職員により現地情報連絡班を編制し、各地区の情報を収集する。

イ 班員は、各地区の集会所、消防屯所等（連絡の取れる場所）において、各区長、消防団員等と密に連絡を取り合い、災害についての情報を収集し、本部に伝達する。

ウ 班員は、配備後、直ちに待機場所及び連絡方法（電話、無線等）を本部に連絡する。

(7) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

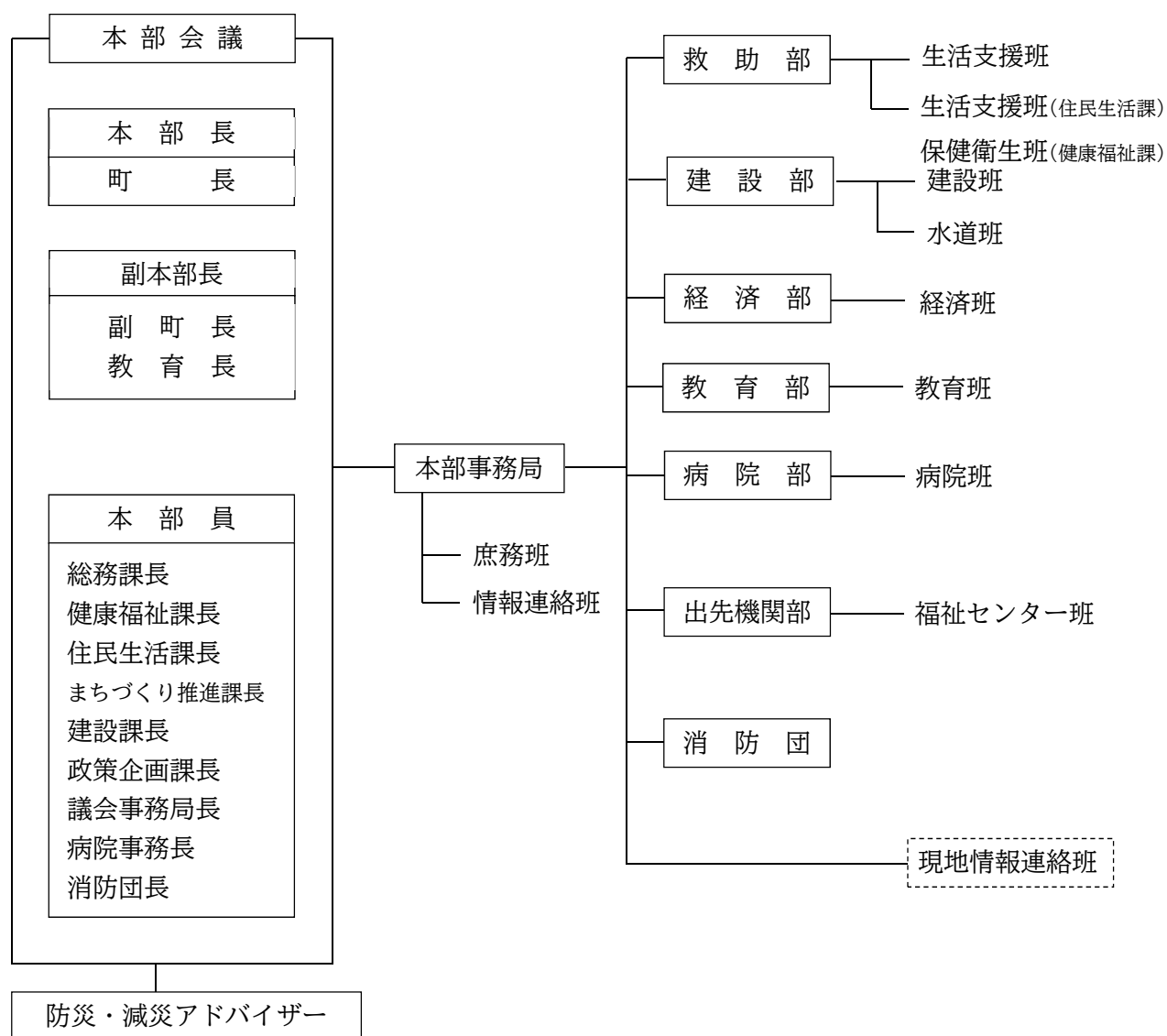
ア 現地災害対策本部の開設

- (ア) 本部長は、前記(2)～(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- (イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等に表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

別紙1 本部組織図



別紙2 本部各部・班の事務分掌

部	班	事 務 分 掌
本部事務局 ◎総務課長 ○政策企画課長 ○議会事務局長	庶務班	1 災害対策全般に関する事項 2 災害対策本部に関する事項 3 各部、各班との連絡、調整に関する事項 4 自衛隊の災害派遣要請連絡に関する事項 5 各部に対する指令、情報等の伝達に関する事項 6 応急対策について、職員の動員派遣に関する事項 7 災害予算その他財政に関する事項 8 災害関係経費の支出に関する事項 9 災害対策用備品等購入に関する事項
	情報連絡班	1 災害即報に関する事項 2 報道機関との連絡調整に関する事項 3 災害の警報等に関する事項 4 被害情報の収集に関する事項 5 関係機関との連絡に関する事項 6 義援金品の受入等に関する事項 7 その他災害関係の広報に関する事項 8 消防団との連絡に関する事項
救助部 ◎健康福祉課長 ○住生活課長	生活支援班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害救助法の適用、生活保護法の適用に関する事項 3 被災者に対する世帯更生資金等融資に関する事項 4 被災児童及び母子世帯の援護に関する事項
	生活支援班 (住民生活課)	1 被災者に対する救援物資（食料、衣料、その他身回り品等）の確保、備蓄並びに配給に関する事項 2 被災者に対する炊き出しに関する事項 3 被災者の避難、誘導、収容等応急救助に関する事項 4 被災による身元不明の死者の収容並びに埋火葬に関する事項 5 被災者の安否問い合わせに関する事項
	保健衛生班 (健康福祉課)	1 災害時における食品衛生に関する事項 2 医療救護所の設置運営に関する事項 3 災害地の清掃、消毒防疫に関する事項 4 救護に関する事項 5 被災者の医療、助産に関する事項 6 被災者の保健指導に関する事項

部	班	事 務 分 掌
建設部 ◎建設課長	建設班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害対策のため土建業者に対する連絡調整に関する事項 3 建築物の災害対策に関する事項 4 災害救助用仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事項 5 道路、橋梁、河川等の災害対策に関する事項 6 水防資材の確保備蓄に関する事項 7 土木施設、建築物等の応急復旧用資材の確保並びに輸送に関する事項
	水道班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 簡易水道施設の応急復旧に関する事項 3 被災者に対する飲料水供給に関する事項
経済部 ◎まちづくり推進課長	経済班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害対策用物資の確保に関する事項（救助用物資の調達あっせん含む） 3 被災商工業者に対する応急金融に関する事項 4 主要食料の需給調整及び農業用資材の確保に関する事項 5 農産物の被害調査及び災害対策に関する事項 6 災害時における病虫害の防除に関する事項 7 農地及び農業用施設の災害対策に関する事項 8 造林及び林道施設の災害対策に関する事項 9 農道の災害対策に関する事項
教育部 ◎教育次長	教育班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 町立保育所、小中学校の災害対策に関する事項 3 災害時における教材教具の調達指導に関する事項 4 被災学校及び被災児童、生徒の授業に関する事項 5 災害時における学校給食に関する事項 6 被災児童、生徒の救護に関する事項 7 文化財、公民館等の災害対策に関する事項 8 災害対策に協力する婦人会等との連絡調整に関する事項

部	班	事 務 分 掌
病院部 ◎病院事務長	病院班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 関係機関との連絡調整に関する事項 3 災害予算その他財政に関する事項 4 被害情報の収集に関する事項 5 入院患者の救護に関する事項 6 入院患者の給食に関する事項 7 医薬品の調達確保に関する事項 8 救助部保健衛生班への看護師派遣に関する事項 9 医療救護所の設置協力等に関する事項
出先機関部 ◎社会福社会館長	福祉センター 班	1 地区の災害対策全般に関する事項 2 本部との情報連絡に関する事項

備 考

- 1 各部、班の任務はこの表のとおりであるが、事務の繁閑に応じ、随時各部、班の事務を応援する。
- 2 この表に分担任務のない職員は、特命による事務を担当するとともに、必要に応じ各部、班の事務を応援する。
- 3 各班に係を置く必要があると認める場合は、班長において適宜に係を設け、係長及び係員をあらかじめ指名しておく。
- 4 各部長に事故があるときは、所属の課長補佐が、また課長、課長補佐ともに事故があるときは主務班長が代理所掌する。
- 5 本表に定めのない事項について必要な場合は、本部会議において決定する。
- 6 各班で得た情報、各班で決定若しくは処理した事項で、本部又は他の部、班でも承知しておく必要があると認められる事項については、速やかに関係部、班に連絡する等適宜に措置を講ずる。

第2節 気象警報等の伝達

実施担当 **本部事務局**

町及び防災関係機関は、高知地方気象台等から発表される気象警報等をあらかじめ定めた伝達系統で関係機関及び住民に伝達、周知する。

1 高知地方気象台の発表する警報等の種類と発表基準

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるもの
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに注意を呼びかけて行う予報

(2) 特別警報

現象	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合※
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※

※：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

大雨警報基準掲載例

雨量基準（浸水害）	1時間雨量 100mm
土壌雨量指数基準（土砂災害）※1	247

(3) 警報・注意報

警報・注意報の発表基準を以下に示す。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日 発表官署 高知地方気象台

本山町	府県予報区		高知県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		嶺北	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	235
	洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=72.4、汗見川流域=23.2	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	173	
	洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=57.9、汗見川流域=18.5	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	—		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最少温度40%で実効温度60%		
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さが20cm以上 2 最高気温が2℃以上 3 かなりの降雨		
	低温	最低気温-4℃以下* ¹		
	霜	3月20日以降の晩霜		
	着氷	—		
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-2℃～2℃		
	記録的短時間大雨情報			1時間雨量

* 1 気温は高知地方気象台の値。

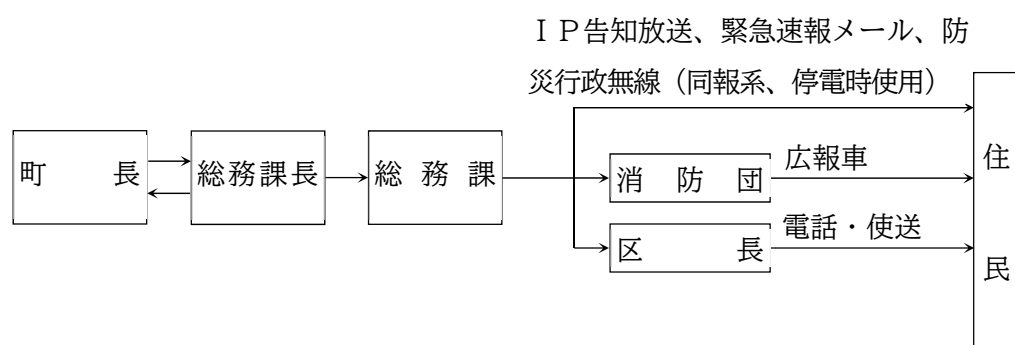
(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に1時間雨量120mm以上の激しい雨を観測又は解析した場合に発表される。

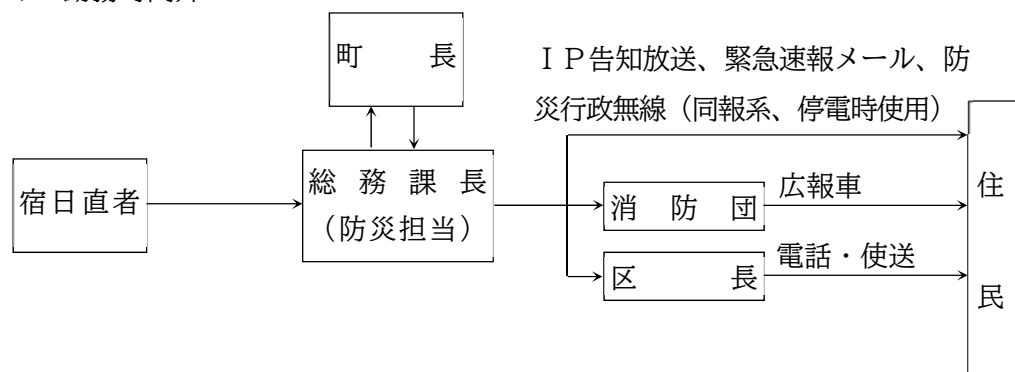
2 気象警報等の伝達

- (1) 気象台から通報を受けた県は、高知県総合防災情報システムにより、速やかに町、消防本部等に伝達する。
- (2) IP告知放送、緊急速報メール、防災行政無線（同報系、停電時使用）等を利用し、住民に対して警報等を伝達する。また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮するものとする。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



3 台風等説明会

高知地方気象台は、台風、大雨等により災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催する。

4 火災気象通報

(1) 火災気象通報の通報と伝達

ア 高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報する。

高知において

◇高知地方気象台が定めた「乾燥注意報（最小湿度40%で実効湿度60%）」及び「強風注意報（平均風速12m/s）」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 県は、火災気象通報を町（消防本部）に伝達する。

(2) 火災警報の発令

町（消防本部）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発表する。

◇県から火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めた場合

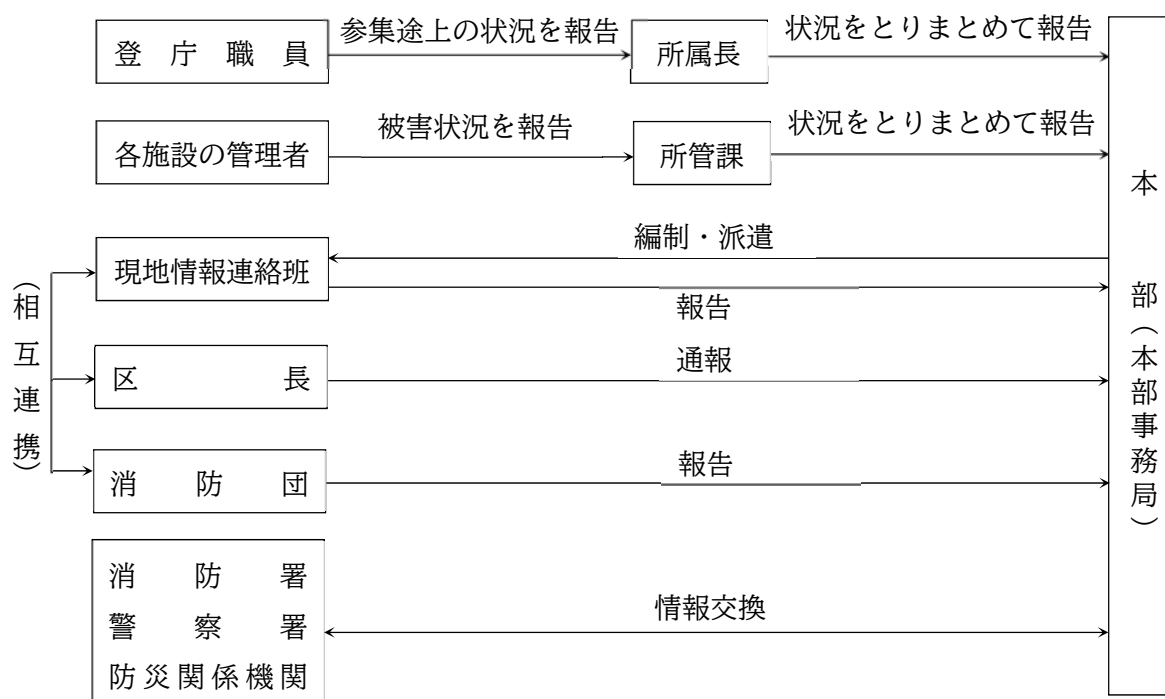
第3節 情報の収集・伝達

実施担当 全 部

町及び防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達する。

1 情報の収集・伝達

次の活動により被災地や被害規模等の把握に努める。



2 被害状況の報告

(1) 県への報告

ア (2)の状況について、県に報告を行う。

イ 通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行う。この場合、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。

ウ 町の報告は、高知県総合防災情報システムを優先利用する。

(2) 必要な情報の種類

ア 災害の概況

(ア) 発生場所

(イ) 発生日時

(ウ) 災害種別

イ 被害の状況

(ア) 人的被害、住居被害等

(イ) ライフラインの被害状況

ウ 応急対策の状況

(ア) 応援の必要性

(イ) 災害対策本部の設置及び解散

(ウ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況

(エ) 避難指示の状況

(オ) 指定避難所の設置状況（自主避難の状況を含む。）

(カ) 実施した応急対策

エ その他必要な事項

(3) 報告の区分

ア 即報

報告すべき災害等を覚知したときは、災害発生後 30 分以内に第一報を報告し、以後判明したものの中から逐次報告する。

イ 確定報告

応急対策を終了した後 20 日以内に消防庁へ報告する。

(4) 報告の取り扱い

ア 被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、二つの報告は一体的に取り扱うものとする。

(ア) 災害報告取扱要領

(イ) 火災・災害等即報要領

イ 報告すべき災害の範囲

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 町が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

(オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(エ)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

(カ) 地震が発生し、町の区域内で震度4以上を記録したもの

(キ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

消防庁への報告先

区 分		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	5-048-500-7527	5-048-500-7782
	F A X	5-048-500-7537	5-048-500-7789

3 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく町長、警察官に通報する。

ア 水害（河川、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水等

イ 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下等

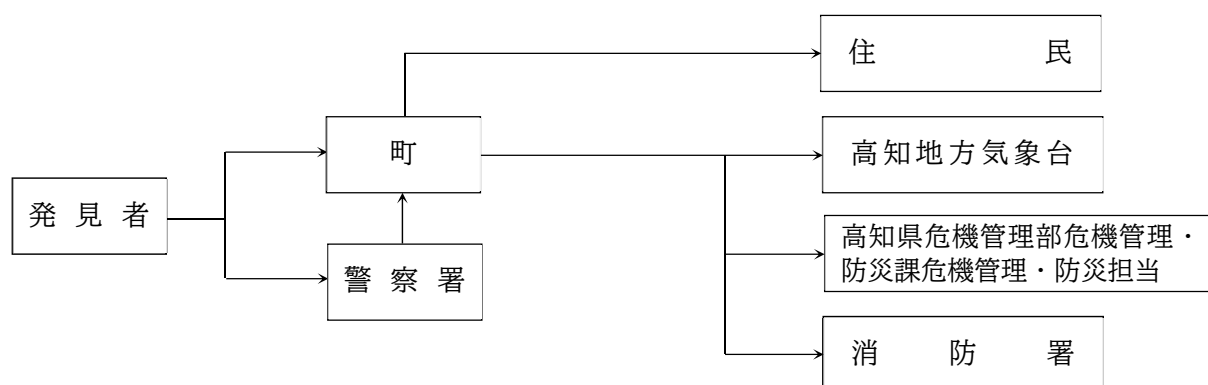
ウ 異常気象現象

竜巻など異常な気象現象等

- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

- (3) 町長は、必要に応じ高知地方气象台、県(危機管理・防災課)及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

異常現象発見時の伝達系統



被害の認定基準

被害区分		説 明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者とする。 （重 傷） 1か月以上の治療を要する見込みの者 （軽 傷） 1か月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物）が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする）
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害区分		説	明
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものである（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものである。	
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。	
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	学校	学校教育法第1条に規定する学校をいい、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	

被害区分		説明
その他被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給中止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯		災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁業施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

第4節 通信連絡

実施担当

本部事務局

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関及び住民との間における気象等に関する警報等及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を図るとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

1 非常時の通信手段の確保

通信手段の確保は、通信網の被害状況によるが、おおむね次による。

(1) IP告知放送による通信

IP告知放送の外部スピーカーを通じて全住民に情報を伝えることができる。また、光電話の設置されている住民へIP告知端末を配布しており、災害時の連絡手段として活用する。

(2) 町防災行政無線による通信

町防災行政無線による通信は、同報系と移動系がある。

ア 同報系

町役場に設置している同報用親局により、停電時には、町内全域に外部スピーカー（バッテリーを有す）を通じて、気象警報等や災害に関する各種情報等を住民に伝達する。

イ 移動系

町役場に設置している基地局と車載型、携帯型等の陸上移動局との間において、町内の災害に関する情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行う。

また、非常災害時に備え、必要に応じて陸上移動局の事前配備等の緊急連絡体制をとる。

(3) デジタル簡易無線

職員同士及び自主防災組織代表者（指定避難所）との通信に利用する。

(4) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備が麻痺状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話となる。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

(5) 県防災行政無線による通信

災害時における県との連絡に当たっては、無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行う。

(6) 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、

無線局は非常通信を行うことができるので、次のとおり活用するものとする。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関（消防署・警察署等）に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(7) アマチュア無線の活用

アマチュア無線については、町防災行政無線が混乱若しくは使用不能となった場合に、有効的な活用となりうる。

(8) 高知県総合防災情報システム

県への報告、県からの各種情報の受領に活用する。Lアラートを経由しマスコミへの報告に利用することができる。

2 通信設備の応急復旧

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県及び防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。このため、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材等、応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備を行っておくことが必要である。なお、町役場や本山町プラチナセンターの発電機等は長時間の大規模な停電時を想定した非常用電源の確保に努める。

3 緊急放送の要請

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、災害対策基本法第57条の規定により放送局に緊急放送を要請することができる。

この場合、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に連絡がとれない場合において特に緊急を要するときは、直接放送局に要請するものとし、事後県に報告することとする。

(1) 放送要請事項

ア 町の地域の大半にわたる災害に関するもの

イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

4 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地帯が発生した場合、町は、県への要請により県消防防災ヘリコプターを活用し、孤立地域との連絡を図る。

5 機能の確認

町、県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行う。

また、各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

第5節 応援要請

実施担当

本部事務局

町のみでの対応能力では対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛ける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

1 他の市町村及び県に対する応援要請

(1) 他の市町村への要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第 67 条及び「高知県内市町村災害時相互応援協定」（資料 1－5 参照）に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。

(2) 県への要請

町長は、災害対策基本法第 68 条に基づき、知事に対して応援を要請することができる。

(3) 要請の方法

要請にあたっては、次の事項を明らかにし、電話をもって行い、後で文書を送付する。

ア 災害の状況

イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数

エ 応援を必要とする場所及び期間

オ その他職員の応援について必要な事項

2 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、災害対策基本法第 30 条に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

この場合の要請方法については、1 (3)に準ずるものとする。

3 民間団体等の活用

町長は、災害応急対策の実施に当たり、必要があると認めるときは、次の団体等に協力を要請する。

(1) 日本赤十字社奉仕団

(2) J A 高知県れいほく支所

- (3) 本山町商工会
- (4) 本山町森林組合
- (5) 区長会
- (6) 高知県建設業協会嶺北支部
- (7) 本山町生活改善グループ
- (8) 本山町自主防災組織連絡協議会
- (9) その他必要な団体

第6節 広報活動

実施担当**本部事務局**

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報について、様々な手段で広報する。

特に、被災者に対しては、情報をきめ細かく伝達する。

1 災害広報の内容

- (1) 被害状況
 - ・ 人的、物的被害
 - ・ 公共施設被害など
- (2) 地震関連情報
 - ・ 気象庁の発表する地震に関する情報
 - ・ 地震による二次災害の危険性の注意喚起
- (3) 安否情報
 - ・ 災害による安否不明者、行方不明者、死者の情報については、県及び町の個人情報保護条例に基づき、適切に判断
- (4) 応急対策情報
 - ・ 応急対策の実施状況
- (5) 生活情報
 - ・ 電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
 - ・ 指定避難所情報
- (6) 住宅情報
 - ・ 仮設住宅
 - ・ 住宅復興制度
- (7) 医療情報
 - ・ 診療可能施設
 - ・ 心のケア相談
- (8) 福祉情報
 - ・ 救援物資
 - ・ 義援金
 - ・ 貸付制度

- (9) 交通関連情報
 - ・道路規制
 - ・バスの状況
- (10) 環境情報
 - ・災害ごみ
- (11) ボランティア情報
 - ・ボランティア活動情報
- (12) その他
 - ・融資制度
 - ・各種支援制度
 - ・各種相談窓口

2 広報の手段

あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行う。

- (1) IP告知放送
- (2) 防災行政無線（同報系）による広報（停電時使用）
- (3) 報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 指定避難所への職員の派遣
- (6) 行政区、自主防災組織を通じての連絡
- (7) 町ホームページ（HP）
- (8) 広報車による広報
- (9) 総合案内所、相談所の開設

3 被災者に対する情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行う。

指定緊急避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、適切に情報提供がなされるよう努める。

4 報道機関に対する発表等

町長は、テレビ、ラジオ等による放送が必要と判断した場合には、県を通じて報道機関に対する協力を要請する。また、きわめて大規模な災害が発生した場合には、放送要請は、県を窓口にして「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより行う。

5 総合的問い合わせ窓口の設置

各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置する。

第7節 警戒活動

実施担当 **本部事務局、建設部**

町及び防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

1 水防指令に基づく活動体制

号種	配備基準	町の活動内容
準備	気象通報等を受けて水防本部が設置されるまで	土木事務所等と連絡をとり、職員を待機させる等、地域の状況に応じた準備体制をとる。
水防指令 第1号	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令 1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が消防団待機水位に達したとき 2 大雨警報、洪水警報が高知地方気象台から発表されたとき 3 河川に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125～145度の間において北緯26度に達したとき 3 気象台からの発表がなく、土木事務所管内に局部的な集中豪雨等があった場合、雨量、水位等の状況により必要と認めたとき	1 土木事務所等から第1号の発令を了知したときは、直ちに水防体制に入るとともに、水防関係者に所定の指示を行う。 2 水防本部を設置したときは、直ちに土木事務所等に通知する。
水防指令 第2号	水防指令第1号の状況で、河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき	1 土木事務所等から第2号の発令を了知したときは、引き続き万全の水防体制を整える。 2 特に次の事項に留意する。 (1) 水防団の準備 (2) 水防資器材の整備 (3) 避難場所、経路の再確認 (4) 輸送の再確認 (5) 他の水防管理団体への応援要請の必要性 (6) 自衛隊派遣要請の必要性 (7) 警察署長に対する避難誘導、警備の準備態勢要請 (8) 諸報告の円滑な業務確認

号種	配備基準	町の活動内容
水防指令 第3号	水防指令第2号の状況で、河川が氾濫注意水位に達したとき	1 水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と裏側の2班に分かれ巡回する。 2 特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに土木事務所長及び警察署長に報告するとともに、水防作業を開始する。 (1) 堤防の溢水状況 (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ (3) 天端の亀裂又は沈下 (4) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合 (6) 橋梁その他の建造物と堤防との取付部分の異常 3 必要があれば次の事項を要請する。 (1) 土木事務所長等に対する技術上の協力及び県水防本部長に対する自衛隊派遣の連絡 (2) 隣接する水防管理団体に対する協力要請（水防法第16条） 4 重要な水防箇所に伝令を配置する。 5 水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域内の居住者又は水防現場に居る者をして水防に従事させる。 6 必要により、危険区域の住民に対し、避難の準備を命ずる。
水防指令 第4号	水防指令第3号の状況で、河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき	1 堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を可能な限りの方法を用いて地域住民に周知するとともに、土木事務所等の長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者、並びに関係機関等に通報しなければならない。
水防指令 第5号	水防指令第4号の状況の後、河川における水防活動の効果がなく、必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示するとき	2 できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。 3 必要なときに警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立退き後の家屋及び指定避難所の警備等を求めることができる。 4 上記の要請のほか、洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示することができる。この場合、警察署にその旨を通知しなければならない。 5 協力を要請された水防管理者は水防団体等に対し、所要の器具資材を携行させ、できる限り応援する。この派遣される者は、要請をした水防管理者の所轄下で行動する。

号種	配備基準	町の活動内容
		6 破堤溢流等により被害を生じたときは、土木事務所長等に対し、次の報告を行うものとする。 (1) 日 時 (2) 場 所 (3) 人の被害 (4) 家屋・田畑・橋の流失・道路の決壊・破堤等の事実 (5) 被災概算 (6) 復旧見込等の所要事項 (7) これによる周辺への影響
水防指令解除	河川の水位が氾濫注意水位以下になり、危険がなくなったとき	1 水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防活動の停止を命ずる。 2 水防活動の停止は、これを一般住民に周知するとともに、土木事務所等に通報するものとする。

2 気象等の観測及び通報

雨量、水位等の観測情報については、高知県総合防災情報システムにより得ることができるが、土木事務所等と積極的に連絡をとり合う等、情報の共有化に努めるものとする。

また、町長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係する他の市町村長へ通報する。

ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、県及び町長に水位状況を通報する。

3 早明浦ダムの流量観測等

- (1) ダム管理者である水資源機構は、「早明浦ダム施設管理規程」に基づき、流量調整を行っている。県と連携し、水資源機構との情報交換により、早明浦ダムの流量を把握する。
- (2) ダムからの放流により、濁流が発生するおそれがあるときは、直ちに消防団を出動させ、過去の災害発生地域を中心に警戒活動、水防活動を実施する。また、その状況を住民に周知するとともに、必要に応じて、危険の高い地域に対し、避難立ち退きの指示を行う。

4 水防活動

- (1) 町長は、消防団に準備又は出動の命令を出し、次の水防活動を行う。

- ア 水防に必要な資機材の点検整備
- イ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ウ 重要箇所を中心にした巡回
- エ 異常を発見したときの水防作業と町への通報

- (2) 安全配慮

水防団（消防団）員自身の安全に留意して水防活動を実施する。

5 土砂災害警戒活動

- (1) 危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- (2) 必要に応じて県が指定する土砂災害警戒区域以外の区域に対し、警戒活動の実施区域の設定を行う。

6 住民の避難が必要な場合の通報

- (1) 管理する施設において、住民の避難が必要な状況が発生すると予想される場合は、直ちに住民に通報する。
- (2) 堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは、町長、水防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民に周知する。また、県及びはん濫のおそれのある隣接市町並びに関係機関に通報する。

第8節 避難活動等

実施担当

全 部

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して避難のための立ち退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等について定める。

1 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時には、予め町や自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難し、その旨を町に連絡する。

町は、平素から危険地区、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、住民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導をしておく。

また、夜間の局地的な大雨時の避難等は、かえって生命又は身体に危険が及ぶ場合がある。自宅等の屋内の安全な場所で待機した方が安全な場合は、自主的な判断が必要となる。

2 広報

予め定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報する。

3 緊急的な避難誘導

集中豪雨など突発的な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は予め定めた避難誘導計画により住民を避難誘導する。

4 避難指示等（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）

(1) 災害対策基本法に基づく「避難指示」又は「緊急安全確保」

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難指示又は緊急安全確保を発令する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことや、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努める。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(2) 「高齢者等避難」

要配慮者、特に避難行動に時間のかかる避難行動要支援者に対しては、あらかじめ定めた判断基準に基づき、警戒レベルを用いて、早めの段階で高齢者等避難を発令する。特に、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提

供に努める。

また、町長は、高齢者等避難や避難指示の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる地域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所や避難経路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

(3) 避難誘導

避難指示等を発令したときは、警察や消防機関の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に住民の避難を実施する。

(4) 町内河川に係る避難指示等の発令基準

町長は、気象庁の洪水キキクル等を参考に総合的に判断し、危険度が高まっている地域に避難指示等を発令するものとする。

次のいずれかに該当する場合には、避難指示等の発令を検討する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難

ア 町内河川に設置されている水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル3）に到達した場合

吉野川（本山橋水位観測所）：10.5m（氾濫注意水位）

イ 町内河川の水位観測所の水位が水防団待機水位を越えた状態で、次の(ア)～(ウ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

(ア) 町内河川の水位観測所上流の危機管理型水位計の水位が急激に上昇している場合

(イ) 町内河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の実況又は予測値が洪水警報基準に到達する場合）

(ウ) 町内河川の水位観測所上流で大量または強い降雨が見込まれる場合

ウ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合

エ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発表）

オ 早明浦ダム・高知分水管理所から異常洪水時防災操作の予測に係る情報提供があった場合

○住民に求める行動は、次が考えられる。

ア 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された指定避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）

イ 上記以外の者は、自主的な避難又は避難準備開始

【警戒レベル4】 避難指示

ア 町内河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合

吉野川（本山橋水位観測所）：12.6m

イ 町内河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の(ア)～(ウ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

- (7) 町内河川の水位観測所上流の危機管理型水位計の水位が急激に上昇している場合
- (イ) 町内河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）
- (ウ) 町内河川の水位観測所上流で大量または強い降雨が見込まれる場合
- ウ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- オ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- カ 早明浦ダム・高知分水管理所から異常洪水時防災操作の3時間前予測又は1時間前予測の通知があり、下流河川で氾濫のおそれがある場合
- 住民に求める行動は、次が考えられる。
 - ア 高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了
 - イ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
- 【警戒レベル5】 緊急安全確保
 - ア 町内河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合
吉野川（本山橋水位観測所）：13.1m
 - イ 町内河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）
 - ウ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
 - エ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象地区を限定する）
 - オ 早明浦ダム・高知分水管理所から異常洪水時防災操作開始の通知があり、下流河川で氾濫のおそれが高まった場合
 - カ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
- 住民に求める行動は、次が考えられる
 - ア 既に災害が発生している又は切迫している状況であり、生命を守るための最善の行動
- (5) 土砂災害に係る避難指示等の発令基準

町長は、気象庁の土砂キキクルや高知県の土砂災害危険度情報等を参考に総合的に判断し、危険度が高まっている地域に避難指示等を発令するものとする。

また、次のいずれかに該当する場合には、避難指示等の発令を検討する。
- 【警戒レベル3】 高齢者等避難
 - ア 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ土砂キキクルもしくは高知県の土砂災害危険度情報の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相

当情報[土砂災害])となった場合

- イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- ウ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

【警戒レベル4】 避難指示

- ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- イ 土砂キキクルの危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）、もしくは高知県の土砂災害危険度情報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
- ウ 大雨警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- エ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- オ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- キ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保

- ア 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- イ 土砂キキクルの危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合
- ウ 土砂災害の発生が確認された場合

(6) 避難指示等の実施責任者

実施責任者	実施内容	根拠法令
町長	○要配慮者、特に避難行動に時間のかかる避難行動要支援者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法第56条第2項
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の指示をする。 ○災害が発生し、又はまさに発生しようしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待機その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。	災害対策基本法第60条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための立ち退き指示をできなくなったとき、町長に代わって実施する。	災害対策基本法第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が警戒区域の設定ができなくなったとき、町長に代わって実施する。	災害対策基本法第73条
警察官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示をすることができる。この場合は、警察官は、速やかにその旨を町長に通知しなければならない。	災害対策基本法第61条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、町長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条第2項
	○災害の発生により危険な事態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の指示をすることができる。この場合、その旨を公安委員長に報告しなければならない。	警察官職務執行法第4条

実施責任者	実施内容	根拠法令
知事又はその命を受けた県職員及び水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法94条

(7) 避難指示等の内容

避難指示等の発令は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。また、対象地域の住民の積極的な避難行動に繋がるよう、警戒レベルを用いるとともに、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

(8) 避難指示等の伝達方法

- ア 避難指示等を行った場合、直ちに対象地域の住民に対して、ＩＰ告知放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- イ 特に要配慮者への伝達については、消防署、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認する等、十分に配慮する。
- ウ 避難指示の発令・周知に当たっては、ＩＰ告知放送において、町長が自ら避難を呼びかける等の方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- エ ＩＰ告知放送等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送する等、住民に注目させる工夫が必要である。

5 避難指示等の解除

避難指示者は、十分に安全であることを確認した上で、避難指示等の解除を行う。

6 県水防計画に基づく避難のための立ち退き

(1) 町長の指示

自ら管轄する堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕する等、洪水等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、町長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示する。

町長は当該区域を所轄する警察署長に通知し、実施した内容を県に報告する。

(2) 知事又はその命を受けた職員の指示

洪水等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを指示する。

7 屋内での待機等の安全確保措置

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待機その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

8 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定する。

(1) 実施者

ア 町長、町職員（災害対策基本法第 63 条）

イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第 21 条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項 町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の 3 点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 住民等への周知

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

9 避難誘導

(1) 避難誘導体制の確立

災害時における避難にあたっては、近隣住民の相互協力によるところが大きいことから、町は行政区、自主防災組織等と連携し、地区単位の集団で行動するよう徹底を図る。

ア 避難誘導責任者を当該地区の区長とし、誘導員を当該地区の消防団員とする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路の要所等に誘導員又は町職員を配置するとともに、警察署の協力を得て、適切な避難誘導を行う。

ウ 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に避難誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに、強い意思をもって誘導にあたり、住民が混乱に陥らず安全に避難できるよう努める。

エ 避難した地域については、事後速やかに残留者の有無を確認する。

(2) 避難の順序

高齢者、幼児、障がい者、傷病者等の要配慮者を優先させる。その際、要配慮者の状況把握については、社会福祉施設を含め、行政区、民生委員・児童委員、地域住民と連携して行う。

(3) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示する。

10 指定避難所の開設

(1) 収容者

住居に被害を受け、又はそのおそれがあるために避難した者で、一時的に指定避難所に収容する必要がある者とする。

(2) 設置の方法

ア 町が定める指定避難所（資料4－1参照）を開設する。指定避難所の被害状況を早急に把握するが、適当な施設がないときには、テント等を借り上げて野外に設置する。

イ 必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町村長と協議し、近隣市町村長に本町の住民の収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて指定避難所を設置する。

エ 指定避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

(3) 設置及び収容状況の報告

指定避難所を設置したときには、次の事項を県に報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

11 指定避難所の管理・運営

(1) 管理・運営にあたっての留意事項

- ア 運営に関しては、避難者、住民、自主防災組織の協力が得られるように努める。また、必要に応じて県等関係機関に協力を求める。
- イ 避難者のニーズの早期把握に努める。また、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- ウ 避難生活に不足する物資の調達を行う。
- エ 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性や個人のニーズの違い等多様な視点に配慮した指定避難所の運営に努める。
- オ 避難者の健康状態を十分に把握し、必要に応じて医療救護所を設置する。
- カ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめる。
- キ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館等への移動を避難者に促す。
- ク 指定避難所は、避難者の協力を得て、運営を図る。その際、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- ケ 必要に応じ避難者の総合的な相談窓口を設置する。
- コ 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行う。
- サ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努める。
- ス 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- セ 避難所における新興・再興感染症等の感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ソ 新興・再興感染症等の感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避

難所の運営に必要な情報を共有する。

タ 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(2) 要配慮者への対応

ア 指定避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

イ 集団的な避難生活に適應できない要配慮者のために、指定避難所内に福祉避難スペースを設置するように努める。

ウ 福祉避難所（資料4－2参照）は以下のとおりとする。

(ア) 本山町保健福祉センター

(イ) 障がい者は「本山育成会 しゃくなげ荘」

(3) 在宅避難者への対応

指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

12 広域避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の借受が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9節 災害拡大防止活動

実施担当

救助部、建設部

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

- (1) 町域に火災が発生した場合には、消防本部、消防団は、人命の安全確保のための消防活動を優先的に実施する。また、住民や自主防災組織に対し、出火防止・初期消火等について呼びかける。
- (2) 災害の規模が大きく、関係機関の応援を必要とするときには、県及び他市町村に対し、応援出動を要請する等、必要な措置をとる。
- (3) 町長は、消防本部と協議し、自らの消防力のみで対処できないと判断した場合、県知事に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

2 人命救助活動

- (1) 人命の救助は、すべての活動に優先するため、各種活動は、人命救助活動の妨げとなる場合は規制をする。
- (2) 人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。
- (3) 災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施に努める。
- (4) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に職員を派遣する等、防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- (5) 救出活動に当たっては、町職員、消防団、消防署、警察署、自衛隊派遣部隊等との連携を密にし、迅速に実施する。
- (6) 町のみでは対応できないほど多数の負傷者が発生した場合には、県及び他市町村に対し、応援出動を要請する。

3 被災建築物等の応急危険度判定

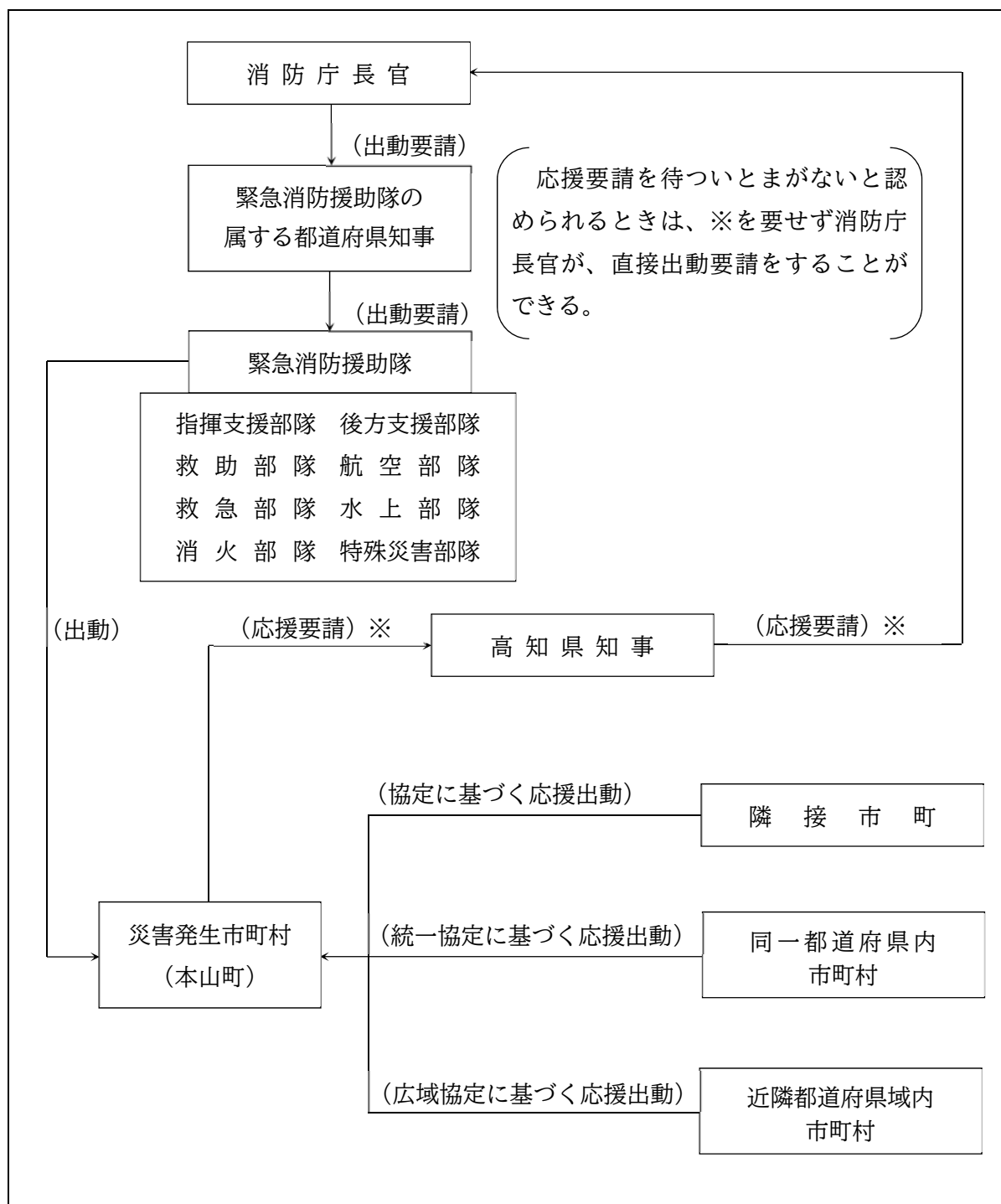
県の作成した活動計画に基づき、判定実施計画を作成のうえ、建築物等の倒壊による二次災害を防止するため、被災した建築物等が安全であるかどうかの判定活動を建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施する。

また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣についての支援を要請する。

4 被災宅地の応急危険度判定

実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、県の協力を得て、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、早期の応急対策に努めるとともに、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

大規模災害時の緊急消防援助隊の対応図



第10節 緊急輸送活動

実施担当 **経済部**

災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

1 緊急輸送の優先順位

次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先する。

第1段階	(1) 救助・救急活動 (2) 医療救護活動 (3) 消防・水防活動 (4) 国及び地方公共団体の応急対策活動 (5) ライフライン事業者の応急復旧活動 (6) 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動
第2段階	(1) 第1段階の継続 (2) 給食・給水活動 (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動 (4) 輸送施設の応急復旧活動
第3段階	(1) 第2段階の継続 (2) 復旧活動 (3) 生活救援物資輸送活動

2 緊急輸送体制の確立

県の緊急輸送体制との整合を図りながら、次の施設を指定・確保して、町内の緊急輸送体制を確立する。

(1) 防災上の拠点施設

- ア 町役場庁舎
- イ ヘリコプター臨時離着陸場（資料5－2参照）
- ウ 物資輸送拠点（資料5－2参照）

(2) 緊急輸送道路

町の基幹道路及び(1)の施設と基幹道路を結ぶ道路等を緊急輸送道路として指定し、本章第11節「交通確保対策」により、交通規制を実施する等、必要な措置をとる。

3 輸送力の確保

(1) 陸上輸送

- ア 町保有車両の活用
町が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施する。
- イ 民間保有車両等の借り上げ
町有車両のみでは輸送力に不足が生ずる場合には、町内の事業者等が保有する車両を借

り上げて実施する。

ウ 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し調達、斡旋を要請する。

(7) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集結場所及び日時

(2) 空中輸送

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、「高知県消防・防災ヘリコプター応援協定」(資料1-7参照)に基づく県消防防災ヘリコプターの派遣又は自衛隊ヘリコプターの派遣を県に要請する。

第11節 交通確保対策

実施担当

本部事務局、建設部

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施する等交通の確保に努める。

1 交通規制の実施

(1) 町（道路管理者）の措置

ア 町（道路管理者）は、次の場合において交通規制を実施する。この場合、警察署との連絡を密にして行う。

- (7) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき
- (4) 道路工事のためやむを得ないと認められるとき

イ 交通規制を行うときは、その内容を立看板の掲示、報道機関の利用等により、一般に周知するものとする。

(2) 警察署の措置

警察署は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、交通規制を行う。

(3) 路上放置車両等に対する措置

ア 警察官の措置

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がいなかったため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

イ 消防吏員の措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいなかった場合に限り、アの警察官のとり措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに警察署長に通知しなければならない。

ウ 災害派遣部隊の自衛官の措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいなかった場合に限り、アの警察官のとり措置を行うことができる。

ただし、自衛官のとった措置については、直ちに警察署長に通知しなければならない。

エ 道路管理者の措置

道路管理者は、道路上において放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 緊急通行車両の確認

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

イ 知事及び公安委員会は、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定された緊急通行車両については、使用者の申し出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付する。

ウ 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届け出により審査する。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(5) 交通規制時の車両の運転者の義務

車両の運転手は、通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第 76 条の 2 の規定に基づき、通行禁止区域外へ移動するか、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとする。

2 道路施設等の応急復旧

(1) 道路、橋梁等の応急措置

町（道路管理者）は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、緊急交通路の確保を最優先に道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図る。

(2) 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況の調査にあたる。調査の結果、支障箇所を発見したときは、その道路名、箇所、その他被害状況等を防災関係機関に連絡する。

ウ 道路管理者及び簡易水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第12節 飲料水の確保・調達

実施担当

経済部

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護するものとする。

1 給水源の確保

災害により簡易水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 簡易水道施設等による給水源の確保

応急給水の水源は、浄水場、配水池等の水道施設を主体とする。

ア 簡易水道施設等の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、指定水道工事事業者に要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 応急復旧は、①配水池への送水管路 ②医療機関、医療救護拠点、地域防災拠点への管路 ③給水区域拡大のための仮設配水管路の順とする。

(2) その他による給水源の確保

水源がさらに不足する場合は、自然水などの水をろ過、滅菌して供給する。

2 応急給水用資機材の確保

給水タンク等については、給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、県、自衛隊等への応援要請により確保する。

3 応急給水の実施

一人当たり1日3リットルを目途に、飲料水を供給するよう努める。

また、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの間とする。

(1) 拠点給水

ア 応急給水は、拠点給水とし、要所に仮設共用栓、水槽等を設置する。

イ 指定避難所、嶺北中央病院、総合福祉ゾーン天空の里等、災害時緊急給水対象施設については、給水タンク等で個別に給水する。

(2) 要配慮者への配慮

戸別給水でないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬が大きな負担となる。このため、必要な場合は、町災害ボランティアセンターに登録しているボランティアに対し、在宅要配慮者への支援を要請する。また、行政区等を通じた住民相互の協力を呼びかける。

(3) 給水に関する広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、IP告知放送、防災行政無線（同報系、停電時使用）等により、周知する。

また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

給水拠点候補地

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・ 本山町役場 | ・ 本山町社会福祉会館 |
| ・ 本山小学校 | ・ 東部コミュニティセンター |
| ・ 高知県立嶺北高等学校・嶺北中学校 | ・ 吉野公民館 |

4 応援要請

管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達あっせんを要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車のみ借上げの場合はその必要台数

第13節 食料の確保・調達

実施担当

救助部、経済部

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

1 食料の調達

食料の調達は、次の方法により行う。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 農協、農業公社等の協力による調達
- (3) 「高知県内市町村災害時応援協定」(資料1－5参照)に基づく県内市町村への応援要請
- (4) 高知農政事務所に対する米穀及び乾パン等の供給要請(県を通じて要請)

2 食料の供給

- (1) 供給対象者及び品目等

ア 供給対象者

被災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とする。

イ 供給品目

米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

ウ 要配慮者等への配慮

- (ア) 食料の供給にあたっては、要配慮者を優先して配分する。
- (イ) 乳幼児へのミルクや離乳食、高齢者への柔らかく温かい食べ物等、要配慮者に配慮した食料の配給に努める。
- (ウ) アレルギー対応食の確保と配給に努める。

- (2) 炊き出しの実施

ア 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

イ 炊き出しは、地域住民、自主防災組織、生活改善グループ、ボランティア等の協力により、町役場、集会所、学校等の給食施設を利用して行うものとする。

ウ 炊き出し場所には町職員等責任者が立ち会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録するものとする。

エ 必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとする。

- (3) 指定避難所における食料の供給

避難者に対する食料供給は、町が指定避難所の施設等を利用して調理し、又は調理不要な食品を確保し、配給する。

3 救援物資の保管・管理

- (1) 調達した物資は、被災者に供給するまでの間、物資輸送拠点（資料5－2参照）に集積し、一元的に管理する。
- (2) 配分するときには、必ず受払いの記録及び受領書を整備しておく。

第14節 生活必需品の確保・調達

実施担当

救助部、経済部

被災者等に対して、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給付又は貸与する。

1 生活必需品の調達

物資の調達は、被災者のニーズを把握した上で、次の方法により行う。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 農協・商工会の協力による調達
- (3) 「高知県内市町村災害時応援協定」（資料1－5参照）に基づく県及び県内市町村への応援要請

2 生活必需品等の供給

(1) 供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を消失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 供給品目

被害状況及び世帯構成人員、ニーズに応じて、次の品目について現物を給付又は貸与する。その際には、要配慮者の特性や、個人のニーズ等様々な視点に配慮する。

なお、被災者のニーズは、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身の回り品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料

(3) 要配慮者への配慮

社会福祉施設の管理者等と連携しながら、要配慮者に配慮した物資の供給に努める。

(4) 在宅避難者等への配慮

在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供与されるよう努める。

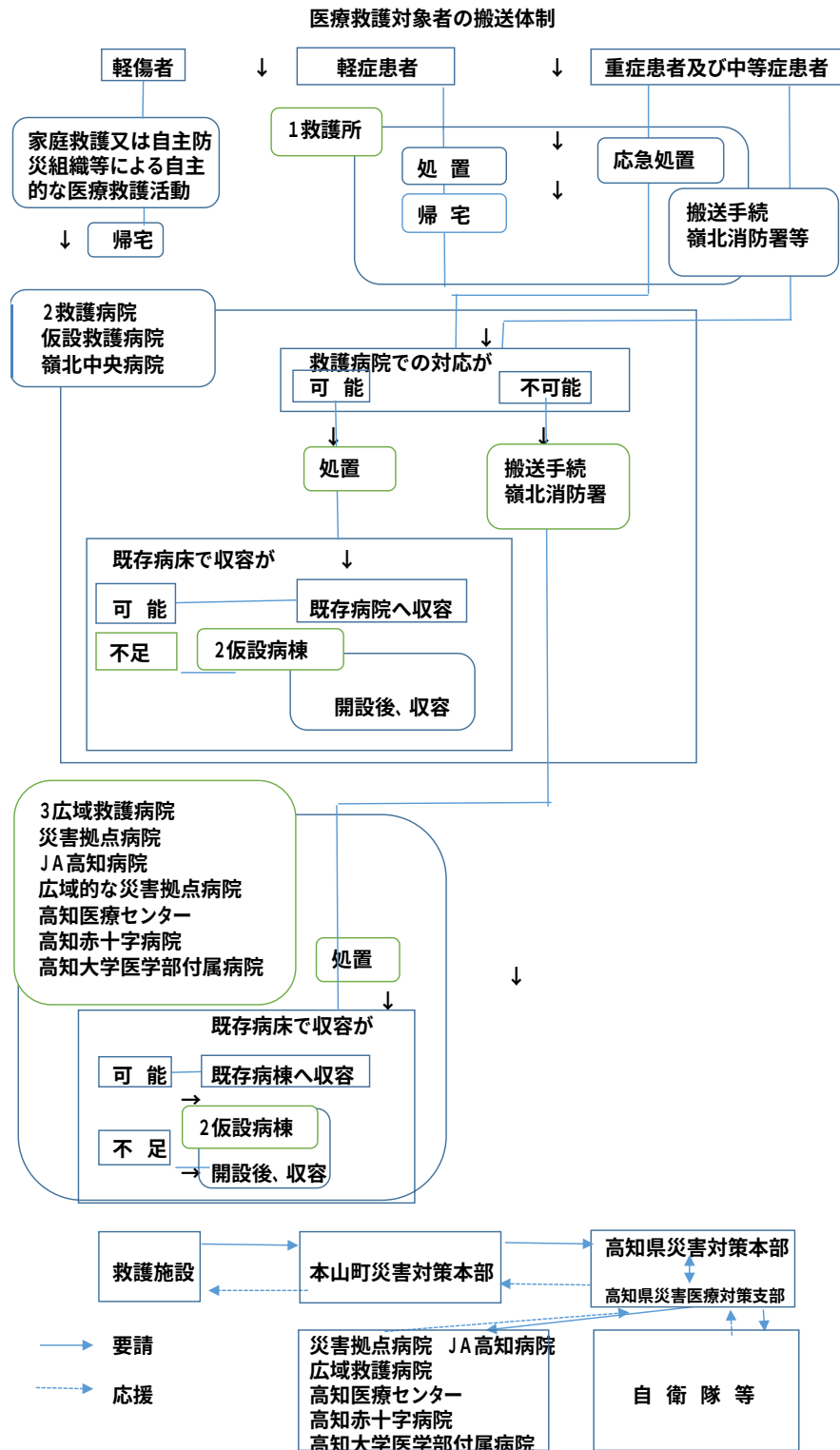
3 救援物資の保管・管理

- (1) 調達した物資は、被災者に供給するまでの間、物資輸送拠点（資料5－2参照）に集積し、一元的に管理する。
- (2) 配分するときには、必ず受払いの記録及び受領書を整備しておく。
- (3) 必要に応じて日本赤十字社高知県支部及び本山分区に毛布等の配布を要請するものとする。

第15節 医療・助産

実施担当 救助部、病院部

「本山町災害時医療救護計画」に基づき、関係機関と連携して医療活動を実施する。
活動の詳細については、資料6-1を参照のこと。



第16節 消毒・保健衛生

実施担当

救助部

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 衛生活動

- (1) 被災地域の衛生状態を把握する。
- (2) 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- (3) 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

2 保健活動

防疫活動に必要な薬剤等は、町内の薬局等から調達するが、不足する場合には、県及び他市町村に対し、応援を要請する。

- (1) 被災地域の住民の健康状態を把握し、心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- (3) 関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、その特性に配慮する。
- (4) 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行う。

第17節 災害廃棄物処理

実施担当

救助部

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲み取り処分を適切に行うものとする。

なお、今後、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月7日環廃対発第050607001号）に基づき、廃棄物処理体制の整備を図るものとする。

1 し尿の処理

- (1) し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握する。
- (2) 汲み取りを要する地域の優先度を設定する。
- (3) 処理に必要な人員、物資を調達する。
- (4) トイレが使用不能となった場合、リース業者から仮設トイレを借り上げ、指定避難所その他必要と認める箇所に設置する。
- (5) 町のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を要請する。
- (6) し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- (7) し尿処理を計画的に実施する。

2 生活系ごみ、避難所ごみの処理

- (1) 被害状況から災害時の生活ごみ、避難所ごみの量を想定する。
- (2) 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。
- (3) 生活ごみ、避難所ごみ等の災害廃棄物処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- (4) 生活ごみ、避難所ごみの処理を計画的に実施する。
- (5) 災害後必要な場合は、通常の排出場所のほか、指定避難所等に仮設ステーションを設置する。
- (6) 処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、IP告知放送、防災行政無線（停電時）や広報紙（チラシ）を通じて住民に周知する。
- (7) 一度に処理できない場合は、町所有地等の中から一時保管場所を選定する。
- (8) 町のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を要請する。

3 災害廃棄物の処理

災害時には、がれき等の災害廃棄物が発生するが、その処理に関しては次の点に注意する。

- (1) 被害状況からがれき等災害廃棄物の量を想定する。
- (2) 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。
- (3) 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。
- (4) がれき等の災害廃棄物処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- (5) がれき等の災害廃棄物処理を計画的に実施する。

- (6) 廃棄物処理には、危険物等が含まれることが想定されるため、関係者の安全確保を行う。
- (7) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請する。
- (8) 処理対象
個人住宅等から排出されるがれき等。なお、公共・公益施設及び事業所等から発生する災害廃棄物は、それぞれ自己処理を原則とする。その際にボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (9) 仮置場等の確保
倒壊家屋数等から災害廃棄物の発生量を予測し、必要な機材や事前に検討しておいた仮置場を確保する。
- (10) その他
破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

4 死亡した獣畜等の処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜等の処理は、原則として獣畜の飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

飼養者等からの要請があったときは、廃棄物処理施設で処理するよう指導する。

第18節 遺体の検案等

実施担当**救助部**

多数の死者、行方不明者が発生した場合に、搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

1 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、町において、消防団の労力により、また警察署、消防本部等の協力を得て、必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。ただし、町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施する。

2 遺体の収容・処理

- (1) 遺体を発見したときは、速やかに警察署に連絡し、検分を依頼する。
- (2) 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行う。迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行う。身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。
- (3) 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間の遺体の安置場所及び検案所については、関連機関と連携し、被害の状況を考慮して適正な場所を選定し開設する。検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にする。
- (4) 町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施する。
- (5) 段ボール製等の棺の備蓄に努める。

3 遺体の埋火葬

埋火葬の実施は、町において直接土葬若しくは火葬に付し、又は柩及び骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行う。

- (1) 事故死等による遺体は、警察署からの引き継ぎを受けた後、嶺北斎苑において火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察署、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査を依頼する。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬については、行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族がいない場合は、応急的に火葬又は土葬を行う。埋葬場所は町所有地とする。
- (5) 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵する。
- (6) 町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施する。

第19節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

実施担当

救助部

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立する。

1 町の活動

- (1) 指定避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れ方法について検討する。
- (2) 地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行う。
- (3) 県の整備する動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。

2 民間団体の活動

- (1) 負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行う。

第20節 応急仮設住宅の建設等

実施担当

本部事務局、建設部、経済部

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 応急的な住宅の確保

(1) 公営住宅

ア 入居可能な公営住宅の確保

速やかに入居可能な公営住宅の把握に努める。

イ 公営住宅への入居

入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

(2) 民間賃貸住宅の情報収集等（みなし仮設）

入居可能な民間賃貸住宅の情報提供等について、宅地建物取引業団体へ協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 建設実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設実施の決定は、町長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、県知事が行う。

町長は、相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関（受託）として行う。

(2) 建設地の選定

公有地の中から諸条件を考慮し、応急仮設住宅の建設地を選定する。

(3) 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から2年以内とする。

(4) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、建築業者に協力を要請して行う。

(5) 入居者の選定

ア 入居資格基準

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- (イ) 居住する住家がない者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること

イ 入居者の選定

- (ア) 応急仮設住宅の建設が必要であると認めるときは、入居申請受付窓口を設置する。窓口を設置したときは、その旨住民に周知する。
- (イ) 入居資格基準に基づき、民生委員・児童委員等の意見を聞いて、入居者を選定する。選定にあたっては、次の者を優先する。
 - a 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
 - b 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - c 特定の資産のない母子、寡婦世帯

3 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもり等の防止及び住民のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

4 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施者

災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、県からの通知に基づき、町長が実施する。なお、町において処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

- ア 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にあるもの
- イ 自らの資力では、住家の修理ができないもの
- ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできるもの

(3) 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）する。

(4) 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じて行う。

(5) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1月以内に完了する。

(6) 修理の実施

住宅の応急修理実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、建築業者に協力を要請して行う。

5 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

6 広域的な避難及び受け入れ

管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

また、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、沿岸部からの被災者を可能な限り受け入れを検討する。その際は、新たな応急仮設住宅の整備が必要となる。

第21節 ライフライン等施設の応急対策

実施担当**本部事務局**

簡易水道、電力、ガス等のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上障害となる。このため、これらライフライン施設の関係機関は、発災後、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保に努めるものとし、迅速な応急復旧を行うため、機関相互において、緊密な連携の確保に努めるものとする。

1 簡易水道

- (1) 施設の復旧作業は、関係機関との連携を図りながら実施する。
- (2) 施設の復旧作業は浄水場及び本管、医療施設、緊急を要する施設の配水管等の重要施設から優先的に実施する。また、施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- (3) 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。
- (4) 町のみでの対応が困難な場合は、県等に応援を要請する。
- (5) 必要に応じて近隣の町から仮接続する。
- (6) 飲料水供給施設の復旧を支援する。

2 電力施設（四国電力㈱）

- (1) 広報の実施
 - ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。
 - イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。
- (2) 要員・資材の確保
 - ア 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図る。
不足する場合は、必要に応じ関係事業者や町内外の他機関及び県の応援を要請する。
 - イ 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入する。また、状況に応じ関係事業者や町内外の他機関及び県に緊急転用措置を要請する。
- (3) 保安対策
 - ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。
 - イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のために必要な措置を実施する。
 - ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置をとった後実施する。

(4) 供給設備の復旧

ア 被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について、関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧を実施する。

イ 仮復旧工事に引き続き本工事を実施する。

3 ガス施設（（公社）高知県エルピーガス協会）

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。

イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

(2) 要員の確保

ア 動員計画に基づき要員の確保に努める。

イ 不足する場合は、協会各支部等へ応援を要請する。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は協会本部等から緊急転用措置を要請する。

(4) 指定避難所への支援

協会は、各ブロックにより避難所での炊出し、給湯の支援を行う。

(5) 保安対策並びに復旧対策

保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施する。

4 通信施設（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ四国、KDDI(株)・ソフトバンクモバイル(株)）

通信事業者は、施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。また、施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。必要に応じて関係機関の協力を得て復旧を実施する。

特に西日本電信電話（株）については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置する。

(2) 通信のそ通に対する応急措置

通信の途絶の解消、ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(3) 設備の復旧

被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行う。

(4) 復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行う。

第22節 教育対策

実施担当

救助部、教育部

児童生徒等、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給付等の措置を講じ、応急教育を実施する。

1 休校（園）措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、教育委員会は、休校（園）の措置をとる。

2 被害状況の報告

学校長及び保育所長は、次について教育委員会に報告し、教育委員会は町へ報告する。

- (1) 休校（所）措置の実施に関する報告
- (2) 児童生徒等及び教職員の人的被害及び避難に関する情報
- (3) 学校・保育施設の被害状況
- (4) 学校・保育所周辺及び通学路の被害状況

3 応急教育の方法

応急教育の方法については、町と学校長が協議の上、決定する。

(1) 文教施設・設備の確保

指定避難所が開設され、指定避難所と応急教育施設が重複するときには、避難生活との調整に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努める。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行い、使用する。

イ 校舎の一部が使用できないときは、特別教室等を利用し、場合によっては二部授業等を行う。

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要するときは、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置し、授業を行う。

(2) 教職員の確保

ア 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。

イ 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県に教職員の応援について要請する。

4 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。

また、学校が指定避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊き出し用にも供されるため、その調整に留意するものとする。

5 学用品の確保

災害により住家に被害を受け、学用品を消失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を現物により支給する。

6 心の健康対策の実施

町及び学校長は、福祉保健所等と連携し、被災した児童生徒の心の健康管理に十分配慮し、カウンセリングの実施等、心に傷を受けた児童生徒の心の健康保持に努める。

第23節 労務の提供

実施担当

本部事務局

災害応急対策を実施するにあたって、町職員の動員のみでは労力的に不足する場合、次のとおり労働力を確保する。

1 従事協力命令

町長は、災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、住民等の従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

2 労務者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し、災害応急対策にあたるものとする。

(1) 雇用手続

各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し、本部事務局を通じて関係機関に依頼し、雇用するものとする。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ 作業内容
- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金の額
- キ 労務者の輸送方法
- ク その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として、災害の特殊事情を考慮のうえ、町長が決定する。

(3) 職員の派遣要請及びあっせん要求

災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行う。

(4) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

第24節 要配慮者への支援

実施担当

救助部

高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。また、災害時においても、必要な福祉サービスが維持できるように、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

1 在宅要配慮者の保護

在宅要配慮者（在宅のねたきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、身体障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）及び要配慮者関連施設入所者等の安全を確保するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を得て、次の対策を講ずる。

- (1) 在宅要配慮者の安否確認
- (2) 在宅要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所
- (3) 福祉避難所の開設

2 社会福祉施設等との連携

福祉施設の管理者及び関係機関と密接な連携を取りながら、被災生活において、援護が必要な被災者に対して配慮を行う。

3 指定避難所等への移送

- (1) 要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。
 - ア 指定避難所への移送
 - イ 病院への移送
 - ウ 要配慮者への緊急入所
- (2) 指定避難所へ避難した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

4 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への収容にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

第25節 二次災害の防止

実施担当

建設経済部

降雨等による二次災害の防災活動を実施する。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 県の協力を得て、水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行うとともに、点検の結果、危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
- (2) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

2 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行うとともに、爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関への通報及び周辺住民への周知を行う。
- (2) 必要に応じて避難対策を実施する。

第26節 自発的支援の受け入れ

実施担当

救助部

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れる。

1 ボランティアの受け入れ

(1) 災害ボランティアセンターの設置

大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、社会福祉協議会と連携して、町災害ボランティアセンターを本山町社会福祉会館内に設置する。

(2) 災害ボランティアセンターの任務

ア ボランティア活動に関する情報収集

県、ボランティア団体及び被災住民等からの情報を取りまとめ、町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

イ ボランティア及び被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供するため、窓口を開設する。

(3) ボランティアへの情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を町災害ボランティアセンターに提供するとともに、町有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

2 義援物資、義援金の受け入れ

(1) 義援物資

ア 県の協力を得て、企業等からの義援物資を受け入れるため、問い合わせ窓口を設置し、受入体制を確立する。

イ 受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査・把握するとともに、その内容のリスト及び送り先を報道機関に公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

ウ 義援物資を募集するときは、義援物資の受け入れの際、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に関し義援物資として受け付けることとする。

エ 集まった救援物資は、物資輸送拠点（資料5-2参照）において保管・仕分けする。

(2) 義援金

義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置する。また、義援金募集团体と配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施する。

第27節 自衛隊の災害派遣要請

実施担当

本部事務局

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、県を通じて速やかに自衛隊の災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行う。

1 災害派遣要請ができる範囲

- (1) 被害状況の把握
 - ・車両、航空機等による偵察
- (2) 避難の援助
 - ・誘導、輸送
- (3) 遭難者の搜索・救助
 - ・行方不明者、負傷者の搜索
- (4) 水防活動
 - ・堤防護岸等への土のう積みなど
- (5) 消防活動
 - ・消防機関と協力した消火活動
- (6) 道路等交通上の障害物の排除
 - ・放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
 - ・応急医療活動等への支援
- (8) 通信支援
 - ・被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員・物資の緊急輸送
 - ・緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
- (10) 炊飯及び給水等の支援
 - ・被災者に対する給食・給水及び入浴の支援
- (11) 宿泊支援
 - ・被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去
 - ・自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

(13) その他

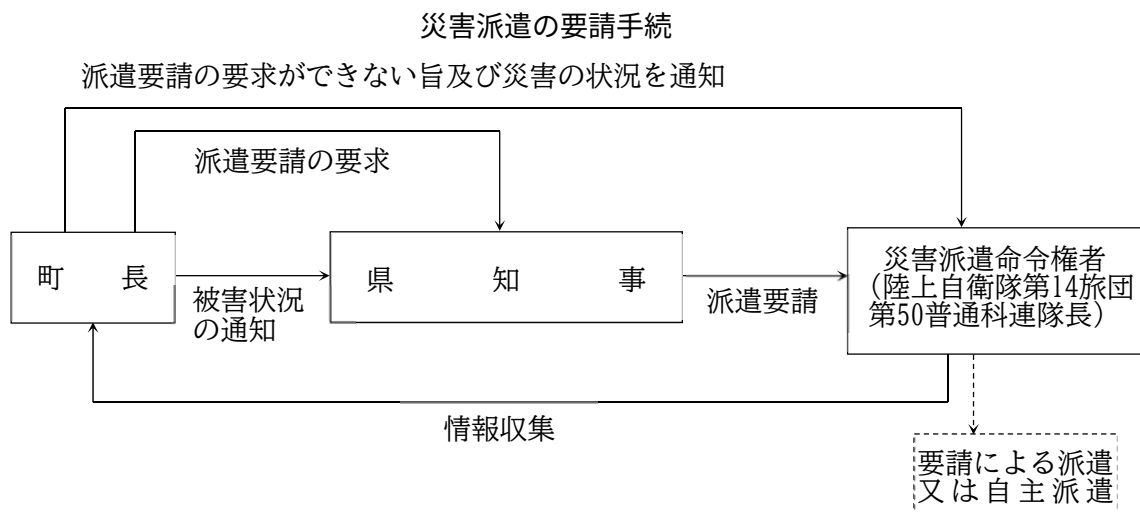
- ・その他知事が必要と認める事項

2 災害派遣要請の手続

- (1) 町長は、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。
この場合において、必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 町長は、特に緊急を要し、知事に要請できないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡する。
- (3) 知事への要請は文書によるものとするが、事態が急を要するときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (4) 要請にあたっては、次の事項を記載する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (5) 県、町、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整する。

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等

- (1) 自衛隊は、震度 5 弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達する。
- (2) 状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事と連絡を取ることとする。
- (3) 自主派遣の基準は次のとおりである。
 - ア 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
 - イ 直ちに救援の措置をとる必要が認められるとき
 - ウ 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
 - エ その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき



4 派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣が決定された場合、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入体制を整える。

5 派遣部隊の業務

派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行う。

6 派遣部隊の撤収要請

- (1) 町長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行う。
- (2) 知事への撤収要請は文書によるものとする。ただし、手続上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出する。
- (3) 撤収の要請にあたっては、次の事項を記載する。
 - ア 災害の終末又は推移の状況
 - イ 撤収する部隊・人員・航空機等の概数
 - ウ 撤収日時
 - エ その他必要事項

7 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- (1) 活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担する。
- (2) 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担する。

8 災害救助のための無償貸与及び譲渡

- (1) 無償貸与
自衛隊は、期限を定め応急復旧に必要な物品を貸し付けることが出来る。期限は、災害救助法による救助を受けられるまでの期間又は災害救助のため必要な期間（3ヶ月以内）となる。
- (2) 譲渡
自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することが出来る。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 計画の趣旨

実施担当

全 課

1 基本方向

- (1) 迅速な現状復旧をめざすか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本方向を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- (4) 復旧・復興を迅速に進めるため、地籍調査を推進する。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興にあたっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 財産措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、県及び国等に必要な財産支援を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

実施担当

建設課、まちづくり推進課

1 被災施設の復旧等

- (1) 物資、資材の調達計画及び人材の応援要請等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本に行い、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立する。
- (2) 事前に検討しておいた仮置場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、可能な限りリサイクルに努め最終処分量を減らすよう努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行う。

第3節 復興計画の進め方

実施担当

全 課

1 復興計画の作成

【参考】復興対策マニュアル（内閣府防災担当・平成22年12月）

- (1) 可及的速やかに実施するため、必要に応じ、国及び県の方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関しての基本となるべき事項等を定めた復興計画を定める。
- (2) 関係機関が実施する諸事業との調整を図り、計画的に復興を進める。
- (3) 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び他市町村等との連携）を行う。
- (4) 復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮する。

2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な環境の整備
 - ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
 - イ 計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、住民の理解を求めるように努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
 - ウ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (2) 復興のための地域の整備改善
 - ア 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
 - イ 災害に強いまちづくりの実施により合理的かつ健全な地域の形成を図る。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
 - ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
 - イ 公園、緑地等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し、理解と協力を得るように努める。
- (4) 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

(6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

実施担当

住民生活課

1 り災証明書の交付等

各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めることにより、被災者に対し、速やかにより災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 災害弔慰金等の支給・貸付

災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、このほか、県社会福祉協議会等の制度もあるので、住民に対して広報紙（チラシ）を通じて周知を図る。

災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金	対象災害	自然災害 - 住家が5世帯以上滅失した災害 - 県内において住居の滅失世帯数が5以上の市町村が3以上ある災害 - 県内において災害救助法による救助が行われた災害 - 災害救助法による救助が行われた市町村を区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	①生計維持者	500万円
		②その他の者	250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害 - 住家が5世帯以上滅失した災害 - 県内において住居の滅失世帯数が5以上の市町村が3以上ある災害 - 県内において災害救助法による救助が行われた災害 - 災害救助法による救助が行われた市町村を区域に含む都道府県が2以上ある災害	

災害障害見舞金	支給額	①生計維持者	250万円
		②その他の者	125万円
	障がい の 程 度	① 両目が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの	

3 税の減免等

- (1) 被災者の納税すべき町税について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付、若しくは納入に関する期日の延長、税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
- (2) その他の税（国税・県税）の措置に関する情報に留意し、必要に応じて住民に周知する。
- (3) 減免の範囲及び種類は次表のとおりとする。

区 分	減免する範囲	減免する税額
町民税 (県民税含む。)	納期未到来分	全 額
固定資産税	納期未到来分	全 額
軽自動車税	納期未到来分	全 額
特別土地保有税	納期未到来分	全 額

- (4) 減免を希望する被災者は、役場に備え付けの減免申請書により必要事項を記入し、り災証明書（り災者台帳により確認できるものは不要）を添えて税務課に申請する。

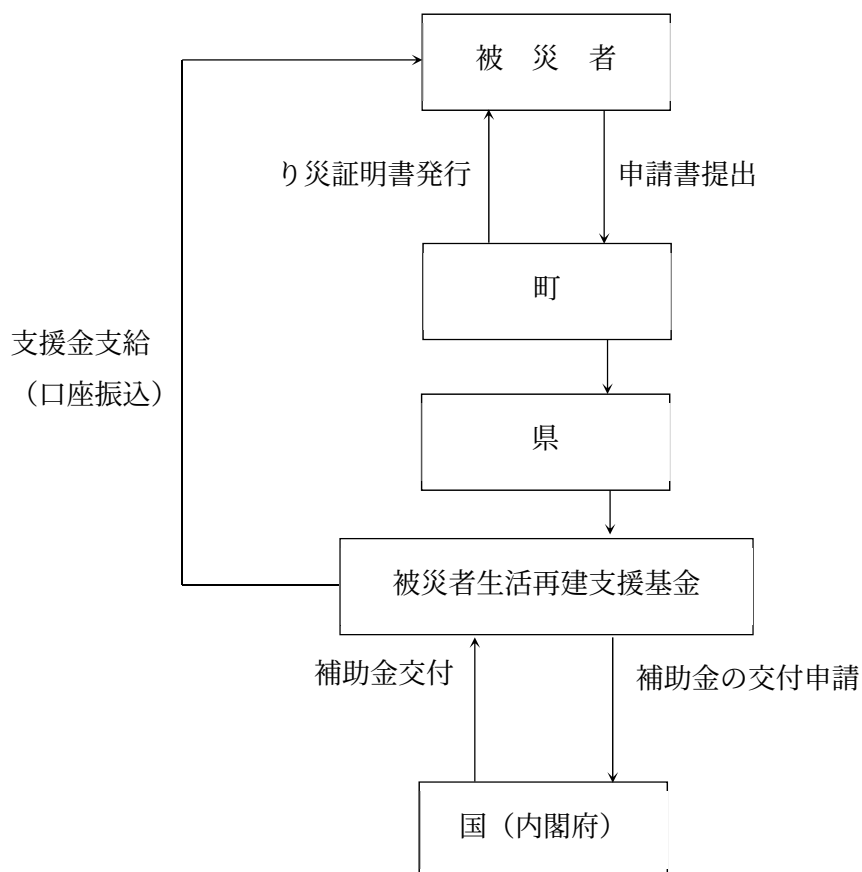
4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の対象となる災害が発生した場合、以下の事務を適切に処理し、被災者の自立再建の円滑化を行う。事務処理にあたっては、「被災者生活再建支援制度－事務の手引き－」（被災者生活再建支援基金 財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部）を参考とし、県との連絡調整を密に行う。

- (1) 住宅の被害認定
- (2) り災証明書等必要書類の発行
- (3) 被害世帯の支給申請に係る窓口業務

- (4) 支給申請書の必要書類のとりまとめ及び県への送付
- (5) 使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付
- (6) 制度の周知

被災者生活再建支援金の支給手続き



5 住宅確保の支援策

- (1) 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、県の協力を得て、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。
- (2) 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、民間住宅等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。
- (3) 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行う。

6 広報連絡体制の構築

- (1) 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

- (2) 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (3) 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努める等、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築する。

7 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行う。

第5節 被災中小企業等の復興その他経済復興の支援

実施担当

まちづくり推進課

1 連携体制の構築

あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 施設復旧資金等の貸付

被災中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、施設復旧資金の貸付を行う。

3 経済復興対策

地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

4 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

5 被災農林水産事業者、中小企業への情報提供

災害に見舞われた被災農林水産事業者、中小企業に対しては、国、県等による各種の融資制度があり、災害後これらの融資制度の適用条件等について確認の上、被災した事業者に応報する。

第2編 地震災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的等

1 計画の目的

本山町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定及び本山町防災基本条例に基づき、本山町（以下「本町」「町」という。）の地域が被る各種の災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、本町において防災上必要な諸施策の基本を、町、高知県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災上重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本町の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

また、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、本町が南海トラフ地震防災対策推進地域となっていることもあり、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。そのため、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震災害対策編」に統合している。

※地震災害対策編に定めがない事項については、一般対策編及び火災及び事故災害対策編に記述している。

2 被害を最小化するために重点を置くべき事項

- (1) 高知県では、過去から繰り返し南海トラフを震源とする地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきた。昭和21年12月21日に発生した南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきている。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われた。このため、本町の地震災害対策は、何より尊い生命は最大クラスの地震でも守ることをめざすとともに、発生頻度の高い一定程度の地震も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震に対して万全を期す。
- (2) 対策を進めるにあたり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じる。

その際には、男女共同参画の視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮する。

- (3) 町全体の防災力の向上を図るため、町をはじめとする公的機関は連携して、発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、住民には自らの生命は自ら守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めてもらい、町はその取り組みを後押しするための施策を進め、自助、共助、公助それぞれが互いに連携する取り組みを進める。
- (4) 南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定される。本町は内陸部にあり、津波災害を受けることがなく、これら被災した市町村を支援することが可能である。本町は、県や他市町村からの要請があれば、支援を行うための協議を行う。

3 国・県の防災計画との関係

本計画は、防災業務計画及び高知県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

4 計画の修正

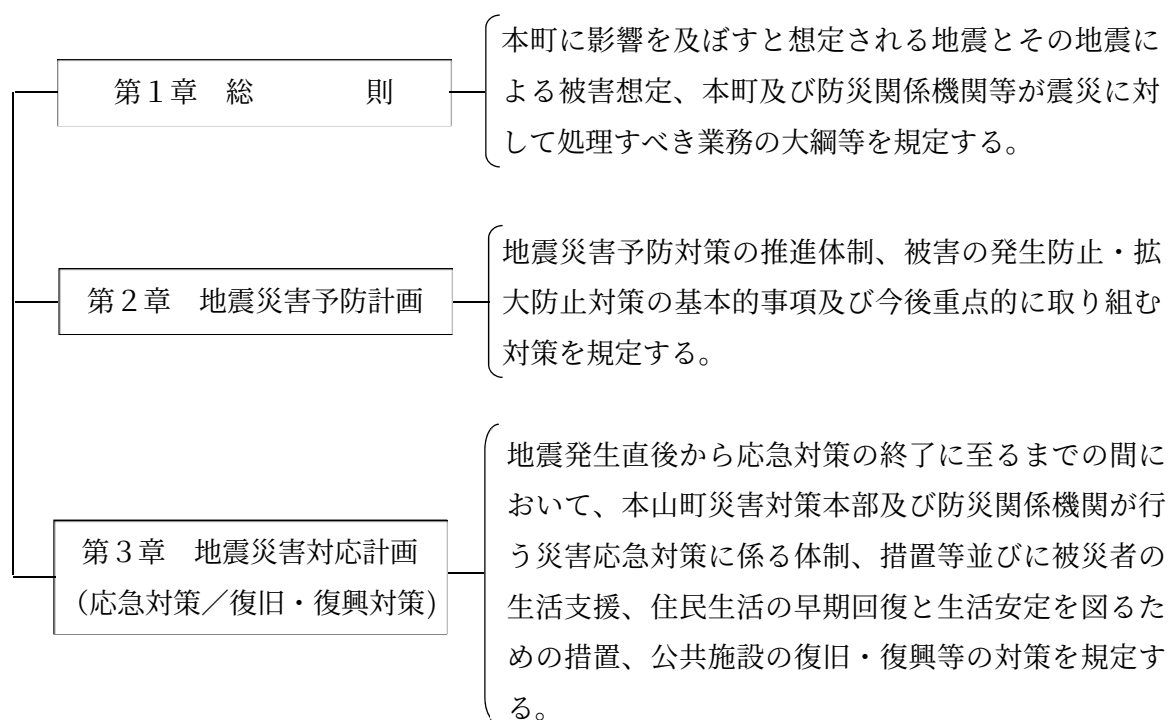
本計画は、地震災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これを本山町防災会議（事務局：本山町総務課）に提出する。

5 計画の習熟・周知

防災関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

6 計画の構成

「地震災害対策編」の構成は、次のとおりである。また、第4章として「地震災害対策編」とは別途「南海トラフ地震防災対策推進計画」を記載している。



第2節 地震被害想定

南海トラフ地震の特徴と被害について記述する。

1 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。

これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

平成 31 年 2 月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによると M8～9 クラスの地震の今後 30 年以内の発生確率は、70～80%となっている。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2）

ア この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成 23 年 8 月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものである。

イ 県内では震度 6 弱～7 の揺れが予測される。

ウ 県内沿岸部では、地震発生後早いところで 3 分、遅くとも 30 分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは 10～20m、ところによっては 30m を超え、非常に高くなることが予測される。

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1）

ア 県内で、震度 5 弱～6 強（一部では震度 7）の揺れが予測される。

イ 県内沿岸部では、地震発生後早いところで 3 分、遅くとも 30 分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは 6～8m、ところによっては 10m を超えることが予測される。

ウ 近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和 21 年の南海地震がある。（県内の死者・行方不明者 679 人、負傷者 1,836 人）

2 本町における地震被害想定結果の概要

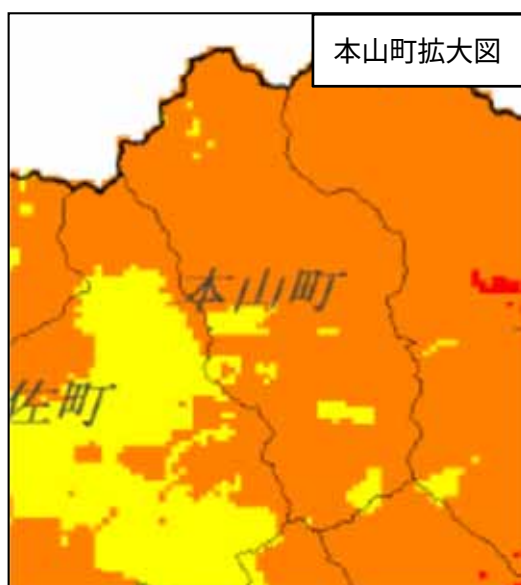
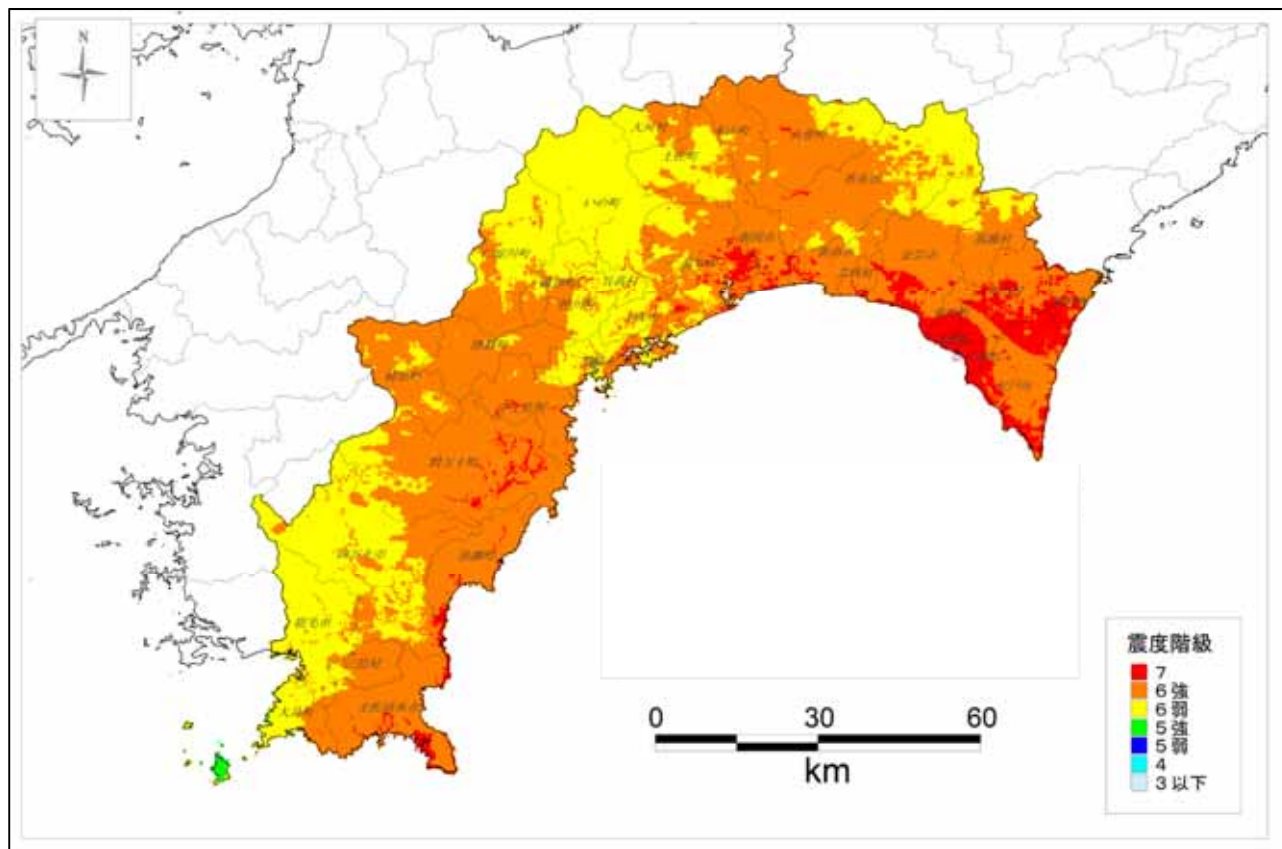
県は、南海トラフ地震対策を進める際の前提とするため、東日本大震災の教訓や最新の知見に基づいた、南海トラフ地震の震度分布及び津波浸水予測（平成 24 年 12 月）を行い、さらにこれによって引き起こされる人的・物的被害の想定（平成 25 年 5 月）を行っている。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震（L2）

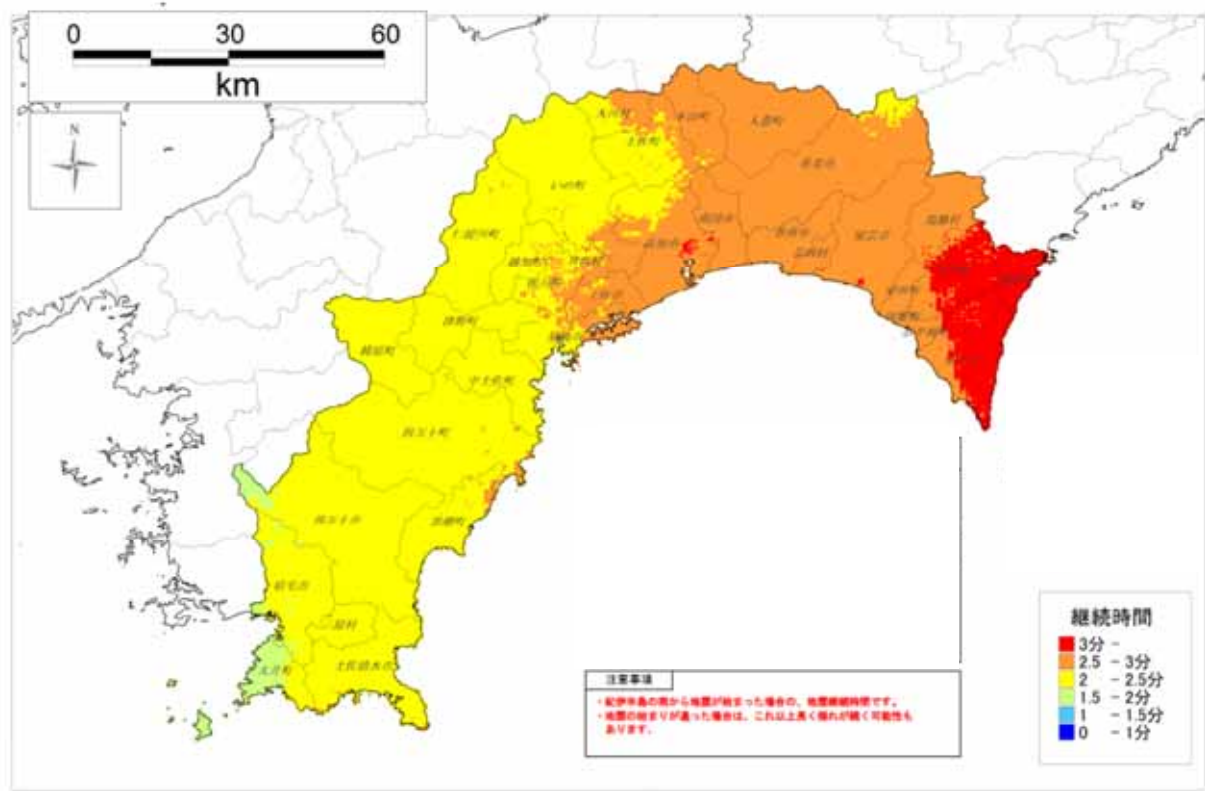
ア 震度分布

地震動の強さは、県が平成 24 年 8 月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（以下、「内閣府モデル」という。）で示された強震断層モデル（M9.0）の 4 つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250m メッシュ単位で震度を推計した。

その結果、求められた震度階級の分布は、次のとおりである。



震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



地震継続時間分布図（最大クラス重ね合わせ）

イ 被害想定結果

県は、想定される地震動や津波から、建物及び人的被害等の想定を行った。主な概要は、次のとおりである。

(7) 建物被害

県は、地震動による建物被害について、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めている。

項目	被害の要因				合計	最大被害のケース	
	液状化	揺れ	急傾斜	火災		地震動	季節・時間
全壊・焼失（棟）	0	560	10	30	600	陸側	冬18時
半壊（棟）	0	1,000	10	—	1,000	陸側	—

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(イ) 人的被害

県が想定した地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるものが支配的である。

項目	被害の要因					合計	最大被害のケース	
	建物倒壊	急傾斜	火災	ブロック塀	地震動		季節・時間	
								うち屋内
死者(人)	40	*	*	*	*	40	陸側	冬深夜
負傷者(人)	280	10	*	*	*	280	陸側	冬深夜

※*は若干数を表している。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(ウ) 断水人口 L2（地震動：陸側）

人口 (人)	断水率				断水人口（人）			
	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後
3,479	80%	52%	48%	34%	2,800	1,800	1,700	1,200

※断水率は町の給水人口に占める断水人口の割合とした。

※本調査では長期浸水による影響が定量的に加味されていないため、支障期間がさらに伸びる可能性がある。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(エ) 避難生活者数 L2（地震動：陸側、冬18時及び深夜）

項目	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	全避難 者数	避難所 避難者 数	避難所 外避難 者数	全避難 者数	避難所 避難者 数	避難所 外避難 者数	全避難 者数	避難所 避難者 数	避難所 外避難 者数
避難者 (人)	870	520	350	1,300	630	630	1,900	560	1,300

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震（L1）

ア 震度分布

地震動については、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合（M8.4相当）のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。

その結果求められた震度階級の分布は、次のとおりである。



イ 被害想定結果

(7) 建物被害

項目	被害の要因				合計	最大被害のケース
	液状化	揺れ	急傾斜	火災		季節・時間
全壊・焼失（棟）	0	＊	＊	0	＊	冬深夜・18時、夏12時
半壊（棟）	0	20	10	－	20	－

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(イ) 人的被害

県が想定した地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるもの、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）によるもの、火災によるものが支配的である。

項目	被害の要因					合計	最大被害のケース
	建物倒壊	急傾斜	火災	ブロック塀	季節・時間		
							うち屋内
死者(人)	0	0	0	0	0	0	冬深夜・18時、夏12時
負傷者(人)	*	*	0	0	0	*	冬深夜・18時、夏12時

※*は若干数を表している。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(ウ) 断水人口 L1

人口 (人)	断水率				断水人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後
3,479	10%	7%	5%	1%	350	230	190	30

※断水率は町の給水人口に占める断水人口の割合とした。

※本調査では長期浸水による影響が定量的に加味されていないため、支障期間がさらに伸びる可能性がある。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(エ) 避難生活者数 L1（冬深夜・18時、夏12時）

項目	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	全避難 者数	避難所 避難者 数	避難所 避難者 数	全避難 者数	避難所 避難者 数	避難所 避難者 数	全避難 者数	避難所 避難者 数	避難所 避難者 数
避難者 (人)	*	*	*	60	30	30	40	10	30

※*は若干数を表している。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

具体的な内容については、一般対策編第1章第4節「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4節 住民及び事業者の責務

具体的な内容については、一般対策編第1章第5節「住民及び事業者の責務」に準ずる。

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

実施担当

総務課、政策企画課、建設課、教育委員会

1 地震に強いまちづくりの推進

本町には市街地を中心に家屋が密集している地域等、震災に対して脆弱な地域が存在する。こうした地域では、地震による被害がより拡大する可能性があるので、県の地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難路・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、オープンスペースの整備、市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等地震に強いまちづくりを着実に推進する。

2 建築物の安全確保

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。

個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。

3 公共土木施設等の災害予防対策

(1) 道路施設対策

応急対策上重要な道路、橋梁について安全性を確保する。

(2) 河川管理施設対策

施設管理者は、地震に対する安全性の評価を踏まえた強度を確保する。

4 交通及び通信施設の機能強化

町及び防災関係機関は、道路、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等について、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努める。

第2節 防災知識を深めるための取り組み

実施担当 総務課、教育委員会

地震による被害の軽減のためには、想定される地震をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要である。

このため、町をはじめ、住民の一人ひとりが地震に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう取り組みを進める。

1 防災関係者の研修

職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、人材の育成を図る。

2 防災教育の実施

南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取り組みを家庭、地域へと広げていく。

3 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 防災に関する広報及び啓発の実施

- (1) 自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。
特に、東日本大震災以降、南海トラフ地震に対する住民の意識が高まっていることから、防災意識の向上に結びつく広報を実施する。
- (2) 地震発生時に住民自らが安全を確保し、迅速に避難することができるように、家庭や事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施する。
- (3) 住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取ること等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を実施する。

第3節 実践的な防災訓練の実施

実施担当

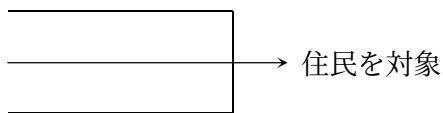
総務課

1 実践的な防災訓練の推進

町及び住民等の防災力を向上させ、防災関係機関・団体等との連携を強化するため、また、本計画の実効性の検証や町業務継続計画の実行性等防災上の課題を把握するため、定期的に広域的な総合防災訓練、情報収集・伝達や参集等の個別訓練、図上シミュレーション訓練、広域訓練の実施を推進する。

訓練種目の例として次のようなものがある。（自主防災組織訓練及び防災ボランティア訓練を含む。）

- (1) 避難指示等の伝達訓練
- (2) 災害対策本部設置訓練（初動体制の確立訓練）
- (3) 非常参集訓練
- (4) 情報収集・伝達訓練
- (5) 消火、救急・救助訓練
- (6) 医療救護訓練
- (7) 避難訓練
- (8) 初期消火訓練
- (9) 応急手当訓練
- (10) 要配慮者等へ配慮した訓練



住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障がい者等の要配慮者のニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、個人のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮するよう努める。

第4節 自主的な防災活動への支援

実施担当

総務課

具体的な内容については、一般対策編第2章第9節「自主的な防災活動への支援」に準ずる。

南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れが襲う。

生命を守るためには、住民が自ら身を守る行動をするとともに、地域での支え合いや助け合いが重要となる。

そのため、地域での自主的な防災活動への支援を行います。

第5節 自発的な支援を受け入れるための環境整備

実施担当

健康福祉課

具体的な内容については、一般対策編第2章第12節「自発的な支援を受け入れるための環境整備」に準ずる。

大規模災害時には、ボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなるため、こうした支援がスムーズに行われるための環境整備を進める。

第6節 情報の収集・伝達体制

実施担当

総務課

具体的な内容については、一般対策編第2章第15節「自発的な支援を受け入れるための環境整備」に準ずる。

地震発生時には、正確な情報を迅速に住民に伝えるとともに、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を行えるよう、平常時から情報の収集、伝達体制の確立や施設の整備に努める。

また、自主防災組織等を活用し、住民から被害情報を入手する体制を整備するとともに、被害情報収集マニュアルを作成する等して適切な被害情報の収集体制を整える。

第7節 火災予防対策

実施担当**総務課**

具体的な内容については、一般対策編第2章第4節「火災予防対策」に準ずる。

地震による火災は同時多発の可能性がある、一方で、断水や道路の寸断等によって消防活動に障害が生じ、通常の火災よりも被害が拡大する可能性がある。こうした事態に備え、住民の火気取り扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及等出火防止対策及び初期消火対策を推進するとともに、指定緊急避難場所等防災拠点における収容、情報収集・伝達、備蓄、応急救護等の機能の整備及び耐震性防火槽の整備等による消防水利の整備を推進する。

第8節 危険物等災害予防対策

実施担当

総務課

地震動により危険物施設等が損傷すると、飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。こうした事態に備え、危険物施設等の現況を的確に把握しておくとともに、消防本部と連携し、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進める。

第9節 建築物等災害予防計画

実施担当

建設課

1 公共、公用施設の耐震化対策の推進

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するためには、公共施設等の耐震性等を確保しておく必要があることから、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め、非構造部材を含む耐震化対策事業を推進する。

なお、地震防災上重要となる建築物は次のとおりである。この中で、耐震化されていない施設については、関連する補助事業等を活用して耐震改修又は建替えの促進を図る。

- (1) 本山町役場
- (2) 嶺北消防署
- (3) 本山町立国保嶺北中央病院
- (4) 本山保育所、本山小学校、吉野小学校、嶺北中学校
- (5) 本山町社会福祉会館
- (6) 本山町保健福祉センター
- (7) 本山町プラチナセンター
- (8) 本山町内各地区集会所・公民館・コミュニティーセンター
- (9) 総合福祉ゾーン天空の里
- (10) 本山育成会しゃくなげ荘

2 一般建築物の耐震化対策等の推進

(1) 建築物等の耐震性の向上

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保は極めて重要である。このため、個人住宅を含む一般建築物の耐震化対策については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業及び住環境整備事業の活用を通じて耐震診断の推進等により耐震改修又は建替えの促進を図る。

(2) 家具の転倒防止やブロック塀や外装タイル等の倒壊防止等

建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒・落下対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策等についても周知を図る。

(3) 地震保険の加入促進

地震により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行う。

3 ライフライン施設の耐震化対策の推進

簡易水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。簡易水道施設等の耐震化対策に努めるとともに、電気、ガス、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

また、各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料、自動車へのこまめな満タン給油などの生活必需品の個人備蓄を推進する。

4 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、年1回以上その管理状況（転倒・倒壊対策の状況、消防設備の整備状況）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

第10節 地盤災害等予防対策

実施担当

総務課、建設課、まちづくり推進課

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地等では、地震により土砂災害の発生が懸念される。このため、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、次の対策に積極的に取り組む。

なお、町の災害危険箇所については資料9を参照のこと。

- (1) 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
- (2) ハザードマップ等の整備と情報提供、警戒避難時の避難などについて住民への周知

2 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知ってもらい、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう「大規模盛土造成地マップ」を公表し、周知を図る。

3 ため池崩壊対策

ため池崩壊対策として、耐震性を有するため池への改修を推進する。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

4 液状化対策

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、液状化対策の推進を図る。

また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

第11節 ライフライン等の対策

実施担当

総務課、建設課

具体的な内容については、一般対策編第2章第7節「ライフライン等の対策」に準ずる。

1 簡易水道施設

円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

2 電力（四国電力(株)・四国電力送配電(株)）

緊急的な電力供給体制の整備を図るとともに、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

なお、事業者が上記以外に行う措置は、別に定める。

3 ガス（(一社)高知県エルピーガス協会）

円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

なお、事業者が上記以外に行う措置は、別に定める。

4 通信（西日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ四国・KDDI(株)・ソフトバンクモバイル(株)）

緊急的な通信体制の整備を図るとともに、情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

なお、事業者が上記以外に行う措置は、別に定める。

第12節 緊急輸送活動対策

実施担当

総務課、まちづくり推進課、建設課

具体的な内容については、一般対策編第2章第20節「緊急輸送活動対策」に準ずる。

第13節 避難対策

実施担当

総務課

1 避難対策

- (1) 地震時において、本町で避難が必要な場合としては、おおむね次の事態が想定される。
 - ア 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
 - イ 土砂災害や堤防、ため池の決壊等の危険がある場合
 - ウ 住家が被害を受け、住居に危険がある場合
- (2) 住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図る。
 - ア 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、福祉避難所の指定・整備（資料4－1・4－2参照）
 - イ 指定避難所の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設の整備
 - ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、福祉避難所の住民への周知
 - エ 指定避難所、福祉避難所の開設・運営管理体制の整備（マニュアル作成等）
 - オ 誘導案内等の標識及び誘導灯の整備
 - カ 避難路の安全を確保するため、住環境整備事業等を活用した住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等
- (3) 子どもたちの安全確保
 - ア 保育所、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断等について、あらかじめルールを定めるよう促す。
 - イ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所の施設との連絡及び連携体制の構築に努める。
- (4) 長期的な避難対策
 - ア 一定期間の避難生活ができる避難所の確保に努める。
 - イ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
 - ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
 - エ 指定避難所の耐震化、必要な物資や資機材の整備等を図る。
 - オ 要配慮者や個人のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材の整備を図る。
 - カ 住民に対し、あらかじめ指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
 - キ 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

指定緊急避難場所・指定避難所等の考え方

指定緊急避難場所	大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有するグラウンド、施設等で町が指定するところをいう。
避難路	広域避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
指定避難所	地震等の災害による家屋の倒壊、焼失等、現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館等既存建築物等に収容し保護する町が指定するところをいう。
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって「指定避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところをいう。

(5) 広域避難

- ア 指定避難所として指定する際に併せて広域一時滞在の活用を含め、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。
- イ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞-inに係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ウ 市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

(6) 応急仮設住宅等

- ア 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び供給体制を整備する。
- イ 災害に対する安全性に配慮し、応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に努める。
- ウ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- エ 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努める。

第14節 防災活動体制の整備

実施担当

総務課

1 迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

地震発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに（勤務時間中に発災の場合）、災害対策本部を迅速・円滑に立ち上げ、各種災害応急対策を遂行する環境を整える必要がある。このため、あらかじめ次の点について対策を講ずる。

- (1) 来庁者及び職員の避難誘導マニュアルの作成及び訓練
- (2) 庁舎内ロッカー、キャビネット等の転倒・落下防止対策
- (3) 災害対策本部室（会議室）の備品等の備え
- (4) 停電時の自家発電装置、可搬式発電機等の備え
- (5) 職員の食料、水、トイレ等の備え

2 防災活動体制の整備

(1) 職員の動員体制（初動体制）の整備

休日・夜間等勤務時間外に地震が発生した場合、的確な初動活動のためには職員を迅速に動員する必要がある。このため、動員配備表の配布や訓練等を通じて、動員配備基準の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制の整備

地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結等日頃から連携した取り組みを実施する。

(3) 広域的な応援体制の整備

人的な応援・受援体制の整備とともに、備蓄する食料や資機材等の広域的な調達体制を整備する。

(4) 民間事業者との連携体制の整備

民間事業者と協定締結等を進め、燃料の確保、支援物資の管理や輸送等の協力体制を構築し、迅速な災害応急対策が行えるように努める。

(5) 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（例えば、地震に加え、豪雨災害等が発生した場合等）が発生した場合を想定した体制の確保に努める。

第15節 地域への救援対策

実施担当

総務課

1 物資・資機材等の備蓄の推進

大規模地震により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速・的確に被災者への支援を行うことができるよう、県が実施した被害想定等に基づき、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から、今後、物資の備蓄整備を推進する。備蓄にあたっては、次の点に留意する。

(1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備

交通途絶を想定し、発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区ごとに分散して備蓄倉庫を整備する。その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。

(2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結

民間事業者との協定締結等を進め、緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図る。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(3) 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）

(4) 在宅要配慮者に配慮した備蓄（粉乳、おむつ、食べやすい食品、車イス等）

(5) 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切板等）

(6) 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）

(7) 井戸水の活用等の自活対策、交通途絶を想定した分散備蓄といった指定避難所等防災拠点を考慮した備蓄

備蓄目標基準

	住民による備蓄	行政による備蓄
		県及び町
家庭・ 自主防災組織レベル	1人3日分 (現物を備蓄)	↓
町域レベル		
広域レベル		被災者の1日分相当量 (現物の公的備蓄又は流通在庫備蓄)
合 計	3日分	2日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、補完する手順を示す。

参考：公的備蓄型と流通在庫備蓄型の比較

	公的備蓄型	流通在庫備蓄型
形態	平常時から市町村において、必要な品目及び数量を購入して倉庫に現物を備蓄するもの	卸・小売等業者に協定等により依頼しておき、災害時に必要品目・数量をそれらの業者に確保させるもの
メリット	・物品確保が確実（迅速確実に対応可） ・計画的な分散備蓄が可能	・多品目又は大量の調達が可能 ・備蓄（購入、保管）の経費節減可 ・公的機関による在庫管理、品質管理が不要 ・必要量のみの対応可能 ・品質の低下防止が期待できる
デメリット	・購入費、倉庫建設等の財政負担が必要 ・倉庫（建設地）の確保が必要 ・在庫管理の事務が必要 ・物資更新時の処分が困難	・在庫把握が容易にできない ・在庫の状況により入手できない場合がある ・ランニングコストの取り扱いが不明確 ・数量を明確にしない紳士協定においては実効性が期待しにくい

2 消毒、保健衛生体制の整備

- (1) 災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ定める。
- (2) 薬剤や資機材の調達方法についてあらかじめ定める。

3 災害廃棄物の発生への対応

災害時に発生する廃棄物（し尿、生活系ごみ、がれき等）に対して、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定める。

4 災害時医療対策

(1) 災害時医療救護体制の整備

地震により負傷者が多数発生した場合、管内医療機関の稼働状況の把握、医療救護所の設置、医療救護班の派遣要請・受け入れ・重傷者の後方搬送、住民への広報等様々な活動が求められる。これらの活動を適切に行えるよう、次の観点から災害時医療体制の整備を推進する。

- ア 医師会、医療機関との連絡体制の整備
- イ 医療救護班の派遣要請・受け入れ体制の整備（マニュアル作成等）
- ウ ヘリコプターによる後方搬送体制の整備
- エ 被災医療機関への支援体制の整備（避難支援、給水等）
- オ 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、本山町災害時医療救護計画を関係者に周知する。
- カ 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
- キ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
- ク 救護病院は嶺北中央病院とし、平時から住民に周知する。

ケ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(2) 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めるとともに、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。

(3) 通信体制及び輸送体制の整備

ア 通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。

イ 保有する機動力を効率的に活用する。

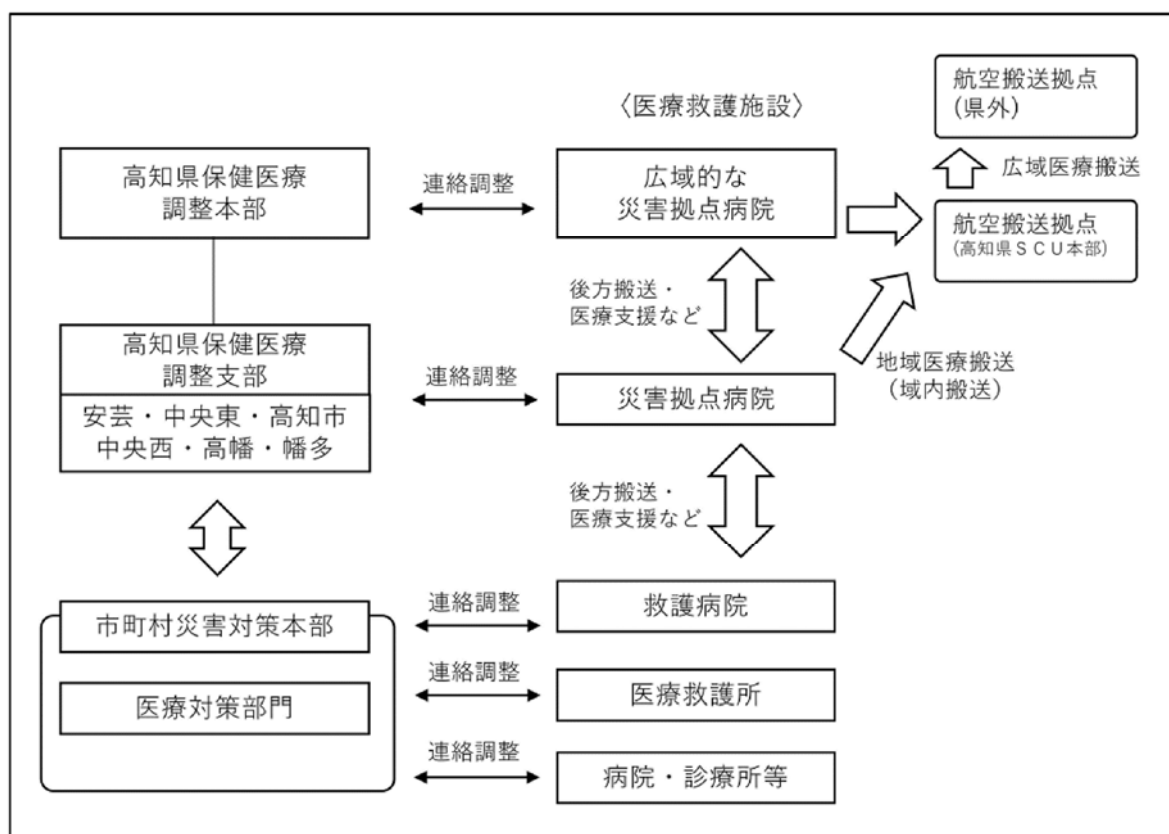
ウ 医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

(4) 情報通信システム等の整備

ア 通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努める。

イ 医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。

〔災害医療救護体制図〕



第16節 要配慮者への対策等

実施担当

健康福祉課、嶺北中央病院

1 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

在宅の要配慮者及び避難行動要支援者（寝たきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、身体障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）が災害に見舞われると、その介護者も含め様々な障害に直面する。これらの人々を支援するため、次の観点から対策を推進する。

(1) 安否確認体制の整備・更新（避難行動要支援者名簿の作成等）

(2) 地域での避難等支援体制の整備

ア 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 避難者支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行う。

エ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

オ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(3) 福祉避難所の指定及び周知

2 社会福祉施設等における防災対策

(1) 実態把握と継続的な防災対策

- ア 施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握し、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
- イ 施設管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組む。
- ウ 施設管理者は、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
- エ 施設管理者は、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、全職員が参加した防災対策に継続的に取り組む。

(2) 施設・設備の安全確保対策

施設管理者は、施設の耐震化に努める。また、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。

- ア 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
- イ 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
- ウ 垂直避難のための器具等の整備
- エ 危険物の管理
- オ 家具及び書棚等の転倒防止対策

(3) 施設入所者の避難対策

ア 地域の災害特性の把握

施設管理者と町は、施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

イ 施設入所者の避難計画の作成

施設管理者、町及び住民は、夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。また、災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施するとともに、消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

ウ 長期的な避難と広域連携

施設管理者と町は、入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。また、施設管理者と町は、広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。

エ 介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備

避難生活の長期化等に備え、介護職員等の派遣体制の整備に努める。また、各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

3 訪日外国人旅行者等の安全確保

旅館等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第17節 各種データの整備保存

実施担当

関係各課

1 各種データの整備保存

戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

第18節 住民等の自主防災力の向上

実施担当

総務課、住民生活課、健康福祉課、教育委員会

1 各家庭・事業所の自主防災力の向上

地震から自らの生命・財産を守る基本は、各家庭、事業所での自主防災力の向上である。自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していく。また、事業所については、防火管理業務の指導等も合わせ被害の発生・拡大防止を図る。

なお、家庭に求められる自主防災力向上対策は、次のとおりである。

(1) 家庭での危険防止対策の実施

- ア 家具の固定
- イ 落下物の防止
- ウ 家屋の耐震化（診断結果、耐震改修等）・不燃化
- エ 家屋周辺の危険性の把握

(2) 家庭備蓄の実施

- ア 消火器、バケツ等の消火用具
- イ のこぎり、バール等の救出用具
- ウ 救急医療セット等の医療用品
- エ 食料、水、燃料（3日分）
- オ 衣服、毛布等の生活用品
- カ 懐中電灯等の照明用品及び電池
- キ ラジオ等の情報収集用品及び電池
- ク その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね等）

(3) 防災知識及び対処方法の理解と習得

- ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、地震活動への対応等）
- イ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）
- ウ NTT災害用伝言ダイヤル（「171」）の利用方法
- エ 非常時の家族の避難場所や連絡方法の確認

(4) 率先避難の実施

住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動をとること等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を行う。

(5) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていく。

2 地域の自主防災力の向上

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになり、より有効性が高まる。このため、自主防災組織の組織化を促すとともに、自主防災組織の活動能力の向上を図るため、リーダーの養成、活動マニュアルの作成、資機材の整備・備蓄場所の確保、防災訓練等に関し、積極的に支援していく。

また、日頃の自主防災組織の活動を通じて、ビデオ、防災パンフレットの活用や研修会の実施等により防災意識の啓発を図れるよう支援する。

3 在宅要配慮者の自主防災力の向上

在宅要配慮者（寝たきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。外部からの支援が始まるまでには相当の時間を要すると考えられることから、それまでの間、自力で対処できる能力を高めていく必要がある。

福祉関係者及び在宅要配慮者自身と協働で、在宅要配慮者の自主防災力の向上に向けた対策を講じていく。

4 保育所・小中学校及び要配慮者関連施設の自主防災力の向上

児童生徒、乳幼児、要介護高齢者、障がい者、傷病者等が集まる小中学校及び要配慮者関連施設が地震によって大きな被害を受けると、多くの人的被害が発生する可能性がある。このため、各施設の管理者等に対し、地震発生時に的確な対応が図れるよう、消防計画や防災計画の作成、見直し、防災訓練の定期的な実施について指導する。

5 保育所・小中学校における防災教育の推進

児童生徒に対する防災教育は、児童、生徒自身の自主防災力を高めるばかりでなく、将来的に災害に強い人材を育てていくという意味でも重要である。

地震災害に関する知識を深め、地震への対応力を高めるため、各教科、「総合学習」、特別活動の指導における副読本等教材・資料の作成、避難訓練、応急処置等について、児童、生徒の発達段階や保育所、学校等の実態に応じた防災教育に取り組んでいき、その取り組みを家庭、地域へと広げていく。

第19節 町の防災力の向上

実施担当

総務課、消防本部

1 住民への広報体制の整備

地震後においては、二次災害防止の呼びかけ、避難指示等といった緊急情報のほか、安否情報、給水や物資配布、交通規制情報等さまざまな生活情報を住民に広報することが求められる。このため、住民への広報活動を適切に行えるよう、次の点について準備を行う。

(1) 住民への情報伝達手段の充実

I P告知放送、緊急速報メール、防災行政無線（同報系、停電時使用）等複数の情報伝達手段の充実

(2) 防災拠点及び指定避難所としている各学校のパソコンの整備（今後、教育用パソコンを災害時にも活用することができる体制を整備する。）

(3) 広報紙（チラシ）の発行体制の整備

2 防災関係各機関・団体との連携強化

地震後の各種災害応急対策活動は、町及び防災関係機関・団体が連携して実施する。防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ次の点について準備を行う。

(1) 協定等の締結

(2) 定期的な情報交換の実施

(3) 実践的な防災訓練の実施

3 消防力の充実強化

地震時の消防活動を円滑に行えるよう、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、消防施設、消防水利等の充実に努めるとともに、次の観点から活動能力の向上に努める。

(1) 消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定めておく。

(2) 消防団の強化、活性化

なお、消防力等の現況については、資料3－1を参照のこと。

4 二次災害防止体制の整備

地震後には、引き続く地震活動等により家屋の倒壊、ため池の決壊、土砂災害等の二次災害が懸念される。二次災害を防止するためには、地震後、住居や各危険箇所の危険性を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があるが、危険性の把握にあたっては、建築士、砂防技術者等専門技能者の協力が必要である。このため、これら専門技術者との連絡体制や活動体制

をあらかじめ整備しておく。

第3章 地震災害対応計画

第1節 地震災害時における組織体制の確立

実施担当

全 部

町内に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動にあたるものとする。

第1 動員配備体制

1 配備体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

区分	配備体制	配備基準	動員規模 ①責任者、②配備の指示者、 ③動員規模
災害対策本部設置前	地震警戒配備	①本町において震度4の地震を観測したとき[自動配備] ②南海トラフ地震臨時情報（調査中）または（巨大地震注意）が発表されたとき ③その他、町長が必要と認めたとき	①総務課長（防災担当者） ②町長 ③関係する部（一般対策編第3章第1節第1参照）の職員数名を動員する。
災害対策本部の設置	地震非常配備	①本町において震度5弱以上の地震を観測したとき[自動配備] ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③その他、町長が必要と認めたとき	①本部長、②本部長 ③すべての職員を動員する。 また、勤務時間外に地震が発生した場合には、まず、すべての職員を動員することとし、初期活動が終了した時点で、動員数を調整する。
		配備時期等	組織体制
		最初期の活動が終了し、災害対策本部の体制が整ってからの活動体制とする。	別紙1のとおりとする。（一般対策編第3章第1節「活動体制の確立」に定める本部体制と同様である。）

2 動員の要領

(1) 動員命令

動員は、予想され又は発生した災害の種類、規模等を勘案し、災害対策本部開設前にあっては町長の、開設後にあっては本部長の命令によって行うものとする。

(2) 待機すべき職員の指示

ア 動員が指令された場合においては、総務課長は上司の指示を受け、関係課長等と協議し待機職員の範囲人員等について必要な調整を行うものとする。

イ 関係職員の待機は原則として勤務時間を限度とするが、情勢によりその必要があると認められる場合は、勤務時間外においても待機させることがある。（本庁内待機）

ウ 配備職員は、勤務時間以後自宅等において待機する場合においても、本部からの指示に直ちに応ずることができるように、連絡先等を事前に知らせておく等、常に自己の所在を明らかにするよう心掛けなければならない。（自宅待機）

(3) 非常召集

ア 夜間、休日等勤務時間外において配備を速やかに行うため、関係職員を登庁させる必要があると認められる場合においては、総務課長は上司の指示を受け関係職員の招集の措置をとるものとする。

イ 非常招集は、原則として本庁近辺に居住し、登庁の便宜を有する者を中心に行い、順次遠距離在住者に及ぶものとする。

3 職員の参集等

(1) 勤務時間外における緊急配備体制

ア 勤務時間外においては、職員の自動参集とする。職員は、地震を感じた場合、ラジオ・テレビにより本町の震度（又は高知県中部の震度）に関する情報を確認し、動員配備基準に基づいて直ちに参集する。

イ 勤務時間外において、道路の寸断等のため所属に参集できない場合は、最寄りの指定避難所に参集する。

(2) 参集時の留意事項

職員は、参集にあたり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属課長等に報告する。

- ・幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

エ 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、総務課に報告する。

(3) 参集に対する職員の心構え

- ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に把握しておくこと。
- イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、町への照会、テレビ又はラジオの視聴等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、警報の発令、配備命令等を知るように努めること。
- ウ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは、動員命令がない場合であっても、状況によっては所属課長等と連絡を取り、進んでその指揮下に入るように努め、また自らの判断で速やかに課室に参集し、防災活動に従事すること。

第2 災害対策本部の設置

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に依拠して、迅速かつ的確な災害対策を実施する必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条の2及び本山町災害対策本部条例（資料1－4参照）に基づき、本山町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

1 本部の設置

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	①本町において震度5弱以上の地震を観測した場合【自動設置基準】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③その他、町長が必要と認めた場合【判断設置の基準】
廃止基準	①本部長（町長）が、予想された災害の危険が解消したと認めた場合 ②災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
住民	総務課長	I P告知放送、防災行政無線（同報系、停電時使用） 【参考】一般情報の提供では緊急速報メールも使用
県知事	総務課長	高知県総合防災情報システム、県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
警察署長	総務課長	ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
隣接市町長	総務課長	県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
その他防災関係機関	総務課長	ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	政策企画課長	電話、口頭、文書、高知県総合防災情報システム（Lアラート経由で情報提供）

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長	3	総務課長
--------	---	-----	---	-----	---	------

(4) 本部の設置場所及び設置する者

本部を設置する場合、次のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄の公共施設等に設置する。関係資機材の設置は本部事務局を中心に職員が協力して行う。

なお、I P告知放送及び防災無線の放送室は本山町役場2階にあるため、災害時における放送室の機能確保を実施する必要がある。

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
本部会議室	本山町役場3階議場 ＊代替施設 本山町プラチナセンター	・本部会議及び被害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	本山町役場2階総務課 ＊代替施設 本山町プラチナセンター	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・通報受付専用電話 ・県防災行政無線 ・衛星電話 ・災害時優先電話（発信専用）	必ず確保
プレスルーム	本山町役場3階町民ホール又は 本山町プラチナセンター	・記者発表を行うためのスペース	状況に応じて確保

スペース の名称	設置場所	機 能 等	設置の条件
応 援 期 間 事務室	本山町役場1階もとやまホール 又は本山町プラチナセンター	・自衛隊等応援機関が事務 を執るためのスペース	状況に応じ て確保
災 害 ボ ラ ン テ ィ ア センター	本山町社会福祉会館（本山町社 会福祉協議会）	・ボランティアの受け入れ 及び活動調整等を行うス ペース	状況に応じ て確保

2 本部の組織（別紙1を参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（課長職の職員・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに代えることができる。

また、重大な災害が発生した場合、本部に防災・減災アドバイザーを加え、専門的な意見を聞くことができる。

ア 本部会議の構成員

本部長、副本部長、本部員

イ 事務分掌（協議事項）

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員及び配備体制に関すること。
- (ロ) 各部間調整事項に関すること。
- (ハ) 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- (ニ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ホ) 他市町村への応援要請に関すること。
- (ヘ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (コ) 災害救助法の適用に関すること。
- (セ) 現地災害対策本部に関すること。
- (ソ) その他災害応急対策の重要事項に関すること。

(5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、別紙1に定めるところによる。

(6) 現地情報連絡班

- ア 本部を設置した場合、あらかじめ別に定める職員により現地情報連絡班を編制し、各地区の情報を収集する。
- イ 班員は、各地区の集会所、消防屯所等（連絡の取れる場所）において、各区長、消防団員等と密に連絡を取り合い、災害についての情報を収集し、本部に伝達する。
- ウ 班員は、配備後、直ちに待機場所及び連絡方法（電話、無線等）を本部に連絡する。

(7) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

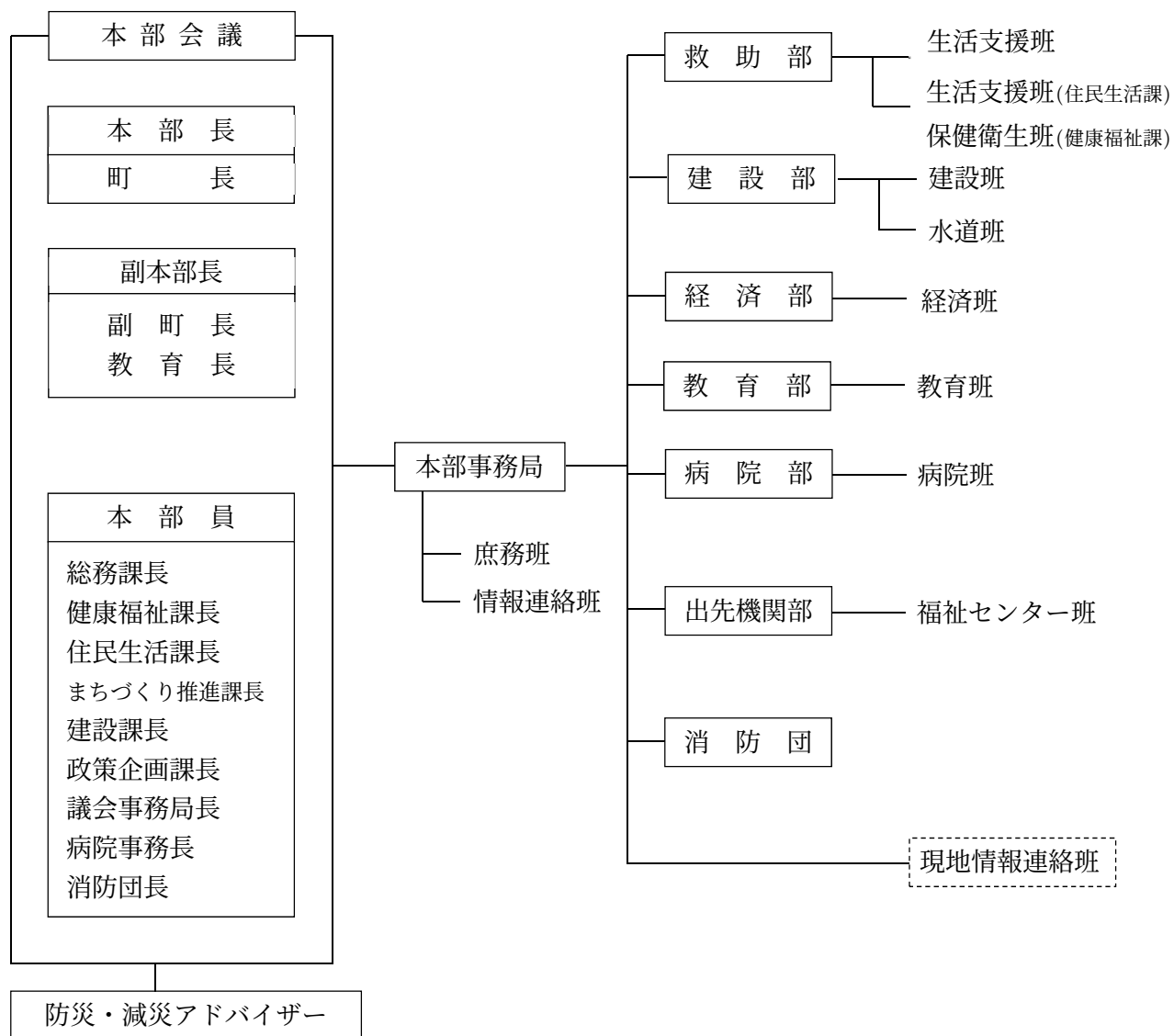
ア 現地災害対策本部の開設

- (7) 本部長は、前記(2)～(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- (4) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

- (7) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- (4) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (7) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

別紙1 本部組織図



別紙2 本部各部・班の事務分掌

部	班	事 務 分 掌
本部事務局 ◎総務課長 ○政策企画課長 ○議会事務局長	庶務班	1 災害対策全般に関する事項 2 災害対策本部に関する事項 3 各部、各班との連絡、調整に関する事項 4 自衛隊の災害派遣要請連絡に関する事項 5 各部に対する指令、情報等の伝達に関する事項 6 応急対策について、職員の動員派遣に関する事項 7 災害予算その他財政に関する事項 8 災害関係経費の支出に関する事項 9 災害対策用備品等購入に関する事項
	情報連絡班	1 災害即報に関する事項 2 報道機関との連絡調整に関する事項 3 災害の警報等に関する事項 4 被害情報の収集に関する事項 5 関係機関との連絡に関する事項 6 義援金品の受入等に関する事項 7 その他災害関係の広報に関する事項 8 消防団との連絡に関する事項
救助部 ◎健康福祉課長 ○住民生活課長	生活支援班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害救助法の適用、生活保護法の適用に関する事項 3 被災者に対する世帯更生資金等融資に関する事項 4 被災児童及び母子世帯の援護に関する事項
	生活支援班 (住民生活課)	1 被災者に対する救援物資（食料、衣料、その他身回り品等）の確保、備蓄並びに配給に関する事項 2 被災者に対する炊き出しに関する事項 3 被災者の避難、誘導、収容等応急救助に関する事項 4 被災による身元不明の死者の収容並びに埋火葬に関する事項 5 被災者の安否問い合わせに関する事項
	保健衛生班 (健康福祉課)	1 災害時における食品衛生、飲料水に関する事項 2 医療救護所の設置運営に関する事項 3 災害地の清掃、消毒防疫に関する事項 4 救護に関する事項 5 被災者の医療、助産に関する事項 6 被災者の保健指導に関する事項

部	班	事 務 分 掌
建設部 ◎建設課長	建設班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害対策のため土建業者に対する連絡調整に関する事項 3 建築物の災害対策に関する事項 4 災害救助用応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事項 5 道路、橋梁、河川等の災害対策に関する事項 6 水防資材の確保備蓄に関する事項 7 土木施設、建築物等の応急復旧用資材の確保並びに輸送に関する事項
	水道班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 簡易水道施設の応急復旧に関する事項 3 被災者に対する飲料水供給に関する事項
経済部 ◎まちづくり推進課長	経済班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害対策用物資の確保に関する事項（救助用物資の調達あっせん含む） 3 被災商工業者に対する応急金融に関する事項 4 主要食料の需給調整及び農業用資材の確保に関する事項 5 農産物の被害調査及び災害対策に関する事項 6 災害時における病虫害の防除に関する事項 7 農地及び農業用施設の災害対策に関する事項 8 造林及び林道施設の災害対策に関する事項 9 農道の災害対策に関する事項
教育部 ◎教育次長	教育班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 町立保育所・小中学校の災害対策に関する事項 3 災害時における教材教具の調達指導に関する事項 4 被災学校及び被災児童、生徒の授業に関する事項 5 災害時における学校給食に関する事項 6 被災児童、生徒の救護に関する事項 7 文化財、公民館等の災害対策に関する事項 8 災害対策に協力する婦人会等との連絡調整に関する事項

部	班	事 務 分 掌
病院部 ◎病院事務長	病院班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 関係機関との連絡調整に関する事項 3 災害予算その他財政に関する事項 4 被害情報の収集に関する事項 5 入院患者の救護に関する事項 6 入院患者の給食に関する事項 7 医薬品の調達確保に関する事項 8 救助部保健衛生班への看護師派遣に関する事項 9 医療救護所の設置協力等に関する事項
出先機関部 ◎社会福社会館長	福祉センター班	1 地区の災害対策全般に関する事項 2 本部との情報連絡に関する事項

備 考

- 1 各部、班の任務はこの表のとおりであるが、事務の繁閑に応じ、随時各部、班の事務を応援する。
- 2 この表に分担任務のない職員は、特命による事務を担当するとともに、必要に応じ各部、班の事務を応援する。
- 3 各班に係を置く必要があると認める場合は、班長において適宜に係を設け、係長及び係員をあらかじめ指名しておく。
- 4 各部長が事故あるときは、所属の課長補佐が、また課長、課長補佐ともに事故あるときは主務班長が代理所掌する。
- 5 本表に定めのない事項について必要な場合は、本部会議において決定する。
- 6 各班で得た情報、各班で決定若しくは処理した事項で、本部又は他の部、班でも承知しておく必要があると認められる事項については、速やかに関係部、班に連絡する等適宜に措置を講ずる。

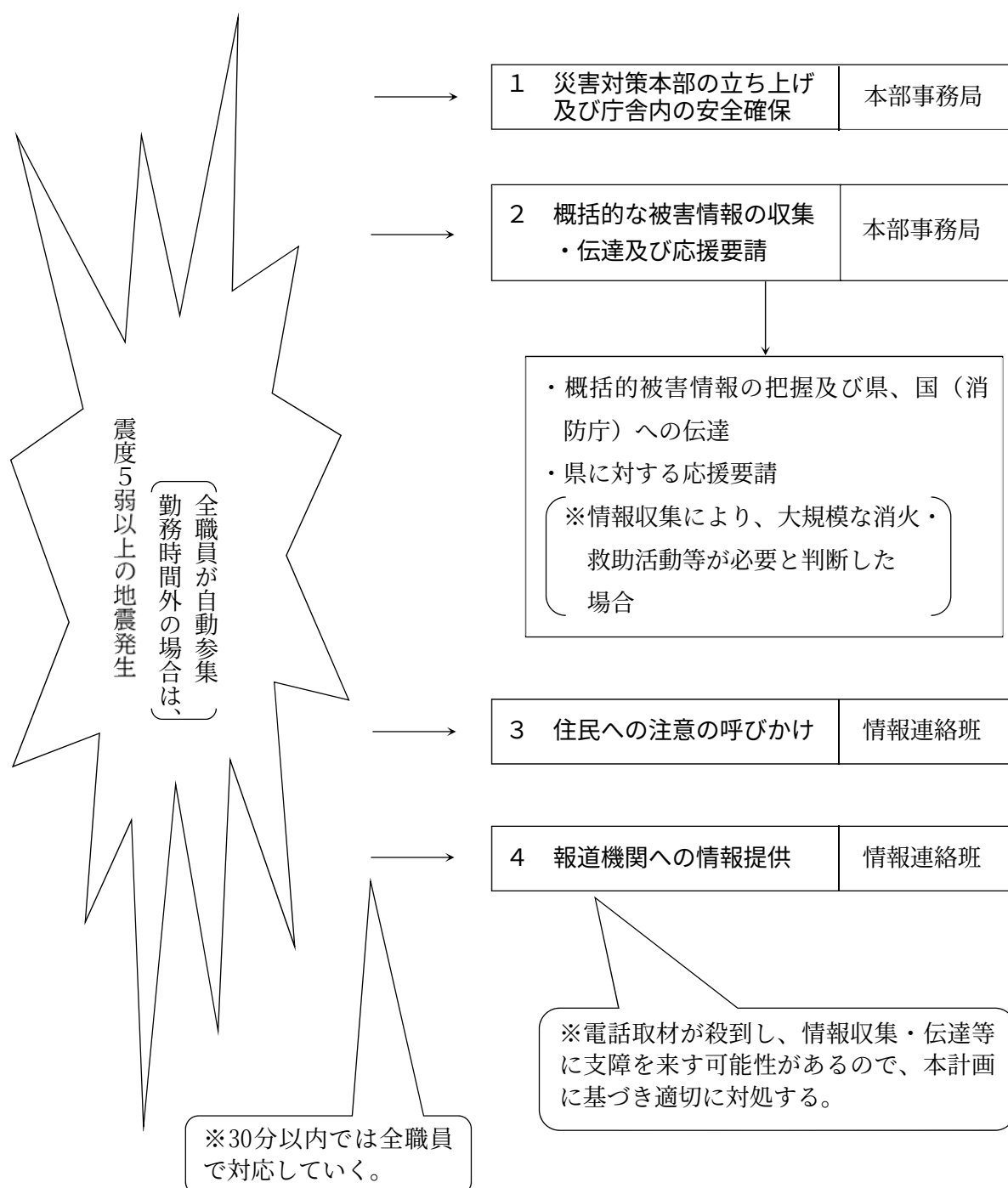
第3 応援要請及び支援の受け入れ

具体的な内容については、一般対策編第3章第5節「応援要請」に準ずる。

第2節 地震発生後おおむね30分以内の活動（最初期活動）

実施担当 全 部

おおまかな被害状況を把握し、人命の安全確保という観点から、町の防災力だけで消火・救助等に対応できる規模の被害か、応援を要請する必要がある規模の災害かを判断し、その結果を県及び国（消防庁）に報告する。



1 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保

- (1) 震度5弱以上の地震を観測した場合、自動的に災害対策本部を設置する。
- (2) 本部事務局は、直ちに庁舎内の来庁者及び職員の安全を確保するとともに、本部室を設置する。
- (3) 非常電源及び無線機能の確認を行う。
- (4) 電源、通信機能に障害がある場合、直ちに電力会社及び通信事業者に対応を要請する。

2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請

(1) 活動方針

ア 本部事務局は、自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、震度5強以上の地震を観測した場合、覚知後30分以内で可能な限り早く概括的な被害情報を収集し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災267号（平成12年11月改正））に基づき、分かる範囲で、県及び国（消防庁）に報告する（被害の有無を問わない。）。これは、県や国が広域的な応援体制を判断する上で重要な情報であり、遅滞なく報告する。

イ 消防本部は、119番通報が殺到した場合、上記にかかわらず県及び国（消防庁）にその旨を報告する。

ウ 収集した情報により、大規模な消火・救助活動等が必要と判断した場合、町長（本部長）は直ちに県に対し、ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援を要請する。

(2) 収集・判断すべき情報

ア 家屋倒壊による下敷きや土砂災害による生き埋め等要救出現場の発生数（概数、概数が不明の場合は被害規模等を類推できるような状況報告）

イ 救急要請、火災の発生件数（概数、概数が不明の場合は被害規模等を類推できるような状況報告）

ウ 緊急消防援助隊、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等応援の必要性

エ 孤立し情報の確認できない地区の発生状況

オ その他特記すべき事項

(3) 情報の収集要領

ア 勤務時間内発災の場合

(7) 庁舎及び庁舎近辺の被害状況から類推する。

(4) 消防署及び警察署と連絡し、119番、110番通報の状況を把握する。

イ 勤務時間外発災の場合

(7) 参集途上に把握した被害状況から類推する。

(4) 消防署及び警察署と連絡し、119番、110番通報の状況を把握する。

3 住民への注意の呼びかけ

具体的な内容については、一般対策編第3章第6節「広報活動」に準ずる。

【案文】

こちらは本山町災害対策本部です。

ただいま、震度〇〇の地震が発生しました。

火を消してください。

身の回りを確認し、危険がある場合は、安全な場所に避難してください。

今後、余震が予想されます。ちょっとした衝撃でかわらや看板などが落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。

ラジオやテレビの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

（繰り返す）

4 報道機関に対する発表等

具体的な内容については、一般対策編第3章第6節「広報活動」に準ずる。

第3節 地震発生後おおむね24時間以内に開始する活動

実施担当 全 部

被害状況を把握し、必要に応じて他機関やボランティアの応援を得ながら、人命の安全確保、被災者の生活の確保という観点から必要な対策を実施する。把握した情報及び実施した対策については、毎日広報紙（チラシ）にまとめて指定避難所等で配布する。

最 初 期 活 動 の 終 了	→	1 被害情報の収集・伝達	本部事務局・各部
	→	2 住民への広報・報道対応	本部事務局
	→	3 医療救護	病院部
	→	4 二次災害の防止	本部事務局
	→	5 重要道路の確保	建設部
	→	6 要配慮者及び児童生徒の安全確保	救助部・教育部
	→	7 災害救助法の適用	本部事務局
	→	8 消防活動	消防団
	→	9 行方不明者の搜索	救助部・消防団
	→	10 避難誘導	本部事務局・救助部
	→	11 指定避難所の設置・運営	救助部
	→	12 給 水	建設部、経済部
	→	13 食料、生活必需品等の確保・供給	救助部・経済部
	→	14 遺体の検案等	救助部
	→	15 ライフライン施設の応急対策	ライフライン事業者

1 被害情報の収集・伝達

- (1) 本部事務局は、概括的な被害情報の収集・伝達後、県の定める様式に従った被害状況の調査が適切に行える体制を各部と協議して整える。
- (2) 本部事務局は、各班からの報告を取りまとめ、報告時点で判明している最新の情報を、高知県総合防災情報システムを通じて県に報告する。
- (3) 災害の規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、県に応援を求める。
- (4) 応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、災害報告取扱要領に基づき15日以内に確定報告を県に対して行う。

2 住民への広報・報道対応

具体的な内容については、一般対策編第3章第6節「広報活動」に準ずる。

【広報紙（チラシ）の掲載項目例（発災当初の段階）】

- 町長声明（励まし及び対策の方針）
- 二次災害注意情報
- 被害速報
- 電気・ガス・水道情報
- 医療情報
- 交通情報
- 食料・水・生活物資情報

3 医療救護

具体的な内容については、一般対策編第3章第15節「医療・助産」に準ずる。

4 二次災害の防止

- (1) 余震等による二次災害を防止するため、次の対策を実施する。また、危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
 - ア 指定避難所施設の点検
 - イ 町有施設の点検
 - ウ 町所管道路、橋梁等構造物の点検
 - エ 民間建物の応急危険度判定（県と連携して実施）
 - オ 水害危険箇所、土砂災害危険箇所の点検
 - カ 危険物施設の点検（消防本部に要請）
- (2) 必要な場合、県、防災関係機関、応急危険度判定士、災害ボランティア等の応援を要請し、二次災害対策に万全を期す。
- (3) 二次災害のおそれがあるときは（応急危険度判定において「危険」と判定された民間建物を含む。）、避難の指示等の措置をとる。
- (4) 上記により把握した二次災害に関する情報を逐次広報する。

5 重要道路の確保

- (1) パトロール等を実施して町内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省四国山地砂防工事事務所吉野川砂防出張所、土木事務所、警察署等関係機関と連絡を密にし、道路被害の状況及び交通状況を把握する。
- (2) 被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するために必要と認めるときは、県公安委員会（高知東警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、町道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。
- (3) 被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう、次の点を考慮し、本山町建設業協会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。

なお、町道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

- ア 消火活動、救出活動上重要な道路
- イ 救急医療上重要な道路（病院やヘリポートのアクセス道路）
- ウ 緊急物資の輸送上重要な道路
- エ 広域応援受け入れ上必要な道路

6 要配慮者及び児童生徒の安全確保

- (1) 在宅要配慮者及び要配慮者関連施設入所者等の安全を確保するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を得て、次の対策を講ずる。
 - ア 在宅要配慮者の安否確認
 - イ 在宅要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所
 - ウ 福祉避難所の開設
 - エ 要配慮者関連施設入所者等の状況把握及び支援

なお、地震発生時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行う。

- (2) 児童、生徒が在園、在校中に地震が発生した場合、児童、生徒の状況を保育所・各小中学校から把握し、負傷者等が発生した場合は適切な処置を指示するとともに、必要な場合は移送車の確保等支援を行う。

7 災害救助法の適用

- (1) 大規模な地震が発生し、町における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、町長（本部長：本部事務局）は、県知事に対して災害救助法の適用の要請を行う。
- (2) 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況等の報告が一時的に不可能な場合は、内閣府に対して緊急報告を行う。

8 消防活動

(1) 活動方針

- ア 消防本部は、消防計画に基づき、本山町災害対策本部及び消防団と連携して必要な消防活動にあたる。
- イ 緊急消防援助隊等他消防機関の応援が必要と判断したときは、県又は他消防機関に対して応援の調整を要請する。
- ウ 町長（本部長）は、自衛隊の応援が必要と判断したときは、県に対して応援要請する。

(2) 地震災害時における消防活動の基本方針

ア 消火活動の優先

地震災害は人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。したがって、地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地に続発した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開するものとする。

イ 人命の救助、救急活動

地震時には、家屋倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等車両の衝突、危険物の漏洩などが複合的に発生し、大規模災害に発展することが予想されることから、必要に応じ、人員・資機材を活用し、人命救助活動を実施し、安全確保に努める。

ウ 安全避難の確保

地域住民が災害地から避難が完了するまで、火災の鎮圧と拡大防止を図り、避難援護の防御活動に努める。

9 行方不明者の搜索

- (1) 家屋倒壊による下敷きや土砂災害による生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に職員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- (2) 救出活動にあたっては、消防団、消防署、警察署、自衛隊派遣部隊等と連携を密にし、迅速に実施する。
- (3) 行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動に関する情報を本部長（町長）に報告するとともに、必要に応じ、各種協定等に基づき関係機関、業者、団体等の協力を要請する。
- (4) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、災害対策調整会議を逐次開催して搜索関係機関との連携を密にする。

10 避難誘導

- (1) 次の場合、避難の指示、警戒区域の設定等必要な避難措置を講じることとし、具体的な内容については、一般対策編第3章第8節9「避難誘導」に準ずる。
 - ア 火災の延焼により危険が迫っているとき
 - イ 二次災害として水害、土砂災害、危険物災害等の危険が迫っているとき
 - ウ その他災害の状況により、町長が必要と認めるとき
- (2) 避難の指示等にあたっては、できる限り当該地域住民に次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させる。
 - ア 避難を要する理由
 - イ 避難指示等の対象地域
 - ウ 避難先とその場所
 - エ 避難経路
 - オ 注意事項
- (3) 警戒区域の設定
具体的な内容については、一般対策編第3章第8節6「警戒区域の設定」に準ずる。
- (4) 避難の措置を講じた場合、次の事項について県知事に速やかに報告する。
 - ア 避難の指示等の発令者
 - イ 発令日時
 - ウ 発令の理由
 - エ 避難対象地域
 - オ 避難対象世帯数及び人員数
 - カ 避難先
- (5) 町長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。また、町長は、その旨を県知事に報告する。

【案文】

こちらは本山町災害対策本部です。

〇時〇分、土砂くずれの危険があるため、〇〇地区に避難指示が出されました。〇〇地区の方は消防団の指示に従って〇〇へ避難してください。

繰り返します。

〇時〇分、土砂くずれの危険があるため、〇〇地区に避難指示が出されました。〇〇地区の方は消防団の指示に従って〇〇へ避難してください。

11 指定避難所の設置・運営

具体的な内容については、一般対策編第3章第8節10「指定避難所の開設」及び11「指定避難所の管理・運営」に準ずる。

12 給水

具体的な内容については、一般対策編第3章第12節「飲料水の確保・調達」に準ずる。

13 食料、生活必需品等の確保・供給

具体的な内容については、一般対策編第3章第13節「食料の確保・調達」に準ずる。

14 遺体の検案等

具体的な内容については、一般対策編第3章第18節「遺体の検案等」に準ずる。

15 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、電話、簡易水道等、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

具体的な内容については、一般対策編第3章第21節「ライフライン等施設の応急対策」に準ずる。

第4節 地震発生後おおむね24時間以降に開始する活動

実施担当

全 部

必要に応じて、他機関の応援を得ながら被災者の生活の確保、自立支援という観点から必要な対策を実施する。被災者支援のための情報については、広報紙（チラシ）にまとめて指定避難所で配布する。

1 災害廃棄物処理

し尿及び廃棄物の収集・処理については、次のとおり実施する。

なお、今後、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月22日環衛第86号）に基づき、「震災廃棄物処理計画」を策定することとし、その計画に基づいた廃棄物処理体制の整備を図るものとする。

具体的な内容については、一般対策編第3章第17節「災害廃棄物処理」に準ずる。

2 消毒及び保健衛生

具体的な内容については、一般対策編第3章第16節「消毒・保健衛生」に準ずる。

3 教育対策

具体的な内容については、一般対策編第3章第22節「教育対策」に準ずる。

4 保育対策

災害により、保育所施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を町に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施する等安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

また、災害により保育士が不足する場合は、町内での調整及び県への派遣要請により確保する。

5 応急仮設住宅等の住宅対策

具体的な内容については、一般対策編第3章第20節「応急仮設住宅の建設等策」に準ずる。

6 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

具体的な内容については、一般対策編第3章第19節「犬、猫、特定動物等の保護及び管理」に準ずる。

7 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節6「広報連絡体制の構築」に準ずるほか、以下の事項について実施する。

(1) 各種申請の巡回受付

被災者の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、県及び防災関係機関等の協力を得て指定避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

8 り災証明書の発行

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節1「り災証明書の交付等」に準ずる。

9 り災者の心のケア対策の実施

具体的な内容については、以下の対策例のほか、一般対策編第4章第4節7「精神保健支援対策」に準ずる。

(1) 対策例

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談、電話相談の実施
- イ 広報紙（チラシ）等を通じた被災者への情報提供
- ウ 小・中学校における児童生徒へのカウンセリング

10 災害弔慰金等の支給・貸付

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節2「災害弔慰金等の支給・貸付」に準ずる。

11 被災者生活再建支援金の支給

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節4「被災者生活再建支援金の支給」に準ずる。

12 税の減免等

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節3「税の減免等」に準ずる。

13 被災農林水産事業者、中小企業への情報提供

具体的な内容については、一般対策編第4章第5節5「被災農林水産事業者、中小企業への情報提供」に準ずる。

14 公共施設等の災害復旧・復興

- (1) 被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を勘案し、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、復旧・復興の基本的方向を定め、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。
- (2) 必要な場合は、本山町震災復興対策本部を編成し、総合的な復興体制を構築する。

- (3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を迅速に受けられるよう、災害の状況を速やかに調査するとともに、県が行う事務に対して積極的に協力する。

15 労務の提供

具体的な内容については、一般対策編第3章第23節「労務の提供」に準ずる。

16 自発的支援の受け入れ

具体的な内容については、一般対策編第3章第26節「自発的支援の受け入れ」に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣

具体的な内容については、一般対策編第3章第27節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行う。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第1章第4節「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

3 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ臨時情報（調査中）、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

「南海トラフ地震臨時情報」の種類ととるべき対策や期間

種類	対策等 (上段：発表の条件・下段：対策や期間)
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上※¹の地震※²が発生 ・1カ所以上のひずみ計※³での有意な変化※⁴と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※⁴が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり※⁵が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 ○迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※⁶8.0以上の地震が発生したと評価した場合 ○情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
巨大地震注意	(1)監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※²が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） (2)想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 ○情報の収集や伝達に努めるとともに、下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。 ・発表条件(1)の場合、1週間 ・発表条件(2)の場合、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいの発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに本山町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、本山町災害対策本部設置条例及び本山町災害対策本部運営要領に定める。

3 災害応急対策要員の参集

- (1) 町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- イ 県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

ア 高知県内市町村災害時相互応援協定（資料1－5、1－6参照）

- (ア) 災害応急対策の実施にあたって必要な場合、町長は、他市町村長及び県知事に対して応援を要請する。
- (イ) 各課は、応援が必要と判断した場合、総務課を通じて町長に申し出る。
- (ウ) 応援要請及び受け入れは、所管課が個別に協定等を締結している場合を除き、総務課を窓口として行う。
- (エ) 応援隊到着後の活動の調整は、各所管課が行う。

イ 高知県消防防災ヘリコプター応援協定（行方不明者の捜索）（資料1－7参照）

- (ア) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務課は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に総務課員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- (イ) 救出活動にあたっては、総務課、消防団、消防署、警察署、自衛隊派遣部隊等の防災関係者が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。
- (ウ) 総務課は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を町長に報告するとともに、必要に応じ関係各課に対して、各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等

の協力を要請する。

(エ) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務課は、災害対策調整会議を逐次開催して捜索関係機関との連携を密にする。

(2) 必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第4節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

地震発生時において、地震情報及び被害状況を迅速、確実に収集し、住民及び関係機関に伝達しなければならない。情報の収集にあたっては、特に住民の生命にかかわるものに重点を置くものとする。

ア 情報の収集・伝達活動については、第1編第3章第3節「情報の収集・伝達」及び第4節「通信連絡」により実施する。また、住民への避難指示等の実施等については、第1編第3章第8節「避難活動等」によるものとする。

イ 通信の途絶、交通の障害等により、町長等と災害対策本部の連絡が取れない場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

順 位	職 名
第1順位	副町長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

(2) 避難活動等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難指示等を速やかに発し、誘導を行う。その際、災害の状況により必要に応じて指定避難所の開設・運営を行う。

具体的な活動内容については、第1編第3章第8節「避難活動等」に準ずる。

(3) 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所、指定緊急避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

(4) 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

具体的な活動内容については、第1編第3章第9節「災害拡大防止活動」に準ずる。

(5) 消防・水防・救助・医療活動

発災後、関係機関、住民、自主防災組織等と協力して、救助・救急活動及び消火活動を実施する。また、地震発生を原因とする津波及び洪水への対応については水防法第7条及び同法第32条に基づく「水防計画」に基づき、医療活動については「本山町災害時医療救護計画」に基づき、それぞれ関係機関と連携して実施する。

具体的な活動内容については、第1編第3章第7節「警戒活動」、第9節「災害拡大防止活動」及び第15節「医療・助産」に準ずる。

(6) 物資調達

発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給を要請する。

(7) 輸送活動

発災後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮しつつ、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組むものとする。

具体的な活動内容については、第1編第3章第10節「緊急輸送活動」に準ずる。

(8) 保健衛生・防疫活動

被災地域の衛生状態、健康状態を把握した後、消毒活動及び保健衛生活動の実施計画書を作成し、必要要員、物資の調達にあたり、関係機関の協力を得て防疫活動及び保健衛生活動を実施する。

具体的な活動内容については、第1編第3章第16節「消毒・保健衛生」に準ずる。

(9) 廃棄物処理

ア し尿の処理

し尿処理施設の被害状況及び被災状況を把握した後、汲み取りを要する地域の優先度等を考慮したし尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。町は、処理に必要な人員、物資の調達にあたり、必要に応じて近隣市町村及び県に要請し、し尿処理を計画的に実施する。

イ ごみの処理

被害状況から発災時のごみの量を想定したごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。処理に必要な人員、物資の調達にあたり、必要に応じて近隣市町村及び県に要請し、ごみ処理を計画的に実施する。

なお、具体的な活動内容については、第1編第3章第17節「廃棄物処理」に準ずる。

(10) 遺体の検案等

ア 遺体を発見した旨の連絡を受けたときは、直ちに警察署に通報する。

イ 遺体の検案は、関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行う。迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行う。身元確認作

業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得る。

ウ 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は町が設置を検討する安置所に集め一時保存する。

エ 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所とする。

オ 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。

カ 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族がない場合は、応急的に火葬又は土葬を行う。遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵する。

(11) 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するための措置並びに災害死した動物の処理を県、民間団体及び住民の協力をもとに実施する。

(12) 応急仮設住宅等

地震により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない者に対しては、高齢者、障がい者に配慮した構造、設備を備えた応急仮設住宅を建設する。また、長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

具体的な活動内容については、第1編第3章第20節「応急仮設住宅の建設等」に準ずる。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、別に定める事業計画に基づき、計画的に整備を図る。

なお、町有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画を立て整備を図る。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を確保するための道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 社会福祉施設の改築又は補強
- (7) 小学校、中学校の改築又は補強
- (8) ため池
- (9) 地域防災拠点施設

第6節 防災訓練計画

1 防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震の震度予測を参考に、地域特性を考慮して、実情に即した実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び地域住民と協力して、少なくとも年1回以上実施する。また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて、計画の見直し等を行う。
- (2) (1)の防災訓練は、次の訓練を実施することとし、地域住民等の参加する防災訓練は、地震発生から安全な指定避難所までの円滑な誘導等を中心とした災害応急対策を実施する。
 - ア 初動体制の確立訓練の実施
地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。
 - イ 現地訓練の実施
地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現場訓練を実施する。その際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮する。
 - ウ 情報収集・伝達等に関する訓練の実施
情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及びとりまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。
 - エ 図上訓練の実施
様々なシナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。
- (3) 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震に関する地震防災上必要な教育を町職員、住民、学校現場等に対して、地震に対する正しい知識と行動力を身につけるための、防災教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する防災教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため必要な防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する防災教育

関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等で住民等に対する防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出荷防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 保育所及び学校教育における防災教育

児童生徒に対し、学校教育課程において、地域防災上必要な防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動、津波及び山津波（土石流等）に関する知識

- (2) 地震、津波及び山津波（土石流等）に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 保育士及び教員が果たすべき役割
- (5) 家庭内での地震防災対策の内容

4 防災知識の普及方法

住民の防災意識の向上を図るため、様々な方法により、地域防災上必要な防災知識について広報するものとする。

- (1) I P告知放送、緊急連絡メール、防災行政無線（同報系、停電時使用）等の各種情報伝達手段の充実
- (2) 防災拠点及び避難所としている各小中学校のパソコンの活用
- (3) 南海トラフ地震に備える広報紙（チラシ）の発行
- (4) 定期的に地域防災フォーラム（仮称）を開催

5 相談受付

地震対策の実施上の相談を受ける際には総務課が対応する。

第8節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」（国のガイドライン）と「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の事前避難の検討手引き」（高知県手引き）を基に住民避難やその啓発、事前対策を講じることで被害の軽減につなげる取り組みを実施する。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策

（第1編第3章第3節及び第2編第3章第1節を参照）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めるとともに、災害発生に備え応急活動体制をとる。

(1) 職員の参集・配備基準

（第2編第3章第1節1 動員配備体制を参照）

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該機関経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(1) 職員の参集・配備基準

（第2編第3章第1節1 動員配備体制を参照）

(2) 事前避難対象地域

町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた次の地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難指示を発令する。

○事前避難対象地域

ア 耐震性の不足する住宅にお住まいの方

イ 土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地に崩壊）の斜面際から距離がおおむね10m

(3) 住民への周知

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係する事項について IP 告知放送、広報車等を利用し周知する。

イ 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(4) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

（ア）地震発生時に発生する土砂災害は、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であることから、住民が避難する場合は、知人宅や親類宅への避難を促すことを基本とする。

(イ) 避難所が開設された場合は、安全にかつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

(ウ) 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 避難所の運営（第1編第3章第8節11 指定避難所の管理・運営を参照）

(5) 消防機関等の活動

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導や消火活動が迅速且つ円滑に行われるよう対策を講じる。

(6) ライフライン等の対策（第1編第3章第21節を参照）

必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。その際、後発地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定める。

(7) 学校・保育園の対応

ア 小中学校
休校とする。

イ 保育園
企業活動が行われる場合があるため、休園としないが、通常の受け入れとは異なる場合がある。

(8) 交通対策

ア 道路

(ア) 町は、道路管理者等との調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報をあらかじめ情報提供するものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

- (1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
- (2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間

ア 職員の参集・配備基準

(第2編第3章第1節1 動員配備体制を参照)

イ 事前避難対象地域

町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた次の地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、住民の自主避難を促す。

(ア) 耐震性の不足する住宅にお住まいの方

(イ) 土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地に崩壊）の斜面際から距離がおおむね10m

ウ 住民への周知

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係する事項について IP 告知放送、緊急速報メール、防災行政無線等を利用し周知する。

(イ) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

エ 学校・保育園の対応

(ア) 小中学校

避難場所や避難経路の確認など、日頃からの地震の備えを再確認し、通常の運営を行う。

(イ) 保育園

企業活動が行われる場合があるため、休園としないが、通常の受け入れとは異なる場合がある。

4 町が管理等を行う施設等に関する対策

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第3編 火災及び事故災害対策編

第1節 大規模な火事災害対策

大規模な火事災害に対して、町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

1 火事災害の予防

(1) 火災に強いまちづくり

火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

ア 市街地の整備

老朽木造住宅密集地の解消を図るための土地区画整理事業、密集市街地整備促進事業等により防火上安全な市街地の整備を図る。

イ 防災空間の整備

大規模火災発生時に避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路などの整備を図る。

ウ 建築物の不燃化の推進

防火地域や準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

エ 特定空家対策

空き家に対する調査を行い、特定空家の除却等の検討を行う。

(2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

ア 火災予防査察の強化

町及び消防本部は、区域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導する。

イ 防火管理制度の推進

町及び消防本部は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(7) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(4) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

(3) 防火思想の普及啓発

住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 消防力の強化

- ア 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- イ 消防団及び自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

(5) 火災警報の発令等

ア 火災気象通報

- (7) 高知地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を県に通報する。
- (4) 県は、高知地方気象台からの通報を受けて、火災気象通報を町長に伝達する。

火災気象通報の基準

高知地方気象台が定めた「乾燥注意報（最小湿度40%で実効湿度60%）」及び「強風注意報（平均風速12m/s）」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 火災警報

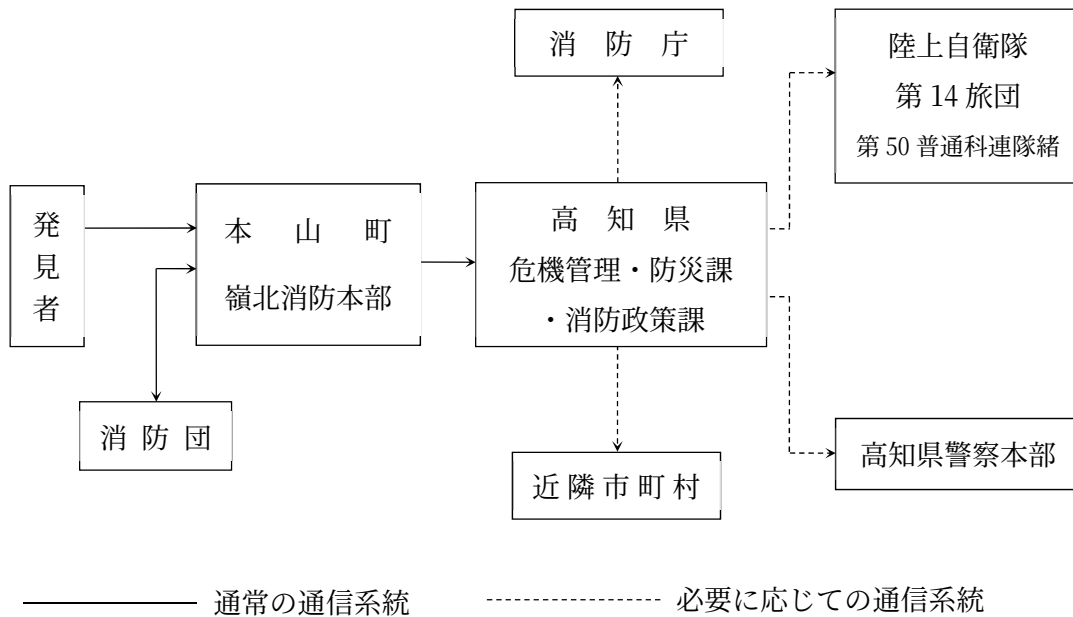
- (7) 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。
- (4) 防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

2 火事災害の応急対策

(1) 町及び消防本部が実施する情報の収集と伝達

- ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
- イ 火災・災害等報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報
 - (7) 死者3人以上生じたもの
 - (4) 死者・負傷者の合計が10人以上生じたもの
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

大規模な火事災害時の通報・通信系統図



(2) 消火活動等

ア 町及び消防本部は、火災の災害状況に応じ、次の応急措置を実施する。

- (7) 警察署等と連携した火災防御活動
- (4) 現地指揮本部の設置

イ 火災が拡大し、町単独での消火が困難なときは、次の応援要請をする。

- (7) 県への空中消火の要請
- (4) 他の市町村への応援要請
 - ・高知県内広域消防相互応援協定
 - ・他の市町村との相互応援協定（資料1-5～1-7参照）
- (7) 消防庁長官への応援要請
 - ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
 - ・緊急消防援助隊要綱

第2節 林野火災対策

森林資源や人家の焼失、さらに森林の水源かん養機能、土砂流出防止機能の消失等の原因となる林野火災に対して、町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

1 林野火災予防対策

(1) 予防対策

- ア 住民の林野火災予防意識の啓発
- イ 「本山町火入れに関する条例」に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示
- ウ 火災発生危険期における重点的な巡視の実施
- エ 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄

(2) 火災警報の発令等

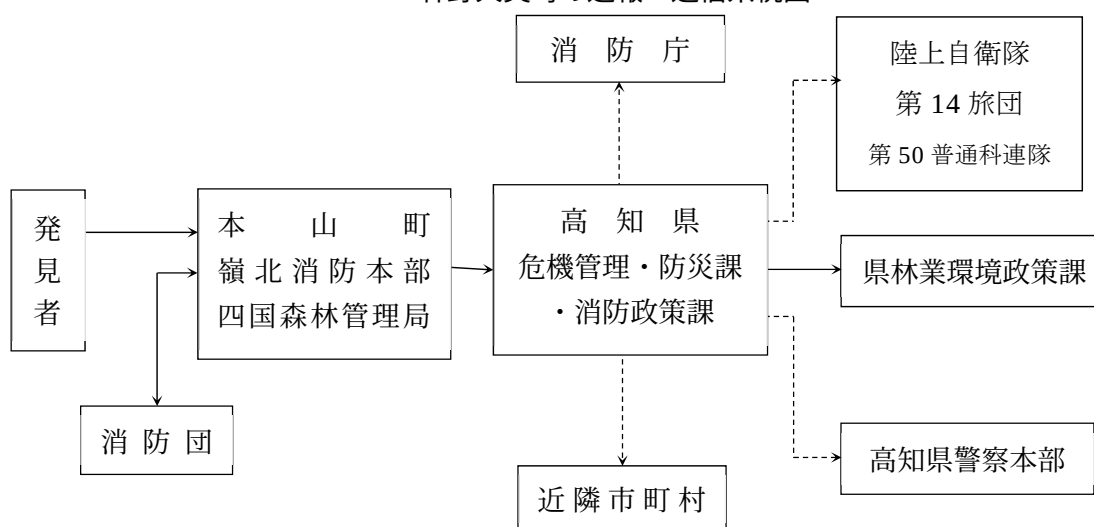
本編第1節「大規模な火事災害対策」によるものとする。

2 林野火災応急対策

(1) 町及び消防本部が実施する情報の収集と伝達

- ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
- イ 火災・災害等報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報
 - (ア) 焼損面積 10 ha以上と推定されるもの
 - (イ) 空中消火を実施したとき
 - (ウ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響が高いと判断されるもの

林野火災時の通報・通信系統図



——— 通常の通信系統

- - - - - 必要に応じての通信系統

(2) 消火活動等

ア 町及び消防本部は、火災の災害状況に応じ、次の応急措置を実施する。

(7) 警察署等と連携した火災防御活動

(4) 現地指揮本部の設置

イ 火災が拡大し、町が単独での消火が困難なときは、次の応援要請をする。

(7) 県への空中消火の要請

(4) 他の市町村への応援要請

- ・高知県内広域消防相互応援協定
- ・他の市町村との相互応援協定
- ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

(7) 消防庁長官への応援要請

- ・緊急消防援助隊運用要綱

(5) 自衛隊の災害派遣要請の県への要求

ウ 警察署は、負傷者等の救助にあたりとともに、被害の拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

エ 林業関係事業者は、町及び消防本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(3) 二次災害の防止活動等

ア 点検の実施

県の協力を得て、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

イ 防災対策の実施

県の協力を得て、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

第3節 重大事故発生時の防災関係機関の措置

突発的な重大事故に対応するため、町のとるべき基本的な措置を予め定め、事故発生時には状況に応じ、役割を果たす。

1 重大事故発生時の町の措置

機関名	重大事故発生時の措置
町	・ 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 ・ 死傷者の捜索、救出、搬出 ・ 災害現場の警戒 ・ 関係機関の実施する搬送等の調整 ・ 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 ・ 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） ・ 身元不明遺体の処理

2 災害対策本部の設置

災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。

第4節 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して、町、県及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

1 道路災害予防対策

(1) 町（道路管理者）

- ア 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- ウ 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- エ 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。
- オ 県、他の市町村、警察署、その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

(2) 警察署

- ア 道路管理者と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路災害応急対策

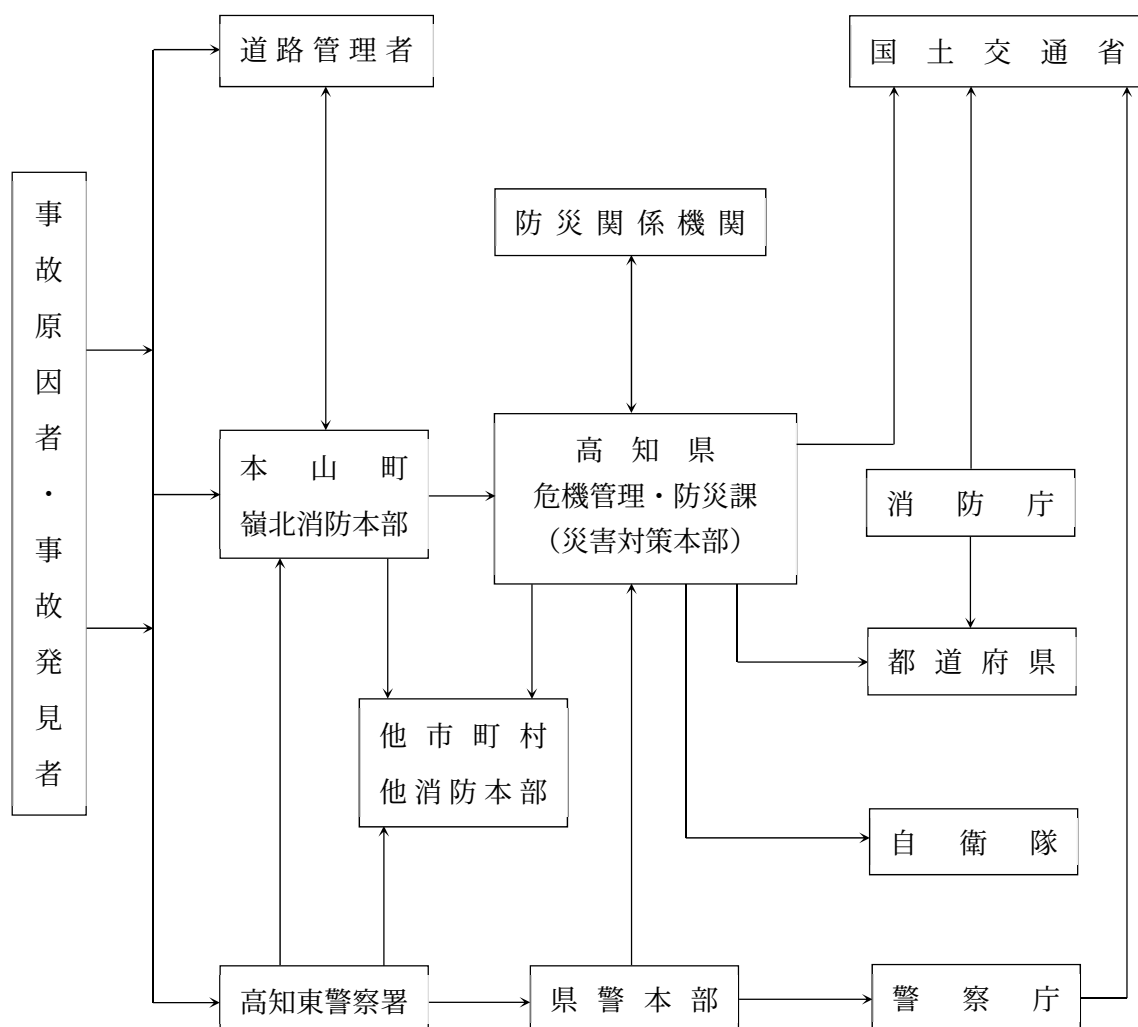
(1) 町（道路管理者）

- ア 速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- イ 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講ずる。
- ウ 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。
- エ 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。
- オ 災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。
- カ 状況に応じ、第3節に定める応急対策を実施する。

(2) 災害対策本部の設置

- ア 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。
- イ 本部長（町長）の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

被害情報等の収集伝達系統図



第5節 航空災害対策

航空機の墜落等、大規模な航空事故による航空災害に対し、防災関係機関が実施する応急対策について定める。

1 応急対策

(1) 高知空港及びその周辺以外の地域で航空災害が発生した場合

町は、高知空港事務所と緊密な連携を図りながら、本編第3節に定める措置及び各機関の防災計画・業務計画等に基づく応急対策を実施する。

(2) 災害対策本部の設置

ア 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。

イ 本部長（町長）の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

第6節 陸上における流出油災害対策

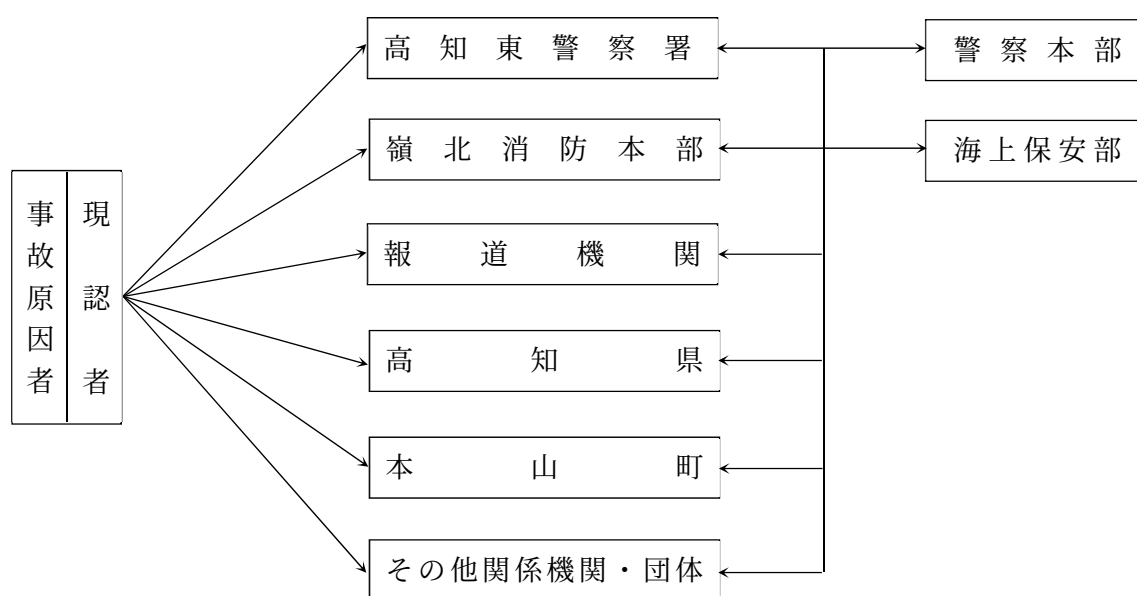
陸上における貯油施設等からの油の大量流出による火災や著しい汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

1 予防対策

(1) 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路は、次のとおりである。

通報連絡系統図（陸上における流出油事故発生時）



(2) 町及び関係機関等の活動

関係機関及び民間企業等と連携して、次について実施する。

- ア 危険物等保管施設の状況把握
- イ 防除活動に必要な資機材等の状況把握
- ウ 応急対策計画の検討

2 応急対策

(1) 防除活動

事故原因者及び消防本部等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講ずる。

また、必要に応じ本編第3節に定める措置を実施する。

(2) 住民の安全確保

流出油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるとき

は、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

(3) 災害対策本部の設置

ア 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。

イ 本部長（町長）の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

第7節 危険物等災害対策

危険物等災害に対して、町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

※この計画において危険物等の定義を次のとおりとする。

- ① 危険物 消防法第2条第7項に規定されているもの
- ② 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
- ③ 火薬類 火薬取締法第2条に規定されているもの
- ④ 毒物・劇物 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

1 危険物対策

町及び消防本部は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して、保安体制の強化や施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

- ア 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物取り扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 県警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取り締りを実施する。

(2) 指導

- ア 予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- ウ 危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄について指導する。
- エ 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線、その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4) 啓発

危険物の取り扱い作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取り扱い作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

(5) 危険物災害応急対策**ア 町・消防本部**

- (7) 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。
- (4) 施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ 施設管理者

- (7) 町及び消防本部に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。
- (4) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。
- (7) 消防本部の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。
- (5) 大量の危険物が河川等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講ずる。

2 高圧ガス対策**(1) 予防対策**

関係機関の協力を得て、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努める。

(2) 応急対策**ア 町**

施設管理者との連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ ガス施設管理者

- (7) 町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。
- (4) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。
- (7) 消防本部の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施する。

3 火薬類対策**(1) 予防対策**

警察と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、保安検査、立入検査に伴う指導・措置の実施や、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(2) 応急対策

ア 町

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ 施設管理者

(7) 町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

(4) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

4 毒物・劇物対策

(1) 予防対策

関係機関の協力を得て、毒物及び劇物等の危害防止体制及び危害防止意識の高揚を図る。

(2) 応急対策

ア 町

施設管理者との連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(3) 施設管理者

ア 町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講ずる。

5 住民の安全確保のための体制整備

(1) 事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、あらかじめ町に提供する。

(2) 地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及させる。県は、町の行う調査に協力する。

(3) 住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。

(4) 事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておき、災害発生後は、迅速に町等関係機関に情報提供するものとする。

第8節 その他の災害対策

1 健康危機

- (1) 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」により対策を実施する。
- (2) 健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な対策を実施する。

2 予期しない原因による災害

航空機の墜落、原子力災害等、予期しない原因により甚大な被害が発生し、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な対策を実施する。

第4編 資料編

1 防災関係機関・規程等に関する資料

1-1 防災関係機関連絡先

	名 称	電話番号	FAX番号
県	危機管理・防災課	088-823-9320	088-823-9253
	南海トラフ地震対策課	088-823-9317	088-823-9253
	総合防災対策推進中央東地域本部	088-863-2570	088-863-2660
	嶺北林業振興事務所	0887-82-0162	0887-82-0200
	中央東農業振興センター嶺北 農業改良普及所	0887-82-0129	0887-82-2782
	中央東農業振興センター	0887-53-5583	0887-53-5140
	中央家畜保健衛生所嶺北支所	0887-82-0054	0887-82-0094
	中央東土木事務所本山事務所	0887-76-2105	0887-76-4253
	中央東福祉保健所	0887-53-3171	0887-52-4561
警察	高知東警察署	088-866-0110	
	高知東警察署本山警察庁舎	0887-76-0110	
消防	嶺北消防本部	0887-76-2806	0887-76-3581
自衛隊	(高知)陸上自衛隊第14旅団 第50普通科連隊	0887-55-3171	
	(善通寺)陸上自衛隊第14旅団 第15普通科連隊	0877-62-2311	
	(松山)陸上自衛隊第14旅団 第14特科隊	089-975-0911	
消防庁	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
主な指定地方行政機関	国土交通省四国地方整備局四国山地 砂防工事事務所吉野川砂防出張所	0887-76-3901	0887-76-3477
	中国四国農政局高知農政事務所 地域第二課(土佐山田庁舎)	0887-52-5171	0887-52-3008
	嶺北森林管理署	0887-76-2110	0887-76-3886
主な指定(地方)公共 機関	N T T 西日本㈱高知支店	088-821-3513	088-820-0997
	四国電力送配電㈱田井サービスセンター	0887-82-0460	050-8801-6504
	日本赤十字社高知県支部	088-872-6295	088-872-6299
町内の主な機関・団体	本山町社会福祉協議会	0887-76-2312	0887-76-2381
	嶺北建設業協同組合	0887-76-2230	0887-76-2272
	高知県農業協同組合本山出張所	0887-76-2444	
	本山町森林組合	0887-76-2051	0887-76-2082
	本山町商工会	0887-76-2160	0887-76-3960

名 称		電話番号	FAX番号
小中学校・高等学校	本山小学校	0887-70-1022	0887-70-1024
	吉野小学校	0887-70-1311	0887-70-1314
	嶺北中学校	0887-70-2338	0887-76-2300
	嶺北高等学校	0887-76-2074	0887-76-3144

1-2 本山町防災基本条例

平成22年1月12日 条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害から町民の生命を守り、身体及び財産を保護するうえで必要な基本的事項を定め、町民、事業者及び本山町(以下「町」という。)の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、「災害に強いまち本山」を築き、もってすべての人々が安全に暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 町民、事業者及び町は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。

2 町民、事業者及び町は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。

3 町民、事業者及び町は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

(地域防災計画への反映)

第3条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により設置された本山町防災会議は、町の地域防災計画を作成するにあたっては、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)を反映しなければならない。

第2章 町民、事業者及び町の責務

(町民の責務)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要事項について、自ら災害に備える措置を講ずるように努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保及び風水害に対する備え
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水及び食糧の確保
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

(事業者の責任)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民並びに、その管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

2 事業所は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

- 3 事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、帰宅困難者対策(事業所に通勤し、または来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難な者の災害時における安全な帰宅を確保するための対策をいう。)等を確立しなければならない。
(町の基本的責務)

第6条 町は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。

- 2 町は、前項に規定する施策を策定し、体制を整備するにあたっては、町民及び事業者の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

(町民、事業者及び国等との連携)

第7条 町は、常に町民及び事業者並びに国、地方公共団体等(以下「国等」という。)との連携に努めるものとする。この場合において、町は、必要あると認めるときは、町民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

(町民等に対する支援等)

第8条 町は、町民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

- 2 町は、地域の自主防災組織を育成するため、積極的に支援及び協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。

第3章 予防対策

第1節 防災ひとづくりの推進

(防災に関する学習及び訓練)

第9条 町民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的に行うよう努めなければならない。

(防災に関する教育)

第10条 町は、防災に関する教育を充実させるため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 町は、防災に関する活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。

- 3 町は、防災に関する啓発活動を行わなければならない。

- 4 町は、災害危険情報等、防災に関する情報の提供並びに町民及び事業者との情報の共有化を推進しなければならない。

(地域相互支援ネットワークづくり)

第11条 町は、災害時に活動を行う団体等が、効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク(町内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成に努めなければならない。

第2節 防災まちづくりの推進

(まちの安全点検と防災まちづくり)

第12条 町民及び事業者は、自らのまちの安全を点検するとともに、防災まちづくり(災害が発

生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震化及び耐火性を確保する措置、その他まちの改善に関する措置をいう。)の推進に努めなければならない。

(防災まちづくり計画と事業の推進)

第13条 町は、町民、事業者及び国等の協力を得て、防災まちづくりに関する計画の策定及び事業の推進に努めなければならない。

(建築物の耐震性及び耐火性の確保)

第14条 町は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 町は、住宅等の一般建築物(次項に規定する特殊建築物及び特定建築物を除く建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

3 町は、学校、病院その他多数の者が領する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する特殊建築物又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に規定する特定建築物に限る。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、その改善について助言し、又は勧告することができる。

4 町は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(ブロック塀等の安全の確保)

第15条 町は、ブロック塀、自動販売機、コンテナ倉庫等の倒壊を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

2 町は、建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下危険物の落下を防止するため、安全確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

第3節 要援護者への配慮

(町民等の配慮)

第16条 町民及び事業者は、地域において、高齢者、障害者、児童その他の災害時において特に援護を必要とする者(以下「要援護者」という。)が、災害時においても安全に暮らすことができるように配慮しなければならない。

(町の施策及び体制)

第17条 町は、町民及び事業者の協力を得て、防災に関して要援護者に配慮した施策を策定し体制を整備しなければならない。

第4章 応急対策

(町民等の処置)

第18条 町民、事業者、ボランティア等は、災害時において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら必要な処置を講じなければならない。

(1) 情報の収集及び伝達

(2) 出火防止及び初期消火活動

- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 要援護者の介護
- (5) 避難者の避難誘導
- (6) 給食及び給水活動
- (7) 避難所の運営協力

(町の措置)

第19条 町は、災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部として、本山町災害対策本部を設置する。

2 本山町災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 町は、災害時においては、町民及び事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 町は、災害時において、ボランティア等による被災者に対する支援活動に円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。

5 町は、災害時において、要援護者に配慮した措置を講じなければならない。

第5章 復興対策

(町民等の復興対策)

第20条 町民及び事業者は、災害により重大な被害を受けた場合において、相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びにまちの復興に努めなければならない。

(町の復興体制)

第21条 町は、震災により重大な被害を受けたときは、住民生活の再建及び復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、本山町震災復興対策本部を設置する。

2 本山町震災復興対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 町は、震災以外の災害により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、第1項に準じる体制をとることができる。

4 町は、復興対策を行うにあたっては、住民、事業者、ボランティア等の意見を聞くとともに、その意見が十分反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 町は、復興対策を行うにあたっては、住民、事業者、ボランティア等及び国等との連携体制を確保するものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

1-3 本山町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 20 日 条例第 23 号
改正 平成 8 年 12 月 20 日 条例第 16 号
改正 平成 24 年 9 月 18 日 条例第 22 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 5 項の規定に基づき、本山町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本山町地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
- (2) 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 本山警察署の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長及び町内学校の教職員のうちから町長が任命する者
- (6) 町消防団長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、25 名以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月20日条例第16号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 本山町災害対策本部条例

(昭和38年3月20日
条例第24号)

昭和38年3月20日 条例第24号
改正 平成8年3月25日 条例第4号
改正 平成24年9月18日 条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条の2第8項の規定に基づき、本山町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)及び所属の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長をおき本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 高知県内市町村災害時相互応援協定

平成20年1月25日

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、高知県内の市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年5月27日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定は、廃止する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書34通を作成し、各市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

1-6 高知県内市町村災害時相互応援協定実施細則

平成20年1月25日

(趣旨)

第1条 この実施細則は、市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第6条により市町村は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(経費等の負担)

第3条 協定第2条第1号から第5号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市町村（以下「応援要請団体」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市町村（以下「応援団体」という。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理工費
- (3) 協定第2条第4号に掲げる施設の購入費及び輸送費
- (4) 協定第2条第5号に掲げる児童、生徒等の一時受入に必要な経費

2 協定第2条第6号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援団体の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請団体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援団体の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請団体が、応援要請団体への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援団体の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請団体と応援団体との間で協議して定める。

3 応援要請団体が前2項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請団体から要請があった場合は、応援団体は、一時繰替支弁するものとする。

4 経費等の負担において前3項の規定により難しいときは、応援要請団体と応援団体との間で協議して定める。

5 応援職員は、応援団体名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

6 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

7 応援要請団体は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（経費の請求）

第4条 前条に定める経費の請求は、応援団体の首長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請団体の首長に宛てて行うものとする。

（役員）

第5条 協定の運用に係る庶務は、幹事において処理する。幹事は、県内11市の内から選出する。

2 幹事を補完するため、副幹事をおく。副幹事は、県内町村の内から2町村を選出する。

3 協定の運用に係る連絡等のため、県内の広域市町村圏毎に、ブロック長を選任する。

（役員の任期）

第6条 幹事、副幹事及びブロック長の任期は1年間とする。

（幹事の用務）

第7条 幹事は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

（1）協定第6条に定める連絡責任者等の市町村への周知

（2）協定第7条の定めによる市町村が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

（3）応援要請団体若しくは応援団体と他の市町村との情報連絡又は情報の周知

（4）その他被災市町村から要請のあった用務

2 応援団体は、その応援内容及び応援により収集した応援要請団体の被災状況等の情報を幹事へ連絡するものとする。

（資料の交換）

第8条 市町村は、協定による応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換するものとする。

（適用）

第9条 この細則は、高知県内市町村災害時相互応援協定書締結の日から適用する。

2 平成16年5月19日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定書の実施細則は、廃止する。

1-7 高知県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、高知県内の市町村並びに消防の事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、高知県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定める。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、高知県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を発揮することができ、かつ、その必要性が認められるものをいう。

(支援要請)

第4条 災害が発生した市町村（以下「発災市町村等」という。）の長が、高知県知事（以下「知事」という。）に対して行う支援要請（以下「支援要請」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動で、航空機の支援を必要と判断した場合に行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請は、高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所並びに被害の概要
- (3) 災害の発生現場の気象状況
- (4) 災害の発生現場の指揮官の職名及び氏名並びに発生現場への連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材の品目、数量等
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(航空隊の派遣等)

第5条 知事は、前条の支援要請を受けたときは、災害の発生現場の気象条件等必要な事項を

確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、支援要請に応ずることができない場合は、その旨を直ちに発災市町村等の長に通報するものとする。

（支援の特例）

第6条 知事は、支援要請がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、航空隊を派遣して支援することができる。

- (1) 発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等で発災市町村との連絡がとれない場合

（航空隊が支援のために出動した場合の連携）

第7条 航空隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく支援に要する経費は、高知県（以下「県」という。）が負担する。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書42通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

記名押印 〔略〕

2 通信に関する資料

2-1 本山町地域情報通信基盤施設（IP 告知放送システム）

1 設置内訳

管理 番号	契約者名（住基登録名）	設置場所住所
M2008	屋外拡声子局（No.9-2 防災本山町役場 #1）	本山町本山 504 本山町役場 本庁屋上
M2009	屋外拡声子局（No.9-2 防災本山町四区 #2）	本山町本山 378-1
M2010	屋外拡声子局（No.9-2 防災本山町寺家 #3）	本山町寺家 37-2 屋外拡声子局寺家
M2011	屋外拡声子局（No.9-2 防災本山町古田 #4）	本山町古田 432-2 屋外拡声子局古田
M2012	屋外拡声子局（No.9-2 防災本山町吉延 #5）	本山町吉延 2099
M2013	屋外拡声子局（No.9-2 防災本山町大石 #6）	本山町大石 1303-7
M2014	屋外拡声子局（No.9-2 防災本山町上関 #7）	本山町上関 402 屋外拡声子局上関
M2015	屋外拡声子局（No.9-2 防災本山町下津野 #8）	本山町下津野 106-2
M2395	本山町（屋外拡声子局）	上奈路複合集会所（屋外拡声子局）
M2396	本山町（屋外拡声子局）	吉野小学校体育館（屋外拡声子局）
M2509	本山町（屋外拡声子局）	本山町屋所 147 番地 屋所集会所（屋外 拡声子局）
M2510	本山町（屋外拡声子局）	本山町本山 1041 番地 本山町社会福社会 館（屋外拡声子局）
M2511	本山町（屋外拡声子局）	本山町大石 355 番地 南部複合集会所（屋 外拡声子局）

2 遠隔制御器

装 置 名	設置場所	備 考
放送制御端末	放送室	

3 消防に関する資料

3-1 消防団の団員数及び保有車両

	消 防 団 員 数	消 防 車 両 数	
		消防ポンプ自動車	積 載 車
団 本 部	3 (6)		
中 央 分 団	48	2	4
東 部 分 団	50		3
南 部 分 団	40		3
寺 家 分 団	22		1
吉 野 分 団	27	1	
北 部 分 団	30		2
計	220	3	13

3-2 消防団分団担当区域

分 団 名	担 当 区 域
中 央 分 団	本山一区、二区、三区、四区、五区、北山東、北山西、三寄（下津野の一部、井ノ窪の一部）
東 部 分 団	上関、下関、古田、木能津、助藤、山崎、三寄（下津野の一部、井ノ窪の一部）
南 部 分 団	大石、吉延、三寄（高角）
寺 家 分 団	寺家
吉 野 分 団	吉野
北 部 分 団	立野、坂本、屋所、沢ヶ内、瓜生野、七戸

3-3 火災時の出動分団区分

火 災 地 域 区 分	出 動 分 団 名
市街地（一区・二区・三区・四区・五区）	中央・東部・南部・寺家・吉野・北部
大石・吉延・三寄（高角・下津野・井窪）	中央・東部・南部
古田・木能津・助藤・山崎・下関・上関・北山東・北山西	中央・東部・南部
寺家・吉野	中央 寺家・吉野・北部
汗見川地区（立野・坂本・屋所・沢ヶ内・瓜生野・七戸）	中央 寺家・吉野・北部

〈火災通報〉

- ◎ 火災通報を受けたときは、現場の状況を確認して、出動サイレンを吹鳴し、直ちに中央分団・地元分団・隣接分団に対し、団長名で出動を要請すること。
- ◎ 各分団とも無線連絡を密にして、火災状況を把握し行動すること。

3-4 消防団保有無線

分団	場 所	呼出名称	W	分団	場 所	呼出名称	W
団本部	役 場	嶺北消防 101	10	東部分団	上 関	嶺北消防 109	5
	指令車	嶺北消防 102	5		古 田	嶺北消防 110	5
中央分団	本 山	嶺北消防 103	5		木 能 津	嶺北消防 111	5
	//	嶺北消防 104	5	南部分団	高 角	嶺北消防 112	5
	//	嶺北消防 105	5		大 石	嶺北消防 113	5
	//	嶺北消防 106	5		吉 延	嶺北消防 114	5
	五 区	嶺北消防 107	5	寺家分団	寺 家	嶺北消防 115	5
	北 山 東	嶺北消防 108	5				
吉野分団	吉 野	嶺北消防 116	5	北部分団	瓜 生 野	嶺北消防 117	5
					沢 ヶ 内	嶺北消防 118	5

10W 1台

5W 17台

4 避難に関する資料

4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

(令和5年4月1日 現在)

番号	収容施設	所在地	指定緊急避難場所		指定避難所	備考
			地震	土砂災害		
1	本山小学校体育館	本山 458 番地	○	○	○	
2	本山小学グラウンド	本山 458 番地	○	○	—	
3	本山町プラチナセンター	本山 569 番地 1	○	○	○	
4	一区コミュニティセンター	本山 143 番地 4	○	—	—	
5	二区コミュニティセンター	本山 303 番地 イ	○	—	—	
6	三区コミュニティセンター	本山 453 番地 1	○	○	○	
7	嶺北高等学校体育館	本山 727 番地	○	○	○	
8	嶺北高等学校グラウンド	本山 727 番地	○	○	—	
9	四区コミュニティセンター	本山 837 番地 1	○	○	○	
10	本山町社会福祉会館	本山 1041 番地	○	○	○	
11	南部複合集会所（大石）	大石 355 番地	○	—	—	
12	吉延集会所	吉延 796 番地	○	—	—	
13	三寄集会所	井窪 30 番地 1	○	—	—	
14	古田集会所	木能津 704 番地	○	—	—	
15	下関公民館	下関 203 番地 1	—	○	—	
16	上関集会所	下関 1366 番地 1	○	○	○	
17	東部コミュニティセンター	高角 437 番地 1	○	—	—	
18	シェアオフィス「もとやま」駐車場	高角 437 番地 8	○	—	—	
19	帰全の森体育館	本山 2133 番地	○	○	○	
20	帰全の森グラウンド	本山 2133 番地	○	○	—	
21	北山西集会所	北山丙 439 番地	○	○	○	
22	上奈路複合集会所	北山甲 268 番地 1	○	○	○	
23	寺家公民館	寺家 517 番地 1	○	—	—	要耐震化
24	吉野公民館	吉野 410 番地	○	—	—	
25	吉野小学校体育館	吉野 161 番地	○	○	○	
26	吉野小学校グラウンド	吉野 186 番地	○	○	—	
27	汗見川ふれあいの郷集会所、清流館	沢ヶ内 626 番地	○	○	○	
28	屋所集会所	屋所 147 番地	○	○	○	
29	瓜生野公民館	瓜生野 544 番地 1	—	○	—	

*地震：耐震性がある○、ない—

*土砂災害：土砂災害が起こるおそれの区域にある—、ない○

*指定避難所：使用する○、しない—

4-2 福祉避難所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町保健福祉センター	本山町本山 600 番地	0887-70-1060
知的障害者授産施設 「本山育成会しゃくなげ荘」	本山町北山甲 303 番地 1	0887-76-2811

5 輸送・交通に関する資料

5-1 町内の重要道路

道路の種類	路 線 名		道路管理者連絡先
国・県道	国道 439 号 県道 262 号磯谷本山線 県道 263 号田井大瀬線 県道 264 号坂瀬吉野線 県道 267 号上穴内本山線		中央東土木事務所 本山事務所
町 道	本山中央線 トビイワ線 1 号 大石中央線 吉延線 高角古田連絡線 古田線 権代線 上関線 北山東線 木能津上関線（東大橋） 峰ヶ平線	北山線 土佐本山橋 寺家中央線 吉野線 坂本立野連絡線 立野屋所線 屋所線 瓜生野西谷線 七戸線	本山町建設課

5-2 災害対策用ヘリコプター発着場及び物資輸送拠点

名称	所在地	所有者	連 絡 先	広さ(m)
本山小学校	本山 458	本山町教育委員会	0887-76-3913	56×46
嶺北高等学校	本山 727	嶺北高等学校	0887-76-2074	116×60
吉野運動公園	吉野 152-3	本山町役場	0887-76-2113	103×54
あせみかわ	屋所字北浦 159-2	本山町役場	0887-76-2113	20×20
もとやま	下津野	本山町役場	0887-76-2113	48×43

5-3 異常気象時主要交通規制箇所

(県管理／一般県道)

路線名	担当 事務 所名	規制区間		規 制 基 準			危険内容	迂回 路
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)	規制基準値 (mm)		気象等観 測所		
				通行注意	通 行 止			
				時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量			
坂瀬吉野線	本山	長岡郡本山町坂瀬 長岡郡本山町坂本	19.0	な し	50 200	汗見川 (国)	落 石 崩 土	なし
上穴内本山線	本山	長岡郡本山町赤荒峠 長岡郡本山町吉延	6.5	な し	50 250	本山 (国)	落 石 崩 土	なし

6 医療救護に関する資料

6-1 本山町災害時医療救護計画

第1 総則

1 計画策定の目的

この計画は、予想される東南海・南海地震等（以下「地震等」という。）の災害から町民の生命と健康を守るため、高知県災害時医療救護計画に基づき、本山町地域防災計画における医療救護体制と活動内容を明らかにすることを目的として策定する。

また、本山町（以下「町」という。）に係る風水害や大規模事故などの各種災害に対しても、医療救護活動の内容、体制は基本的に同様であり、本計画を準用する。

2 関係機関との連携

町は高知県（以下「県」という。）や地元の医師会・協定締結団体・その他関係機関との連携に努める。

3 医療救護活動の期間、計画の不断の見直し

この計画は、災害急性期とその後の被災地域における医療の提供が通常の医療提供体制に引き継がれるまでに期間において実施する応急的な医療救護活動とし、災害の被害想定等の見直しや災害時の情報通信や緊急輸送体制等の整備状況に応じ、高知県災害時医療救護計画、本山町地域防災計画や関係計画の見直しがあった場合は、随時修正を行うこととする。

また、医療救護に関する実動訓練や机上訓練を継続的に実施し、計画の実効性を追求するよう努める。

第2 計画策定の基本的な考え方

地震等発生時には大量の負傷者等が発生し、医療機関自体の被災やライフラインの被災の影響により、提供できる医療にも一定の制約が発生することが想定され、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による医療救護活動を行うこととなり、体制づくり、人材の育成が必要となる。

- 1 町は医療救護所、救護病院等を医療救護施設として指定し、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担し、その機能を十分発揮できるように努める。
- 2 計画は、現行の救急医療体制を活用することとし、地域の医師会、病院等の協力を得て作成する。
- 3 計画の策定にあたっては、医師会等医療関係団体及び地域の自主防災組織並びに県の関係計画との連携に努める。
- 4 医療救護活動は、本山町災害対策本部長（以下「町災害対策本部長」という。）の指示により開始する。この場合、町災害対策本部長と連絡をとることができない医療救護活動の要員の行動については、あらかじめ定めておくこととする。
- 5 医療救護施設における医療救護活動は、原則として各医療救護施設の管理者の指示により行

い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、町災害対策本部部長の指示により行うこととする。
また、町災対本部長は、開設した医療救護施設との間の情報共有に努めることとする。

- 6 医療救護施設において、緊急に歯科治療が必要な医療救護対象者が生じたときは、町災害対策本部にその措置を要請することとする。
- 7 迅速に医療救護体制を確立するため、管内医療機関における診療の可否についての情報を早急に把握するための方策を講ずることとする。
- 8 医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、高知東警察署本山警察庁舎長と協議して、あらかじめ遺体の安置場所を定めておく等事前の措置を講ずることとする。
- 9 医療救護計画は、発災後の時間経過による医療救護対象者数の変化に対する弾力的対応についても考慮して策定する。
- 10 医療救護対象者は、次のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護により対応できる程度の者は除く。

(1) 直接災害による負傷者

ア 重症患者

生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者。

イ 中等症患者

多少、治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者。

ウ 軽症患者

上記以外の者で、医師の治療を必要とする者。

(2) 日常的に医療を必要とする患者等への対応

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等と平常時にも発生する救急患者、妊産婦等についても医療救護計画の医療救護対象者に準じて対応するものとする。

第3 医療救護活動

- 1 地震等大規模災害が発生した場合は、この計画に基づき、高知県災害医療対策支部（以下「県医療支部」という。設置場所、高知県中央東福祉保健所内）と連携して次の準備を進めるとともに、可能な通信手段を利用して行政等関係機関との連絡及び情報共有に努める。

(1) 医療救護所の設置及び運営に必要な職員の派遣

(2) 医療救護所で使用する医薬品、資機材の手配及び搬送

(3) 傷病者の搬送手段等に関する関係機関への支援要請

(4) 町災害対策本部長は医療救護施設からの医薬品等の物資及び医療従事者等の要請に応ずる。

本山町災害対策本部で調達できない場合は県医療支部へ支援を要請する。

2 救護体制の状況報告

(1) 町災害対策本部長は、医療救護所を設置した場合、救護体制の状況を県医療支部に報告する。

(2) 医療救護施設として指定していない医療機関等についても、被害の状況に応じて医療救護活動への参加を要請できるよう、事前に地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等

との協議を行う。

- (3) 必要に応じて、地元医師などを医療救護活動のアドバイザーとして委嘱するなど町内の医療救護が円滑に実行されるよう体制を整える。
- (4) 町災害対策本部部長は避難所での医療及び保健ニーズの把握をできるだけ早く行い、取りまとめた医療ニーズについて、医師会等への医療救護活動を依頼するとともに、県医療支部に必要な支援を要請する。また、自然発生的にできた避難所についても必要に応じ職員を派遣して調査する。

3 避難所等での医療救護活動

- (1) 医療救護所が避難所となっている施設にあるときは、必要に応じて、災害急性期を過ぎても臨時の診療施設として運営を行う。
- (2) 調査した医療ニーズを取りまとめ、県医療支部に必要な支援を要請する。
- (3) 医療救護チームによる迅速な医療救護活動が行われるよう、避難所の医療ニーズに関しては「避難所アセスメントシート」を使って発熱や咳、嘔吐、下痢などの症状の有無、小児科、精神科、産婦人科、歯科などの医療ニーズの概数を優先して調査する。
- (4) 町での避難所の状況把握が困難な場合は県医療支部に調査の実施を依頼する。
- (5) 障害者などの要配慮者が避難する福祉避難所において、医療救護の支援が必要となるときは、県医療支部に医療救護チームの派遣を要請する。

第4 医療救護計画の内容

1 医療救護施設

町は、地震等大規模災害が発生した場合は、医療救護所及び救護病院を次のとおり設置する。

(1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等の後方支援病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急措置を行う（収容は行わない）。その他、必要に応じて軽症患者に対する処置を行うが、その後は帰宅又は避難所へ移動させる。

ア 担当業務

- i) 重症患者、中等症患者、軽症患者等の振り分け（以下「トリアージ」という）
- ii) 中等症患者及び重症患者の応急措置並びに軽症患者に対する処置
- iii) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
- iv) 医療救護活動の記録
- v) 遺体搬送の手記
- vi) その他必要事項

イ 設置場所

名称 所在地 本山町立国保嶺北中央病院 本山町本山620番地

ウ 運営担当者

- i) 医療救護所の運営は、土佐長岡郡医師会等で構成する医療チームと町災害対策本部で構成する医療救護班が当たるものとする。
- ii) 医療救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部長の指示により活動するものとする。

また、速やかに「こうち医療ネット」へ必要事項を入力する。被災等により入力ができない場合には県医療支部に入力の代行を要請する。

- iii) 医療救護所の医療体制は、医師1人・看護師3人・薬剤師1人・補助者3人で構成される救護チームを単位とし、交代制を考慮して予備救護チームを編成することとする。

エ 運営体制

- i) 町は、地震が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう設備の備蓄に努めるとともに、常に設備の点検を行い、またその設置も迅速に行うこととする。
- ii) 医療救護所を担当する医療チーム及び立上げ要員は、地震発生後、町災害対策本部長の指示のもと速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始することとする。
- iii) 医療救護所における医療救護活動は、原則として2交替制による24時間体制の確保に努めるものとする。
- iv) 医療救護所の管理者は、被災等によりその機能に支障を生じたと認める場合は、町災害対策本部に必要な措置を要請する。
- v) 医療チーム等の給食・給水等については、町災害対策本部が避難所に係る措置と併せて行う。

オ 施設設備

- i) 医療救護所は、耐震性が確保されている建物及び駐車場、運動場に設置するテント等とする。
- ii) 医療救護所用医療機材、テント等の設備は、おおむね次のとおりとする。
 - ①テント、簡易ベッド
 - ②医療機材、医薬品等
 - JM3セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等
 - ③担架、発電機、投光器、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタグ、ロープ、文房具等消耗品

カ その他

医療救護所の施設の管理者及び医師等は、DMA T現場活動指揮所が設置された場合、また高知県内外からの医療救護チームを受け入れた場合にはその活動に協力することとする。

(2) 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。中等症患者については、重症患者の収容スペースを確保するため、可能な限り他の収容可能施設への転院等に努めることとする。

医療救護所からの搬送者（中等症以上）のほか、町内から自力で来院する傷病者をトリアージのうえ、それぞれ手当や応急処置を行い、必要な患者を収容する。重症者については、災害拠点病院へ搬送するが、傷病者の状況によっては広域医療搬送拠点への搬送要請を県医療支部に行う。

ア 設置及び組織

- i) 町は、既存病院で地震発生時に医療救護活動が実施可能な病院として、本山町立国保嶺

北中央病院（本山町本山620番地）を救護病院として指定する。

ii) 救護病院の組織は、原則として当該病院の組織をもって充てる。

iii) 町は、救護病院のスタッフについて、当該病院管理者とあらかじめ協議して把握することとする。

イ 担当業務

i) トリアージ

ii) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容

iii) 災害支援病院、広域災害支援病院への患者搬送の手配

iv) 医療救護活動の記録

v) 遺体搬送の手配

vi) その他必要な事項

ウ 運営

i) 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者等職員の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法、地震発生時における医療救護活動に関する計画を作成する。

ii) 救護病院の管理者は、地震発生後直ちに院内状況を調査し、施設設備の被害状況、支援情報、要請情報等を町災害対策本部に報告する。

iii) 救護病院の管理者は、被災により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、直ちに町災害対策本部長にその状況を報告し必要な措置を要請するものとする。

iv) 医療救護活動は、町災害対策本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況から判断して、医療救護活動を開始することができる。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を町災害対策本部長に報告することとする。

v) 救護病院は、災害医療救護活動を優先し、24時間の診療体制とする。

エ 施設設備

i) 救護病院での施設設備は、町が指定した当該病院の施設設備をもってこれに充てる。

当該病院は病院の設備等を医療救護に使用し、不足する医薬品や衛生材料等は町災害対策本部に調達を要請する。調達が困難な場合は県医療支部に対して支援の要請を行う。

(2) 医療救護活動への協力

救護病院の管理者及び医療チームはDMAT現場活動指揮所が設置された場合、また県内外からの医療救護チームを受け入れた場合にはその活動に協力することとする。

(4) 後方支援病院（県指定）

災害拠点病院 JA高知病院

(5) 広域災害拠点病院

高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学付属病院

(6) 一般の医療機関

ア 町内全域で相当数の傷病者が発生すると見込まれる災害の場合は、すべての医療機関は可能な限り医療救護の体制をとり、傷病者の受け入れに協力する。

イ 傷病の程度により自院で対応できない場合は、応急処置した後に、消防機関等に対し搬

送の要請を行う。

- (7) 医療用の資機材については自院のものだけでは不足する場合は、町災害対策本部に補給を要請する。

第5 搬送体制（別添 医療救護対象者の搬送体制フローチャート参照）

(1) 搬送区分

- ア 負傷者を被災場所から町内の医療救護施設へ搬送する場合は、原則として消防団及び自主防災組織等に対応するものとし、町は平常時から消防団及び自主防災組織に対し、車両等の利用が可能な場合と不可能な場合とを想定し、搬送計画を策定するよう指導に努めるものとする。
- イ 町内の重症患者及び中等症患者を他の市町村の救護病院又は災害支援病院、広域災害支援病院へ搬送する場合は嶺北消防署及び町災害対策本部員が対応するものとする。
- ウ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、町内の医療救護施設から最寄りのヘリポートまで搬送する場合は、嶺北消防署及び町災害対策本部員が対応するものとする。
- エ 医療救護施設の遺体を遺体安置所に搬送する場合は、町災害対策本部員が対応するものとする。

(2) 搬送の方法

- ア 車両等の利用が可能な場合は、次の方法で搬送するものとする。
 - i) 嶺北消防署保有救急車
 - ii) 町が指定した緊急車両
 - iii) 地域における利用可能な車両
- イ 車両等の利用が不可能な場合は、次の方法で搬送するものとする。
 - i) 担架等により人力で搬送

(3) 搬送の実施

地震発生時に患者搬送を円滑に行うため、町長は必要な車両、搬送要員、機材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織又は消防署が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

(4) 遺体の取り扱い

- ア 遺体は各医療救護施設内の適当な場所に仮安置する。
- イ 医療救護施設の管理者は遺体の存在を高知東警察署本山警察庁舎長に連絡するとともに、町災害対策本部長にその収容を要請し、町災害対策本部長が関係機関・団体等の協力を得て、町の定める遺体安置所まで搬送を行う。
- ウ 医療救護施設は搬送前に遺体のトリアージタグの記載内容を記録簿等に転記し、保存する。
- エ 当該施設から搬送した遺体のリストを作成し、施設に掲示する。遺体に関する情報は随時町災害対策本部長に報告する。
- オ 遺体の検案等は、原則として、町が指定する遺体安置所において高知東警察署本山警察庁舎長の指示により実施する。

第6 在宅要医療者（災害時要配慮者）

1 生命を維持するために薬剤や医療措置を常に必要とする在宅患者については、発災後、本部は安否確認を行い、健康状態などの相談支援を行う。また、状態に応じて福祉避難所に避難させる。

（1）人工呼吸器使用

（2）在宅酸素療養

（3）人工透析

（4）特殊な薬剤使用であって中断によって生命の危険のある患者（成分栄養剤使用中の炎症性腸疾患患者、利尿剤使用中の拡張性心筋症患者、副腎皮質ステロイド薬を内服している患者、血友病患者、抗パーキンソン薬使用中のパーキンソン患者、インスリン投与中の糖尿病患者など）

2 また、継続的な医療が必要な在宅要医療者の医療機関への受け入れについては、町内医療機関又は県医療支部に依頼する。

第7 局地災害の対応

1 局地災害であっても、被災地域または近隣地域の医療機関の医療提供機能が失われていないことなどから、被害の規模と状況に応じて必要な体制を取ることとする。

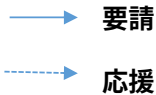
（1）台風や集中豪雨等による土砂災害

（2）大規模事故（航空機や鉄道事故）

（3）CBRN災害（化学・生物・放射能・核・爆発物などによって発生する災害）など

医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町立国民健康保険嶺北中央病院	本山町本山620番地	0887-76-2450



6-2 医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町立国民健康保険嶺北中央病院	本山町本山620番地	0887-76-2450
本山町立汗見川へき地診療所	本山町沢ヶ内524番地1	0887-82-0551

7 災害救助に関する資料

7-1 災害救助法による災害救助基準

(災害救助事務取扱要領 令和2年5月 内閣府政策統括官(防災担当))

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じた設定 2 基本額1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害によりで炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

援助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内			災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
							</

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3千万円を超え 6千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6千万円を超え 1億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1億円を超え 2億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2億円を超え 3億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3億円を超え 5億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

7-2 危険区域における要配慮者関連施設**1 保育所**

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山保育所	本山町本山 558 番地 1	0887-76-3003

2 社会福祉施設等（保育所を除く）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町社会福祉会館	本山町本山 1041 番地	0887-76-2320
本山町保健福祉センター	本山町本山 600 番地	0887-70-1060
知的障害者授産施設 「本山育成会しゃくなげ荘」	本山町北山甲 303 番地 1	0887-76-2811
総合福祉ゾーン「天空の里」	本山町本山 978 番地 1	0887-76-2261

7-3 建設業協会加盟業者等の保有資機材及び車両

(令和6年2月5日現在)

業者名	電話番号	車両、機械所有数				
		ダンプ		ブルドーザー	バックホウ	クレーン
		大型	小型			
大石土建(株)	0887-76-3380		7	1 (タイヤショベル)	6 (内クレーン付3)	1
(株)長重建設	0887-76-2343	2	4	0	5 (内クレーン付5)	1
(有)藤川工務店	0887-76-2016		1		1	
(有)本山建設	0887-76-2054		3		3	1

7-4 し尿の収集・処理関係業者

区分	名称	所在地	電話番号	FAX番号
し尿処理	嶺北衛生センター	本山町木能津 2935	0887-76-2348	0887-76-3705
し尿汲み取り	本山衛生(有)	本山町上関甲 534	0887-76-3522	0887-76-3522
	嶺北衛生(有)	土佐町田井 1579-3	0887-82-0277	0887-82-0277
廃棄物処理・収集	嶺北広域事務組合 清掃センター	本山町木能津 1961	0887-76-3532	0887-76-2181

7-5 廃棄物の収集・処理関係業者

区分	管理者	施設名	管理体制	使用開始年度	処理対象物	処理能力 (t/日)
ごみ焼却	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター	直営	1996	可燃ごみ	16
粗大ごみ	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	直営	1996	不燃ごみ 粗大ごみ	6
粗大ごみ以外の資源化	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター 資源化処理工場	直営	1996	資源ごみ	6

区分	管理者	施設名	管理体制	使用開始年度	埋立物	埋立面積 (㎡)
最終処分場	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域一般廃棄物最終処分場	直営	2001	焼却残渣 その他	3,200

7-6 遺体の処理及び埋火葬関係施設及び業者

	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
火 葬 場	嶺北斎苑	土佐町境 560	0887-82-2425	0887-82-2425
葬 儀 社	嶺北葬儀社(有)	本山町本山 796-1	0887-76-3465	
	寺家葬祭(有)	本山町寺家 29	0887-82-0878	

7-7 災害救助用備蓄物資

備蓄場所	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	日用品セット (セット)	携帯・簡易トイレ (回)
旧本山保健所	700	840	240	0	1,400
本山町	1,950	3,900	2,000		0

8 危険物施設等に関する資料

8-1 危険物施設

(令和6年2月1日現在)

No.	危険物 許可施設	事業所名	住所 (設置場所)	類別	品名	各種 取扱量 (ℓ)	最大 貯蔵量 (ℓ)	倍数
1	給油取扱所 (自家用)	本山大豊 生コン㈱	本山町助藤 970	第4類	第2石油類	9,600	9,600	9.6
2	給油取扱所	永野商店	本山町下関 1426	〃	第1石油類 第2石油類 第4石油類	9,600 19,200 1,500	30,300	67.45
3	給油取扱所	小川石油店	本山町本山 629	〃	第1石油類 第2石油類 第4石油類	12,400 16,300 1,800	30,500	78.6
4	移動タンク 貯蔵所		本山町本山 374-1	〃	第1石油類 第2石油類 第3石油類		2,000	1~10
5	給油 取扱所	㈱JA エナジーこうち さくら給油所	本山町本山 838-1	〃	第1石油類 第2石油類	40,000 40,000	80,000	240
6	移動タンク 貯蔵所		本山町本山 838-2	〃	第2石油類	2,000	2,000	2
7	移動タンク 貯蔵所		本山町本山 842-1	〃	第2石油類	1,940	1,940	1.94
8	一般取扱所	㈱コメリ	本山町本山 字新堂 867- 1 他	〃	第2石油類	29,500	29,500	29.5
9	一般取扱所	電源開発㈱西日本支店 早明浦発電所	本山町大字 吉野ツバキ ノ611	〃	第4石油類	15,000	15,000	2.5
10	屋内貯蔵所		本山町吉野 80	〃	第3石油類	6,000	6,000	3
11	地下タンク 貯蔵所	嶺北広域行政事務組合 清掃センター	本山町木能 津 3681	〃	第3石油類	10,000	10,000	5
12	地下タンク 貯蔵所	本山プラチナセンター	本山町本山 字堀ノ尻 569-1	〃	第2石油類	1,900	1,900	1.9
13	地下タンク 貯蔵所	しゃくなげ荘	本山町北山 甲 303-1	〃	第2石油類	4,000	4,000	4
14	地下タンク 貯蔵所	国土交通省 四国地方整備局 吉野川砂防出張所	本山町本山 1010-2	〃	第2石油類	1,900	1,900	1.9
15	地下タンク 貯蔵所	嶺北中央病院	本山町本山 620	〃	第2石油類	20,000	20,000	20
16	屋外タンク 貯蔵所	エフビットファーム こうち㈱	本山町木能 津大境 3105-10	〃	第3石油類	10,000	10,000	5

9 災害危険箇所に関する資料

9-1 地すべり防止区域

1 国土交通省所管

番号	区域名	指定年月日	告示番号	大字	耕地	林地	その他	面積計	備考
30	吉延	S36.4.8	995	吉延	53.20	16.00	6.00	75.20	
31	大石	S36.4.8	995	大石	29.10	26.20	4.70	60.00	
44	大石	S42.3.31	1167	大石	32.80	18.58	2.94	54.32	31 に追加指定
47	権代	S47.2.8	283	木能津	21.80	55.00	2.10	78.90	
95	権代	H5.3.25	963	木能津	1.99	4.45	0.69	7.13	47 に追加指定
49	高角	S48.3.19	560	高角	38.60	15.20	1.20	55.00	
82	本山一区	S53.4.21	878	本山・大石	0.53	4.72	1.44	6.69	
89	渡津	S58.3.31	916	下津野・北山	4.56	11.00	0.54	16.10	

2 林野庁所管

整理番号	区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号	備考
10	細野	長岡郡本山町細野	5.27	S40.8.7	865	概成
46	峰ヶ平	長岡郡本山町下津野	35.00	H3.5.8	544	概成

3 農村振興局所管

整理番号	区域名	指定年月日	告示番号	所在地			関係戸数	指定面積 (ha)
				郡・市	町・村	字		
16	本山古田	S49.2.20	96	長岡郡	本山町	古田	54	132.50

9-2 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

整理 番号	区域名	所 在 地	危険箇所 面積 (ha)	区 域 内 の 保 全 対 象							備考
				保全人家		公 共 施 設 ・ 建 物					
				人家 (戸)	対象 人員 (人)	国道 (m)	県道 (m)	市町 村道 (m)	農道 (m)	学校	
33	助藤	助藤	38.7	10	72	430		400			
34	合茶	合茶	52.4	7	44			300			
35	新頃	新頃	105.0	9	36			650			
36	権代	木能津	132.5	20	96			1,500			
37	渡津	渡津	14.3	11	44		400				
38	大瀬	大瀬	18.4	12	164		600	300		1	
39	大石	大石	279.5		144			4,500			
40	高角	高角	86.8	21	100			4,100			
41	吉延	吉延	186.8	38	204			4,600			
42	本山 一区	本山・大石	18.7	3	28			350			
43	上街	上街	66.2	165	816		800	1,000			
44	寺家	寺家	63.6	162	772		1,600				
172	大田組	大田組・梶 屋瀬	32.5	14	56			750			

9-3 地すべり危険地区（林野庁所管）

（民有林直轄以外）

危険地区番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
1	本山町	沢ケ内	12	0	その他
2	本山町	北山	56	0	その他
3	本山町	イノクボ	66	0	国道、その他
4	本山町	カズラハラ	1	0	その他

9-4 地すべり危険地区（農村振興局所管）

整理番号	市町村名	地 域 名	指定面積 (ha)	人 家 (戸)	公共的 建 物	農 業 施 設		備 考
						農 道	水 路	
16	本山町	本山古田	132.5	54	2	1,140m	500m	

9-5 急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域名	所在地			指定年月日	告示番号	面積(ha)	備考
		郡・市	町・村	字				
709	下関	長岡郡	本山町	下関	H5.12.10	570	4.77	
1109	井窪	長岡郡	本山町	井窪	R元.6.25	184	1.83	

9-6 土砂災害(特別)警戒区域

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
341-05-001	アキヤ谷	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20			土石流
341-05-003	坂本谷	長岡郡本山町坂本	H31.3.29				土石流
341-05-004	坂本中川	長岡郡本山町坂本	H31.3.29		R3.1.29		土石流
341-05-005	坂本北川	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29			土石流
341-05-006	屋所谷	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-007	沢ヶ内谷	長岡郡本山町沢ヶ内	H23.9.30	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-008 a	西谷左支(1)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-008 b	西谷左支(2)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-008 c	西谷右支	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-009	南大田羅谷	長岡郡本山町七戸	H31.3.29			R3.1.29	土石流
341-05-010 a	大田羅谷(1)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29			土石流
341-05-010 b	大田羅谷(2)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-014	東浦谷	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-012	本山	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-09-013	十二所谷川	長岡郡本山町本山	H23.9.30	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-015	天神前(2)	長岡郡本山町天神前	H29.1.17			R3.7.20	土石流
341-09-016	天神前(1)	長岡郡本山町天神前	H29.1.17			R3.7.20	土石流
341-09-017	伊勢谷川及び同右支川	長岡郡本山町天神前	H29.1.17	R3.7.20			土石流
341-09-021	寺家(2)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-023	寺家	長岡郡本山町寺家	H23.9.30	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-024	細野	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-025	栗ノ木	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-027	梶屋敷(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-028	唐谷川	長岡郡本山町上関	H31.3.29				土石流
341-09-029	上関(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-030	上関(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-031	行川	長岡郡本山町上関及び下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-212	寺家(3)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-213	寺家(4)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-214	梶屋瀬谷川	長岡郡本山町上谷	H29.1.17	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-215 a	下谷川(1)	長岡郡本山町下谷	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-215 b	下谷川(2)	長岡郡本山町下谷	H29.1.17			R3.1.29	土石流
341-09-216	下谷川(3)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-220	日浦(1)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-221	日浦(2)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-222	北山乙	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-224	梶屋敷(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-225	梶屋敷(3)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-228	両スノ	長岡郡本山町上関	H31.3.29			R3.1.29	土石流
341-09-231	合茶(1)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-232	合茶(2)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-503	宮ノ谷	長岡郡本山町宮の谷	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-10-001	山崎	長岡郡本山町山崎	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-10-002	助藤(1)	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-10-003	田高須	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-10-201	山崎(2)	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-10-202	助藤(2)	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-10-203	助藤(3)	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-005	木能津川	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-018	上街(2)	長岡郡本山町上街	H29.1.17			R3.7.20	土石流

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
341-18-019	上街	長岡郡本山町本山	H23.9.30	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-18-020	地蔵谷川	長岡郡本山町上街	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-210	川又川(1)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-211	南谷川	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-501	川又川(2)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-19-004	権代	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-99-001	行川(2)	長岡郡本山町上関及び下関	R3.1.29			R3.1.29	土石流
341-99-002	行川(3)	長岡郡本山町上関及び下関	R3.1.29			R3.1.29	土石流
341-99-003	吉野川	長岡郡本山町本山	R3.7.20			R3.7.20	土石流
I-841	七戸(1)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-842	堂面	長岡郡本山町沢ケ内	H23.9.30	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-843	坂本(1)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-844	坂本(2)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-845	大日	長岡郡本山町大日	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-846	下立野	長岡郡本山町吉野	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-847	本山(1)	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-848	本山(2)	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-849	ツエダマリ	長岡郡本山町吉野	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-850	寺家(1)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-851	東屋敷	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-852	西谷	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-853	東谷	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-854	本山(3)	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-855	下関(2)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-856	下関(3)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-857	渡津	長岡郡本山町下津野	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-858	松村	長岡郡本山町井窪	H29.1.17				急傾斜地の崩壊
I-860	大石(1)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-861	吉延(2)	長岡郡本山町吉延	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-862	吉延(1)	長岡郡本山町吉延	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-863	大石(2)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-866	大瀬	長岡郡本山町北西山	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-4194	屋所(3)	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-4195	山崎	長岡郡本山町山崎	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
II-2620	七戸(2)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2621	七戸(3)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2622	七戸(4)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2623	大田羅(1)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2624	大田羅(2)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2625	大田羅(3)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2626	屋所(1)	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2627	屋所(2)	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2629	屋所(4)	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2630	岩原谷	長岡郡本山町沢ケ内	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2631	沢ケ内	長岡郡本山町沢ケ内	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2632	早稲田(1)	長岡郡本山町沢ケ内	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2633	早稲田(2)	長岡郡本山町沢ケ内	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2634	立野(1)	長岡郡本山町立野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2635	立野(2)	長岡郡本山町立野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2636	坂本(3)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2637	坂本(4)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2638	立野(3)	長岡郡本山町立野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2639	日浦(1)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2640	日浦(2)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2641	細野(1)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
Ⅱ-2642	細野(2)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2643	細野(3)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2644	北山乙	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2645	栗ノ木	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2646	北山甲(4)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2647	北山甲(5)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2648	北山甲(6)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2649	北山甲(7)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2650	長瀬	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2651	北山西(1)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2652	梶屋敷(1)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2653	梶屋敷(2)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2654	北山丙(1)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2655	梶屋敷(3)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2656	北山丙(2)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2657	北山西(2)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2658	北山西(3)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2659	峰ヶ平(1)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2660	峰ヶ平(2)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2661	峰ヶ平(3)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2662	峰ヶ平(4)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2663	峰ヶ平(5)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2664	猿ヶ滝(1)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2665	猿ヶ滝(2)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R4.3.18			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2666	猿ヶ滝(3)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2667	猿ヶ滝(4)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2668	寺家(2)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2669	寺家(3)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2670	寺家(4)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2671	寺家(5)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2672	北山西(4)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2673	北山丙(3)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2674	北山丙(4)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2675	北山西(5)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2676	北山西(6)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2677	蛇野(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2678	蛇野(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2679	新頃	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2680	遅越(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2681	遅越(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2682	上関(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2683	上関(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2684	下関(4)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2685	下関(5)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2686	上関(3)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2687	上関(4)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2688	下関(6)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2689	上関(5)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2690	下関	長岡郡本山町下関	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2691	助藤(1)	長岡郡本山町助藤	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2693	北山甲(1)	長岡郡本山町北山甲	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2694	北山甲(2)	長岡郡本山町北山甲	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2695	北山甲(3)	長岡郡本山町北山甲	H29.1.17	R4.3.18		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2696	北山甲(8)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2697	北山甲(9)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2698	上関(6)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
Ⅱ-2699	上関(7)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2700	上関(8)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2701	上関(9)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2702	上関(10)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2703	上関(11)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2704	木能津(1)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2705	木能津(2)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2706	助藤(2)	長岡郡本山町助藤	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2707	大石(3)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2708	大石(4)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R4.3.18		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2709	大石(5)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R4.3.18		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2710	大石(6)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2711	大石(7)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2712	大石(8)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2713	新角(2)	長岡郡本山町高角	H31.3.29			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2714	新角	長岡郡本山町高角	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2715	吉延(3)	長岡郡本山町吉延	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2716	高角(1)	長岡郡本山町高角	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2717	高角(2)	長岡郡本山町高角	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2718	大石(12)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2719	大石(13)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2720	大石(14)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2721	木能津(3)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2722	木能津(4)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2723	古田(1)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2724	古田(2)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2725	古田(3)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2726	木能津(5)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2727	古田(4)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2728	古田(5)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2729	古田(6)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2730	大石(9)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2731	瓜生野(1)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2732	冬ノ瀬(2)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2733	瓜生野(2)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2734	冬ノ瀬(1)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2735	与次屋敷	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2736	西谷(2)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2737	瓜生野(3)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2738	西谷(3)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2739	瓜生野(4)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2740	瓜生野(5)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2741	瓜生野(6)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2742	嵯峨野(1)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2743	嵯峨野(2)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2744	瓜生野(7)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2745	草原	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2746	七戸(5)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-8487	大石(10)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-8488	木能津(6)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-8489	上関(12)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-8490	高角(3)	長岡郡本山町高角	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-30	寺家(6)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-31	坂本(5)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-32	上関(13)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-33	上関(14)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
Ⅲ-34	木能津(7)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-35	吉延(4)	長岡郡本山町吉延	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-36	大石(11)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-38	北山西(7)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-40	本山(4)	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341001	本山(5)	長岡郡本山町本山	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341002	北山	長岡郡本山町北山	R3.1.29			R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341003	本山(6)	長岡郡本山町本山	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341004	木能津(8)	長岡郡本山町木能津	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341005	古田(7)	長岡郡本山町古田	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341006	木能津・助藤	長岡郡本山町木能津及び助藤	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341007	上関(15)	長岡郡本山町上関	R3.1.29			R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341008	立野(4)	長岡郡本山町立野	R3.1.29			R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341009	寺家(7)	長岡郡本山町寺家	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341010	吉野	長岡郡本山町吉野	R3.1.29			R3.1.29	急傾斜地の崩壊
33	助藤	長岡郡本山町助藤	H31.3.29				地すべり
34	合茶	長岡郡本山町合茶	H31.3.29				地すべり
36	権代	長岡郡本山町木能津	H31.3.29				地すべり
37	渡津	長岡郡本山町渡津	H31.3.29				地すべり
38	大瀬	長岡郡本山町大瀬	H31.3.29				地すべり
39	大石	長岡郡本山町大石	H31.3.29				地すべり
40	高角	長岡郡本山町高角	H31.3.29				地すべり
41	吉延	長岡郡本山町吉延	H31.3.29				地すべり
42	本山一区	長岡郡本山町本山及び大石	H31.3.29				地すべり
43	上街	長岡郡本山町上街	H31.3.29				地すべり
44	寺家	長岡郡本山町寺家	H31.3.29				地すべり
172	大田組	長岡郡本山町大田組及び梶屋瀬	H31.3.29				地すべり
16(N)	本山古田(N)	長岡郡本山町木能津及び古田	R元.9.6				地すべり
10(R)	細野(R)	長岡郡本山町北山	R3.1.29				地すべり
341-3(R)	木能津(R)	長岡郡本山町井窪、木能津、高角及び本山	R3.1.29				地すべり

9-7 土石流危険渓流

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
				郡・市	町・村	字
341-10-1	吉野川	吉野川	山崎-1	長岡郡	本山町	山崎
341-10-2	吉野川	吉野川	助藤-1	長岡郡	本山町	助藤
341-10-3	吉野川	吉野川	田高須	長岡郡	本山町	田高須
341-19-4	吉野川	吉野川	権代	長岡郡	本山町	権代
341-18-5	吉野川	吉野川	古田川	長岡郡	本山町	古田
341-09-12	吉野川	吉野川	本山-2	長岡郡	本山町	本山
341-09-13	吉野川	吉野川	十二所谷川	長岡郡	本山町	本山
341-09-15	吉野川	吉野川	天神前-3	長岡郡	本山町	天神前
341-09-16	吉野川	吉野川	天神前-1	長岡郡	本山町	天神前
341-09-17	吉野川	吉野川	天神前-2	長岡郡	本山町	天神前
341-18-18	吉野川	吉野川	上街-2	長岡郡	本山町	上街
341-18-19	吉野川	吉野川	上街-1	長岡郡	本山町	上街
341-18-20	吉野川	吉野川	地藏谷川	長岡郡	本山町	上街
341-09-21	吉野川	吉野川	寺家-1	長岡郡	本山町	寺家
341-09-23	吉野川	吉野川	寺家-4	長岡郡	本山町	寺家
341-09-24	吉野川	吉野川	細野	長岡郡	本山町	細野
341-09-25	吉野川	吉野川	栗ノ木-2	長岡郡	本山町	栗ノ木
341-09-27	吉野川	吉野川	梶屋敷-3	長岡郡	本山町	梶屋敷
341-09-28	吉野川	吉野川	上関-3	長岡郡	本山町	上関
341-09-29	吉野川	吉野川	上関-1	長岡郡	本山町	上関
341-09-30	吉野川	吉野川	上関-1	長岡郡	本山町	上関
341-09-31	吉野川	行川	行川	長岡郡	本山町	新頃
5-1	吉野川	汗見川	アキヤ谷	長岡郡	本山町	寺家
5-7	吉野川	汗見川	沢ケ内谷	長岡郡	本山町	沢ケ内
5-8	吉野川	汗見川	西谷	長岡郡	本山町	西谷
341-10-201	吉野川	吉野川	山崎-2	長岡郡	本山町	山崎
341-10-202	吉野川	吉野川	助藤-2	長岡郡	本山町	助藤
341-10-203	吉野川	吉野川	助藤-3	長岡郡	本山町	助藤
341-18-210	吉野川	吉野川	川又川	長岡郡	本山町	地主
341-18-211	吉野川	吉野川	南谷川	長岡郡	本山町	大石
341-09-212	吉野川	吉野川	寺家-5	長岡郡	本山町	寺家
341-09-213	吉野川	吉野川	寺家-3	長岡郡	本山町	寺家
341-09-214	吉野川	吉野川	上谷川	長岡郡	本山町	上谷
341-09-215	吉野川	吉野川	下谷川-1	長岡郡	本山町	下谷
341-09-216	吉野川	吉野川	下谷川-2	長岡郡	本山町	北山西
341-09-220	吉野川	吉野川	日浦-1	長岡郡	本山町	日浦
341-09-221	吉野川	吉野川	日浦-2	長岡郡	本山町	日浦
341-09-222	吉野川	吉野川	北山乙	長岡郡	本山町	北山乙
341-09-224	吉野川	吉野川	梶屋敷-2	長岡郡	本山町	梶屋敷
341-09-225	吉野川	吉野川	梶屋敷-1	長岡郡	本山町	梶屋敷
341-09-228	吉野川	行川	両スノ-2	長岡郡	本山町	両スノ
341-09-231	吉野川	行川	合茶-6	長岡郡	本山町	合茶
341-09-232	吉野川	行川	合茶-4	長岡郡	本山町	合茶
5-2	吉野川	汗見川	吉野谷	長岡郡	本山町	吉野

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
				郡・市	町・村	字
5-3	吉野川	汗見川	サカイ谷	長岡郡	本山町	坂本
5-4	吉野川	汗見川	坂本中川	長岡郡	本山町	坂本
5-5	吉野川	汗見川	坂本北川	長岡郡	本山町	坂本
5-6	吉野川	汗見川	屋所谷	長岡郡	本山町	屋所
5-9	吉野川	汗見川	南大田羅谷	長岡郡	本山町	七戸
5-10	吉野川	汗見川	大田羅谷	長岡郡	本山町	七戸
5-11	吉野川	汗見川	井ノ向谷	長岡郡	本山町	瓜生野
5-12	吉野川	汗見川	モチゴヤ谷	長岡郡	本山町	瓜生野
5-13	吉野川	汗見川	奥白髪谷	長岡郡	本山町	冬ノ瀬
5-14	吉野川	汗見川	東浦谷	長岡郡	本山町	瓜生野
341-18-501	吉野川	吉野川	地主	長岡郡	本山町	地主
341-09-502	吉野川	吉野川	長瀬	長岡郡	本山町	長瀬
341-09-503	吉野川	吉野川	宮ノ谷ー3	長岡郡	本山町	宮の谷

9-8 砂防指定地

番号	溪流名	大字	字	指定年月日	告示 番号	備考
200	汗見川	吉野	北浦 他	S28. 2.12	142	
285	檜の川	吉延	川又 他	S29. 9.11	1,396	
465	木能津川	木能津	下モ等ノノ	S40. 5.11	1,347	
466	古田川	古田	ニイヤ	S40. 5.11	1,347	
627	麦山谷川	大石	南ナベラ	S42. 3.31	1,161	
628	川又川	大石	ツツキ山	S42. 3.31	1,161	S53.3.4 名称変更
629	唐谷川	大石	北野地	S42. 3.31	1,161	
630	大曲谷川	大石	大サコ	S42. 3.31	1,161	
631	南谷川	大石	フキノ窪	S42. 3.31	1,161	
638	コノ谷川	吉延	松ヶ休場	S42. 3.31	1,161	
639	クララケ谷川	吉延	シレイケナロ	S42. 3.31	1,161	
640	東の谷川	吉延	東谷	S42. 3.31	1,161	
641	宮谷川	吉延	一本杉	S42. 3.31	1,161	
849	檜の川	吉延	猴躍 他	S47. 1.20	74	
925	栗の木川	北山東	境谷	S48. 2.21	332	
926	行川	上関	カヤビラ	S48. 2.21	332	
1,006	車谷川	木能津	アカ田	S51. 2.18	157	
1,007	下谷川	北山	東浦 他	S51. 2.18	157	
1,227	汗見川	瓜生野	桑ノ川山 他	S55. 6. 7	1,123	直轄
1,235	牛芳谷川	上関	ゴボウ谷 他	S56. 6.20	1,186	
1,275	渡津川	北山	カキノ久保 他	S57. 7.17	1,382	
1,316	檜の川	吉延	上赤潰 他	S59. 3.24	701	
1,346	沢ケ内	沢ケ内	岡田 他	S59. 8.21	1,217	直轄
1,356	行川	上関 他	ヲソゴエ 他	S60. 1.28	111	
1,425	大田羅谷	七戸	谷クサシ 他	S61. 7.10	1,282	直轄
1,426	西谷	瓜生野	下作屋敷 他	S61. 7.10	1,282	直轄
1,458	唐谷川	上関	防奥	S63. 1.22	109	
1,491	奥白髪谷	七戸	奥白髪山 他	S63. 7.25	1,622	直轄
1,530	地藏谷川	本山	東谷 他	H 1. 1.21	84	
1,553	伊勢谷川及び同右支川	本山	ズイリ 他	H 2. 1.24	77	
1,568	七戸谷	七戸	城ノ尾山	H 2. 8. 6	1,433	直轄
1,619	吹ケ野谷	沢ケ内	東田 他	H 4. 3.21	724	直轄
1,620	モチゴヤ谷	瓜生野	岩ケヤチ 他	H 4. 3.21	724	直轄
1,737	木能津川	古田 他	コビウラ 他	H 8. 4.11	1,205	
1,789	木能津川	古田 他	九代 他	H10. 3.23	775	
1,865	アキヤ谷	寺家	西ノ峯 他	H12. 5.12	1,294	直轄
1,982	屋所谷	屋所	桃の久保 他	H16.10.12	1,285	直轄
1,983	坂本谷	坂本	中畝 他	H16.10.12	1,285	直轄
1,991	梶屋瀬谷川	北山	セノ上他	H17.2.3	144	
2,034	井ノ向谷	瓜生野	井野向	H22.2.18	106	直轄
2,056	西谷右支	瓜生野 他	日野裏 他	H24.8.24	923	直轄

番号	溪流名	大字	字	指定年月日	告示 番号	備考
2,057	西谷左支	瓜生野	井口 他	H24.8.24	923	直轄
2,070	十二所谷川	本山	宮ノ谷 他	H25.9.24	879	
2,073	坂本北川	坂本	蒔蕨野 他	H26.3.20	348	直轄
2,074	坂本中川	坂本	池ノ迫 他	H26.3.20	348	直轄
2,085	屋所谷右支	屋所	宮谷 他	H28.3.8	478	直轄
2,109	行川支川	下関	上峠 他	H31.3.11	326	直轄
2,110	栗の木川支川	北山	カワチノミヤ 他	H31.3.11	326	直轄
2,117	行川本川	上関・ 下関	シマアレ 他	R2.6.12	670	直轄
2,145	吹ヶ野下谷	沢ヶ内、 坂本	一ノ渡り 他	R5.2.14	98	直轄

9-9 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）

国有林

危険地区 番 号	市 町 村 名	地 区	位 置	公 共 施 設 等		
				人家戸数	公共施設 建 物	道 路
1	本 山 町	下 関	行川山 41			林 道
2	本 山 町	仁 尾 ケ 内	仁尾ケ内山 45			林 道
3	本 山 町	瓜 生 野	桑ノ川山 6			林 道
4	本 山 町	七 戸	奥しらが山 28			林 道
5	本 山 町	坂 瀬	坂瀬山 16			県 道
6	本 山 町	七 戸	竜王山 33			県 道
7	本 山 町	七 戸	竜王山 33			県 道
8	本 山 町	仁 尾 ケ 内	仁尾ケ内山 45			林 道
9	本 山 町	七 戸	竜王山 25			県 道
10	本 山 町	下 関	行川山 41			林 道

民有林直轄以外

箇所番号	大字	地区名	公共施設等				
			人家戸数	公共施設 建物	道路		
					国道	県道	その他
341-0001	坂本	坂本	17	0		○	○
341-0002	瓜生野	桑の川	11	0			○
341-0003	瓜生野	東浦	5	0		○	○
341-0004	瓜生野	冬ノ瀬	20	0		○	○
341-0005	瓜生野	冬ノ瀬N○2	15	0		○	○
341-0006	瓜生野	与次ヤシキ	13	0		○	○
341-0007	瓜生野	草原	12	0		○	
341-0008	瓜生野	草原	5	0		○	
341-0009	瓜生野	瓜生野	17	0		○	
341-0010	瓜生野	作屋敷	60	0		○	○
341-0011	七戸	七戸	33	0		○	○
341-0012	七戸	大田羅	12	0		○	○
341-0013	瓜生野	西谷N○1	8	0		○	○
341-0014	瓜生野	西谷N○2	19	0			○
341-0015	沢ケ内	沢ケ内	61	1		○	○
341-0016	沢ケ内	早稲田	16	0		○	○
341-0017	立野	立野N○1	8	0		○	○
341-0018	立野	立野N○2	20	0		○	○
341-0019	立野	立野N○3	26	0		○	○
341-0020	吉野	吉野N○1	34	0		○	○
341-0021	吉野	吉野N○2	106	5		○	○
341-0022	吉野	吉野N○3	11	0			○

箇所番号	大字	地区名	公共施設等				
			人家戸数	公共施設 建物	道路		
					国道	県道	その他
341-0023	本山	上ノ宮	145	0	○		○
341-0024	下関	下関N○2	24	0		○	○
341-0025	本山	本山N○2	323	2	○	○	○
341-0026	井ノ窪	井ノ窪	56	0	○	○	○
341-0027	井ノ窪	松島N○1	33	0	○		○
341-0028	助藤	山崎	58	0	○		○
341-0029	下関	下関N○1	8	0		○	
341-0030	上関	上関N○1	31	0			○
341-0031	上関	上関N○2	10	0			○
341-0032	上関	藤ノ谷	23	0			○
341-0033	上関	蛇野	18	0			○
341-0034	北山	日浦	17	0			○
341-0035	北山	細野	45	0			○
341-0036	北山	渡津	16	0		○	○
341-0037	北山	大瀬N○2	19	0		○	○
341-0038	北山	大瀬N○3	19	0		○	○
341-0039	北山	大瀬N○4	16	0		○	○
341-0040	北山	猿ヶ滝	30	0			○
341-0041	北山	大田組	16	0			○
341-0042	下関	下関N○3	35	0		○	○
341-0043	瓜生野	与次屋敷N○1	2	0		○	○
341-0044	七戸	七戸	6	0		○	○
341-0045	七戸	瓜生野向	10	0			○
341-0046	沢ヶ内	沢ヶ内	0	0		○	
341-0047	北山	北山西	50	1	○	○	○
341-0048	上関	下関	7	0		○	○
341-0049	上関	下関	23	0		○	○
341-0050	大石	下大石	5	0			○
341-0051	大石	下大石	16	0			○
341-0052	本山	本山	27	0	○		○
341-0053	本山	本山N○1	480	13	○		○

9-10 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）

国有林

危険地区 番 号	市 町 村 名	地 区	位 置	公 共 施 設 等		
				人家戸数	公共施設 建 物	道 路
1	本 山 町	上 関	牛蒡谷山 43			林 道

民有林直轄以外

箇所番号	大字	地区名	公共施設等				
			人家戸数	公共施設 建物	道路		
					国道	県道	その他
341-0001	瓜生野	冬ノ瀬 NO, 1	0	0			○
341-0002	瓜生野	冬ノ瀬 NO, 2	1	0		○	○
341-0003	瓜生野	瓜生野 NO, 2	14	0		○	○
341-0004	瓜生野	瓜生野 NO, 2	5	0		○	○
341-0005	上関	新頃 NO, 2	4	0			○
341-0006	瓜生野	瓜生野 NO, 3	6	0		○	○
341-0007	沢ノ内	屋所	8	0		○	○
341-0008	立野	坂本	8	0		○	○
341-0009	本山	長瀬 NO, 1	0	0			○
341-0010	北山	梶屋瀬	1	0			○
341-0011	北山	猿ヶ滝 NO, 1	7	0			○
341-0012	北山	猿ヶ滝 NO, 2	4	0			○
341-0013	上関	蛇野	3	0			○
341-0014	北山	日浦 NO, 1	8	0			○
341-0015	北山	日浦 NO, 2	8	0			○
341-0016	北山	栗ノ木 NO, 1	4	0			○
341-0017	北山	栗ノ木 NO, 2	8	0			○
341-0018	北山	栗ノ木 NO, 3	0	0			○
341-0019	下関	上関 NO, 1	90	0		○	○
341-0020	下関	上関 NO, 2	2	0			○
341-0021	下関	上関 NO, 3	0	0			○
341-0022	上関	藤ノ谷	0	0			○
341-0023	助藤	山崎 NO, 1	0	0			○
341-0024	助藤	山崎 NO, 2	1	0	○		○
341-0025	上関	梶屋敷	9	0			○
341-0026	北山	峰ノ平	2	0		○	○
341-0027	本山	本山	28	1	○		○
341-0028	吉延	吉延	1	0			○
341-0029	下関	下関	25	0			○
341-0030	北山	北山	4	0			○
341-0031	上関	上関	0	0			○
341-0032	下関	下関	7	0		○	○
341-0033	大石	地主	1	0			○
341-0034	大石	上大石	2	0			○
341-0035	瓜生野	坂瀬	0	0			○
341-0036	七戸	七戸 NO, 3	1	0		○	

9-11 道路危険箇所（県管理）

落石崩壊

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般国道	439号	D439A520	84.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A525	361.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A530	290.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A535	235.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A540	294.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A545	139.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A550	274.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A555	137.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A560	615.0		長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439A565	49.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A570	95.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A575	11.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A580	20.0		長岡郡本山町井窪	
一般国道	439号	D439A585	93.0		長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439A590	87.0		長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439A595	27.0		長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439A600	140.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A605	119.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A610	340.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A615	213.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A620	28.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A625	156.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A630	50.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A635	85.0		長岡郡本山町本山	
一般県道	磯谷本山線	D262A095	143.0		長岡郡本山町下関	
一般県道	磯谷本山線	D262A100	130.0		長岡郡本山町下関	
一般県道	磯谷本山線	D262A105	160.0		長岡郡本山町上関	
一般県道	磯谷本山線	D262A110	186.0		長岡郡本山町上関	
一般県道	磯谷本山線	D262A115	145.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A120	141.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A125	277.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A130	68.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A135	70.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A140	120.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A005	130.0		長岡郡本山町寺家	
一般県道	田井大瀬線	D263A010	109.0		長岡郡本山町寺家	
一般県道	田井大瀬線	D263A015	475.0		長岡郡本山町寺家	
一般県道	田井大瀬線	D263A020	34.0		長岡郡本山町寺家～北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A025	485.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A030	47.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A035	65.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A040	155.0		長岡郡本山町北山	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般県道	田井大瀬線	D263A045	65.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A050	76.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A005	245.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A010	185.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A015	175.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A020	270.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A025	1300.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A030	25.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A035	120.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A040	190.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A045	80.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A050	365.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A055	133.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A060	330.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A065	612.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A070	36.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A075	30.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A080	160.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A085	200.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A090	9.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A100	17.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A095	92.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A105	223.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A110	511.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A125	13.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A115	120.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A120	640.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A130	295.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A135	180.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A140	302.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A145	453.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A150	160.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A155	175.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A160	305.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A165	388.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A170	123.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A175	625.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A180	50.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A185	273.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A190	70.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A195	285.0		長岡郡本山町七戸～瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A200	506.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A205	220.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A210	212.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A215	90.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A220	187.0		長岡郡本山町瓜生野	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般県道	坂瀬吉野線	D264A225	97.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A230	85.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A235	50.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A240	142.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A245	140.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A250	118.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A255	629.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A260	351.0		長岡郡本山町瓜生野～屋所 ～沢ヶ内	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A265	212.0		長岡郡本山町沢ヶ内	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A270	65.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A275	205.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A280	162.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A285	173.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A290	70.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A295	105.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A300	475.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A305	186.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A310	408.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A315	242.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A320	135.0		長岡郡本山町坂本～吉野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A325	105.0		長岡郡本山町坂本～吉野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A330	280.0		長岡郡本山町坂本～吉野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A335	397.0		長岡郡本山町坂本～吉野	
一般県道	上穴内本山線	D267A005	360.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A010	205.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A015	435.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A020	130.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A025	110.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A030	95.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A035	170.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A040	112.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A045	143.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A050	50.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A055	225.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A060	120.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A065	471.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A070	290.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A075	110.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A080	75.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A085	50.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A090	122.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A095	95.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A100	182.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A105	90.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A115	70.0		長岡郡本山町吉延	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般県道	上穴内本山線	D267A120	37.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A125	50.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A130	58.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A135	240.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A140	122.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A145	168.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A150	120.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A155	276.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A160	132.0		長岡郡本山町高角	

岩石崩壊

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般県道	坂瀬吉野線	D264B005	340.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B010	120.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B015	190.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B020	133.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B025	180.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B030	285.0	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B035	212.0	長岡郡本山町沢ヶ内	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B040	205.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B045	105.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B050	408.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	上穴内本山線	D267B005	110.0	長岡郡本山町吉延	

地すべり

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般国道	439号	D439C060	750.0	長岡郡本山町助藤～木能津	
一般国道	439号	D439C065	840.0	長岡郡本山町木能津～本山	
一般国道	439号	D439C070	280.0	長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439C075	1080.0	長岡郡本山町本山	
一般県道	磯谷本山線	D262C020	665.0	長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262C025	665.0	長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263C005	315.0	長岡郡本山町寺家	
一般県道	田井大瀬線	D263C010	585.0	長岡郡本山町北山	
一般県道	上穴内本山線	D267C005	143.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267C010	225.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267C015	2615.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267C020	1291.0	長岡郡本山町高角	

土石流

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般国道	439号	D439E105	4.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439E110	4.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439E115	12.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E120	8.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E125	8.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E130	6.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E135	4.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E140	4.0	長岡郡本山町木能津	
一般県道	磯谷本山線	D262E035	20.0	長岡郡本山町北山	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般県道	坂瀬吉野線	D264E005	11.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E010	10.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E015	5.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E020	5.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E025	10.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E030	4.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E035	5.0	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E040	6.0	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E045	5.0	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E050	10.0	長岡郡本山町七戸～瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E055	8.0	長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E060	10.0	長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E065	10.0	長岡郡本山町瓜生野～屋所	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E070	8.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	上穴内本山線	D267E005	15.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E010	10.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E015	11.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E020	10.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E025	4.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E030	8.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E035	12.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E040	3.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E045	5.0	長岡郡本山町高角	

盛土災害

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般国道	4 3 9 号	D439F025	146.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9 号	D439F030	59.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9 号	D439F035	234.0	長岡郡本山町下津野	
一般国道	4 3 9 号	D439F040	319.0	長岡郡本山町下津野～井の窪	
一般県道	坂瀬吉野線	D264F005	29.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264F010	110.0	長岡郡本山町沢ヶ内	
一般県道	坂瀬吉野線	D264F015	23.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	上穴内本山線	D267F005	45.0	長岡郡本山町吉延	

擁壁

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般国道	4 3 9 号	D439G170	37.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9 号	D439G175	58.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9 号	D439G180	77.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9 号	D439G185	71.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9 号	D439G190	162.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9 号	D439G195	224.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9 号	D439G200	137.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9 号	D439G205	34.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9 号	D439G210	64.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9 号	D439G215	118.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9 号	D439G220	234.0	長岡郡本山町下津野	
一般国道	4 3 9 号	D439G225	50.0	長岡郡本山町本山	
一般国道	4 3 9 号	D439G230	201.0	長岡郡本山町本山	
一般国道	4 3 9 号	D439G235	147.0	長岡郡本山町本山	
一般国道	4 3 9 号	D439G240	93.0	長岡郡本山町本山	
一般県道	田井大瀬線	D263G005	80.0	長岡郡本山町寺家	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般県道	田井大瀬線	D263G010	70.0	長岡郡本山町北山	
一般県道	坂瀬吉野線	D264G005	36.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264G010	110.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264G015	40.0	長岡郡本山町屋所	
一般県道	坂瀬吉野線	D264G020	150.0	長岡郡本山町屋所	
一般県道	上穴内本山線	D267G005	32.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267G010	60.0	長岡郡本山町吉延	

橋梁基礎の洗掘

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般県道	田井大瀬線	D263H005	145.0	吉田橋	土佐郡土佐町田井～ 長岡郡本山町吉野	
一般県道	田井大瀬線	D263H010	48.0	三倉橋	長岡郡本山町吉野	
一般県道	田井大瀬線	D263H015	9.5	上谷橋	長岡郡本山町北山	
一般県道	坂瀬吉野線	D264H005	14.6	坂瀬橋	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264H010	13.5	冬ノ瀬橋	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264H015	17.4	藤ヶ谷橋	長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264H020	22.6	汗見川橋	長岡郡本山町屋所～沢ヶ内	

9-12 河川危険区域（国土交通省所管）

河川名	責任市町村名	危険区域		特に危険な場所及び対策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
		左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される危険状況	水防工法	公共施設	一般戸数	人口 (人)	耕地 (ha)	
吉野川	本山市	右	1,500	右	300	本山市本山	溢水	土俵積		15	80	13.0	本山小学校
汗見川	本山市	左右	1,000 1,000	左右	200 100	本山市吉野	溢水	土俵積	2	135	315	10.0	吉野公民館

9-13 ため池危険地区（農村振興局所管）

市町村名	名称	所在地	堤高(m)	貯水量(m ³)	決壊等による人家への影響 人家(戸)
本山市	沢の池	吉延	10.9	44,000	1
本山市	三山池	寺池	14.5	70,000	22

10 気象観測に関する資料

10-1 雨量観測所

整理 No	所轄区分	流域名	観測所名	所在地	備考
18	本山事務所	吉野川	本山	本山町本山	県所管
11	国土交通省吉野川 ダム統合管理事務所	汗見川	汗見	本山町大字沢ヶ内 坂瀬山	国及び気象台所管
12	国土交通省吉野川 ダム統合管理事務所	吉野川	古田	本山町大字古田字 ウ子	国及び気象台所管
68	高知地方気象台	吉野川	本山	本山町本山	国及び気象台所管

10-2 水位観測所

(単位：m)

整理 No	所轄 区分	河川名 (水系)	観測 所名	所在地	種 別	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点高 ELm
25	本山事務所	吉野川	本山	本山町 本山	量	5.00	8.00			233.83
94	独立行政法人 水資源機構	吉野川	本山橋	本山町 本山	テ	8.00	10.50	12.60	13.10	232.54

【種別】テ：テレメーター、量：量水標

10-3 地震計

番号	設置場所	備考
22	長岡郡本山町本山 嶺北広域行政事務組合消防本部	県設置市町村計測震度計

10-4 気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがある。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●建物の状況

震度 階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 ※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

本山町地域防災計画

平成 18 年 4 月 1 日 発行

平成 28 年 3 月 31 日 改定

令和 6 年 3 月 22 日 改定

編 集
発 行

本山町防災会議
